

平成 20 年第 1 回 つくばみらい市議会臨時会会議録

平成 20 年 3 月 3 日 開会
平成 20 年 3 月 3 日 閉会

平成 20 年第 1 回 つくばみらい市議会定例会会議録

平成 20 年 3 月 6 日 開会
平成 20 年 3 月 21 日 閉会

つくばみらい市議会

平成20年第1回つくばみらい市議会臨時会会議録

○招集告示	1
○日時	2
○出席並びに欠席議員	2
○出席説明員	2
○出席事務局職員	2
○会議録署名議員	3
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○開会	4
・開会の宣告	4
・仮議席の指定について	5
・選挙第1号	6
・議席の指定について	8
・会議録署名議員の指名	8
・会期の決定について	9
・選挙第2号	9
・常任委員会委員の選任について	11
・議会運営委員会委員の選任について	11
・発議第1号 上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	12
・選挙第3号	14
・選挙第4号	14
・選挙第5号	15
・選挙第6号	16
・発議第2号 上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	17
・報告第1号、議案第1号、議案第2号 上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	18
・閉会の宣告	20
○閉会	21

平成20年第1回つくばみらい市議会定例会会議録

○招集告示	23
○会期日程表	24

会 議 録 第 1 号

○ 日時	25
○ 出席並びに欠席議員	25
○ 出席説明員	25
○ 出席事務局職員	25
○ 会議録署名議員	26
○ 議事日程	26
○ 本日の会議に付した事件	27
○ 開会	28
・ 開会の宣告	28
・ 会議録署名議員の指名	28
・ 会期の決定について	28
・ 請願について	30
・ 議案第3号～議案第33号 上程	30
・ 提案理由の説明	31
・ 議案第33号 質疑、採決	39
・ 散会の宣告	40
○ 散会	40

会 議 録 第 2 号

○ 日時	41
○ 出席並びに欠席議員	41
○ 出席説明員	41
○ 出席事務局職員	41
○ 議事日程	42
○ 本日の会議に付した事件	43
○ 開議	44
・ 開議の宣告	44
・ 発議第3号 上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	44
・ 発議第4号 上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	45
・ 議案第3号～議案第32号 質疑	47
・ 議案第3号～議案第17号、議案第19号～議案第23号について委員会付託	48
・ 予算特別委員会の設置及び議案第24号～議案第32号について委員会付託	49

・選挙第7号	49
・散会の宣告	51
○散会	51

会 議 録 第 3 号

○日時	53
○出席並びに欠席議員	53
○出席説明員	53
○出席事務局職員	54
○議事日程	54
○本日の会議に付した事件	54
○開議	54
・開議の宣告	54
・一般質問	54
14番 山 崎 貞 美 君	54
1. 本市に係る県の事業について	
2. 街路樹の管理について	
13番 海老原 弘 君	60
1. 市内小学校におけるいじめの問題	
2. 取手地方広域下水道の計画	
12番 古 川 よし枝 君	67
1. 後期高齢者医療制度について	
2. 学校給食について	
18番 川 上 文 子 君	75
1. 「DV被害実態の理解と支援の実際」と題する講演会中止について	
2. 再度市長が福岡堰土地改良区の理事長だった時のことについて伺う	
3. 市民窓口課の業務内容について	
5番 中 山 栄 一 君	87
1. コミュニティバスの運行について	
2. 谷和原第1、第2保育所送迎バスの変更について	
3. 行政コスト（人件費）の削減について	
4. 市内小規模小学校対策について	
3番 高 木 寛 房 君	98
1. 県道つくば野田線の整備状況について	

・散会の宣告	101
○散会	101

会 議 録 第 4 号

○日時	103
○出席並びに欠席議員	103
○出席説明員	103
○出席事務局職員	104
○議事日程	104
○本日の会議に付した事件	105
○開議	106
・開議の宣告	106
・一般質問	106
7 番 堤 実 君	106
1. 保育所送迎バス運行について	
2. 健全財政再建策について	
2 番 坂 洋 君	111
1. 県道の整備について	
2. コミュニティバス見直し計画について	
4 番 染 谷 礼 子 君	116
1. 放課後子どもプランについて	
2. ブックスタート事業について	
3. 県道の歩道整備について	
8 番 岡 田 伊 生 君	121
1. 区域指定について	
1 番 秋 田 政 夫 君	129
1. 地域の教育力向上、国際交流協会等の設立について	
2. 農業問題について	
3. 自主財源の確立と工業用地の基盤整備について	
・議案第3号～議案第32号 委員長報告、質疑	137
・討論・採決	145
・閉会中の継続調査の件	159
・閉会中の継続審査の件	159
・閉会の宣告	160

○閉会	160
-----------	-----

第 1 回臨時会会議録

つくばみらい市告示第 15 号

平成 20 年第 1 回つくばみらい市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 20 年 2 月 26 日

つくばみらい市長 飯 島 善

1. 期 日 平成 20 年 3 月 3 日

2. 場 所 つくばみらい市議会議事堂

3. 付議事件

- (1) 議長の選挙について
- (2) 副議長の選挙について
- (3) 常任委員会委員の選任について
- (4) 議会運営委員会委員の選任について
- (5) 議会広報特別委員会の設置に関する決議
- (6) 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- (7) 常総衛生組合議会議員の選挙について
- (8) 取手地方広域下水道組合議会議員の選挙について
- (9) 専決処分の報告について (第 1 号)
- (10) 専決処分の承認を求めることについて (第 1 号)
- (11) つくばみらい市市民農園条例の一部を改正する条例

平成 20 年第 1 回
つくばみらい市議会臨時会会議録 第 1 号

平成 20 年 3 月 3 日 午前 10 時 03 分開会

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	11 番	松 本 和 男 君
2 番	坂 洋 君	12 番	古 川 よし枝 君
3 番	高 木 寛 房 君	13 番	海老原 弘 君
4 番	染 谷 礼 子 君	14 番	山 崎 貞 美 君
5 番	中 山 栄 一 君	15 番	廣 瀬 満 君
6 番	倉 持 悦 典 君	16 番	今 川 英 明 君
7 番	堤 實 君	17 番	豊 島 葵 君
8 番	岡 田 伊 生 君	18 番	川 上 文 子 君
9 番	直 井 誠 巳 君	19 番	中 山 平 君
10 番	横 張 光 男 君	20 番	神 立 精 之 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
市 副 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	海老原 茂 君
市 民 部 長	渡 辺 勝 美 君
保 健 福 祉 部 長	鈴 木 等 君
産 業 振 興 部 長	鈴 木 清 君
都 市 建 設 部 長	青 木 秀 君
教 育 次 長	倉 持 政 永 君
会 計 管 理 者	豊 島 久 君
秘 書 広 聴 課 長	森 勝 巳 君
総 務 課 長	湯 元 茂 男 君
農 政 課 長	坂 田 宏 君
水 道 課 長	間根山 知 己 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
議 会 事 務 局 副 参 事	井 波 進 君
書 記	亀 田 和 義 君

1. 会議録署名議員

1 番 秋 田 政 夫 君
2 番 坂 洋 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成 20 年 3 月 3 日 (月曜日)

午前 10 時 03 分開会

(その 1)

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 選挙第 1 号 議長の選挙について

(その 2)

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 選挙第 2 号 副議長の選挙について

日程第 5 常任委員会委員の選任について

日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

日程第 7 発議第 1 号 議会広報特別委員会の設置に関する決議

日程第 8 選挙第 3 号 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

日程第 9 選挙第 4 号 常総衛生組合議会議員の選挙について

日程第 10 選挙第 5 号 取手地方広域下水道組合議会議員の選挙について

日程第 11 報告第 1 号 専決処分の報告について (第 1 号)

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (第 1 号)

議案第 2 号 つくばみらい市市民農園条例の一部を改正する条例

追加日程第 1 選挙第 6 号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の補欠選挙について

追加日程第 2 発議第 2 号 常総地方広域市町村圏事務組合が建設予定のごみ処理施設機種選定の白紙撤回を求める意見書

1. 本日の会議に付した事件

(その 1)

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 選挙第 1 号 議長の選挙について

(その 2)

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 選挙第 2 号 副議長の選挙について

日程第 5 常任委員会委員の選任について

日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

日程第 7 発議第 1 号 議会広報特別委員会の設置に関する決議

日程第8 選挙第3号 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

日程第9 選挙第4号 常総衛生組合議会議員の選挙について

日程第10 選挙第5号 取手地方広域下水道組合議会議員の選挙について

追加日程第1 選挙第6号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の補欠選挙について

追加日程第2 発議第2号 常総地方広域市町村圏事務組合が建設予定のごみ処理施設機種選定の白紙撤回を求める意見書

日程第11 報告第1号 専決処分の報告について（第1号）

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（第1号）

議案第2号 つくばみらい市市民農園条例の一部を改正する条例

午前10時00分

○議会事務局長（古谷安史君） おはようございます。議会事務局長の古谷です。

本臨時会は、一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、中山 平議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

それでは、中山 平議員、議長席にお着き願います。

〔臨時議長 中山 平君 着席〕

○臨時議長（中山 平君） ただいま紹介されました中山 平であります。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

午前10時03分開会

開会の宣告

○臨時議長（中山 平君） ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成20年第1回つくばみらい市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 本日、平成20年第1回つくばみらい市議会臨時会を開催するに当たり、一言お祝いの言葉を述べさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、去る2月3日執行されました市議会議員一般選挙で、激戦の中を見事に勝ち抜かれ、ご当選の栄に浴されましたことに、市民を代表いたしまして心よりお祝いと喜びを申し上げる次第であります。おめでとうございます。

さて、本市を取り巻く社会経済環境は、地方分権による権限の移譲、少子高齢化の急速な進展、高度情報化社会の到来、地球規模での環境問題の深刻化、市民ニーズの多様など、時代の大きな変革期にあります。これらさまざまな行政課題に的確に対応し、魅力あるまちづくりを進めていくため、市民と行政のまちづくりの指針となるべく、つくばみらい市総合計画を策定いたしました。今後も、行財政運営と各種施策の推進に全力を傾注してまいります。

どうか、議員各位におかれましても、選ばれた市民の代表として、その手腕、力量を遺憾なく発揮されまして、市政進展と市民福祉の向上のために、その重責を全うされますようお願いを申し上げる次第でございます。

最後に、議員皆様方のますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、簡単でございますが、私からのごあいさつといたします。

おめでとうございます。

○臨時議長（中山 平君） 続いて、本日出席しております執行部の紹介を、市長よりお願いします。

○市長（飯島 善君） それでは、私から本日議会に出席いたしております職員をご紹介します。

小林副市長です。

○副市長（小林弘文君） よろしく願いいたします。

○市長（飯島 善君） 豊嶋教育長です。

○教育長（豊嶋隆一君） よろしく願いします。

○市長（飯島 善君） 海老原総務部長です。

○総務部長（海老原 茂君） よろしく願いいたします。

○市長（飯島 善君） 渡辺市民部長です。

○市民部長（渡辺勝美君） よろしく願いします。

○市長（飯島 善君） 鈴木保健福祉部長です。

○保健福祉部長（鈴木 等君） よろしく願いいたします。

○市長（飯島 善君） 鈴木産業振興部長です。

○産業振興部長（鈴木 清君） よろしく願いします。

○市長（飯島 善君） 青木都市建設部長です。

○都市建設部長（青木 秀君） よろしく願いします。

○市長（飯島 善君） 倉持教育次長です。

○教育次長（倉持政永君） よろしく願いします。

○市長（飯島 善君） 豊島会計管理者です。

○会計管理者（豊島 久君） よろしく願いします。

○市長（飯島 善君） 森秘書広聴課長です。

○秘書広聴課長（森 勝巳君） よろしく願いします。

○市長（飯島 善君） 湯元総務課長です。

○総務課長（湯元茂男君） よろしく願いします。

○市長（飯島 善君） 以上です。よろしく願いします。

○臨時議長（中山 平君） それでは、議事日程（その１）に従いまして議事の進行をさせていただきます。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

仮議席の指定について

○臨時議長（中山 平君） 日程第１、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

選挙第 1 号 議長の選挙について

- 臨時議長（中山 平君） 日程第 2、選挙第 1 号 議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

- 臨時議長（中山 平君） ただいまの出席議員は20名であります。
投票用紙を配付させます。

〔投票用紙を配付〕

- 臨時議長（中山 平君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 臨時議長（中山 平君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱を点検〕

- 臨時議長（中山 平君） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名をフルネームで記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。
点呼を命じます。
- 議会事務局副参事（井波 進君） それでは点呼をいたします。

秋	田	政	夫	君
坂			洋	君
高	木	寛	房	君
染	谷	礼	子	君
中	山	栄	一	君
倉	持	悦	典	君
堤			實	君
岡	田	伊	生	君
直	井	誠	巳	君
横	張	光	男	君
松	本	和	男	君
古	川	よし	枝	君
海老原		弘		君
山	崎	貞	美	君
廣	瀬		満	君
今	川	英	明	君
豊	島		葵	君
川	上	文	子	君
中	山		平	君
神	立	精	之	君

- 臨時議長（中山 平君） 投票漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（中山 平君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

- 臨時議長（中山 平君） 開票を行います。
会議規則第30条第1項の規定により、立会人に1番秋田政夫君、2番坂 洋君、3番高木寛房君を指名します。よって、3名の方の立ち会いをお願いします。

〔秋田政夫君、坂 洋君、高木寛房君立ち会いの上開票〕

- 臨時議長（中山 平君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 20票

無効投票 0票

有効投票中

今 川 英 明 君 11票

松 本 和 男 君 9票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、今川英明君が議長に当選されました。

- 臨時議長（中山 平君） ただいま議長に当選されました今川英明君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

今川英明君、登壇の上、当選の承諾及びごあいさつをお願いいたします。

議長今川英明君。

〔議長 今川英明君 登壇〕

- 議長（今川英明君） 皆様のご協力によりまして、議長という大役を仰せつかりました。まことにありがとうございました。

先ほども申し上げましたが、合併後の初の選挙でありまして、市民の皆さんが大いに関心を持たれ、また、今後の議会をどういうふうになるか、期待をされているところであると思います。皆様のご期待にこたえるために、議会の円滑化あるいは住民の負託にこたえまして、つくばみらい市の将来が明るい兆しが見出せますように、議会一丸となって頑張れるように、不肖私でありますけれども、一生懸命頑張りますので、よろしくご指導をお願いしまして、簡単でありますけれども、ごあいさつにかえます。

ありがとうございました。

- 臨時議長（中山 平君） 以上をもちまして、臨時議長の職務をすべて終了いたしました。

今川英明議長、議長席にお着き願います。

皆様のご協力、ありがとうございました。

〔臨時議長 中山 平君 退席、議長 今川英明君 着席〕

- 議長（今川英明君） ここで暫時休憩をいたします。

午前10時20分休憩

午前 10 時 32 分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に続き会議を開きます。

それでは、お手元に配付の議事日程（その 2）に従いまして議事の進行をさせていただきます。よろしくご協力のほどをお願いいたします。

議席の指定について

○議長（今川英明君） 日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により議長において指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席番号を、職員に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（古谷安史君）

1 番	秋	田	政	夫	議員
2 番	坂			洋	議員
3 番	高	木	寛	房	議員
4 番	染	谷	礼	子	議員
5 番	中	山	栄	一	議員
6 番	倉	持	悦	典	議員
7 番	堤			實	議員
8 番	岡	田	伊	生	議員
9 番	直	井	誠	巳	議員
10 番	横	張	光	男	議員
11 番	松	本	和	男	議員
12 番	古	川	よし枝		議員
13 番	海老原		弘		議員
14 番	山	崎	貞	美	議員
15 番	廣	瀬		満	議員
16 番	今	川	英	明	議員
17 番	豊	島		葵	議員
18 番	川	上	文	子	議員
19 番	中	山		平	議員
20 番	神	立	精	之	議員

以上です。

○議長（今川英明君） ただいま朗読したとおりの議席を指定いたします。

会議録署名議員の指名について

○議長（今川英明君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 76 条の規定によって、1 番秋田政夫君、2 番坂 洋君を指名いたします。

会期の決定について

- 議長（今川英明君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

選挙第2号 副議長の選挙について

- 議長（今川英明君） 日程第4、選挙第2号 副議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

- 議長（今川英明君） ただいまの出席議員は20名であります。
投票用紙を配付させます。

〔投票用紙を配付〕

- 議長（今川英明君） 投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（今川英明君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

- 議長（今川英明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名をフルネームで記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

- 議会事務局副参事（井波 進君） それでは点呼いたします。

秋	田	政	夫	君
坂			洋	君
高	木	寛	房	君
染	谷	礼	子	君
中	山	栄	一	君
倉	持	悦	典	君
堤			實	君
岡	田	伊	生	君
直	井	誠	巳	君
横	張	光	男	君
松	本	和	男	君
古	川	よし	枝	君
海老原			弘	君
山	崎	貞	美	君

廣 瀬 満 君
今 川 英 明 君
豊 島 葵 君
川 上 文 子 君
中 山 平 君
神 立 精 之 君

○議長（今川英明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（今川英明君） 開票を行います。

会議規則第30条第1項の規定により、立会人に4番染谷礼子君、5番中山栄一君、6番倉持悦典君を指名します。よって、3名の方の立ち会いをお願いします。

〔染谷礼子君、中山栄一君、倉持悦典君立ち会いの上開票〕

○議長（今川英明君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 20票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、

有効投票 20票

無効投票 0票

有効投票中

岡 田 伊 生 君 10票

横 張 光 男 君 10票

以上のとおりであります。

即ち、岡田伊生君の得票と横張光男君の得票が同数であり、しかもその得票数は法定得票数の5票を超えております。よって、地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条の規定によって、当選者はくじで定めることになりました。

くじの手順を申し上げます。

まず、くじを引く順番をくじで決め、その順序に基づいて当選人を定めるくじを引いていただくことにいたします。

以上、ご了承願います。

岡田伊生君、横張光男君、登壇を願います。

〔8番 岡田伊生君、10番 横張光男君 登壇〕

○議長（今川英明君） まず、くじを引く順序をお決めください。

〔くじを引く〕

○議長（今川英明君） ただいまのくじの結果、くじを引く順番は横張光男君が最初にくじをお引き願います。

くじは、1番と何も書いてないものがあります。1番を引いた者が当選となります。

〔くじを引く〕

○議長（今川英明君） くじの結果を報告いたします。

岡田伊生君が当選のくじを引かれました。よって、岡田伊生君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました岡田伊生君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

岡田伊生君、登壇の上、当選の承諾及びごあいさつをお願いいたします。

〔副議長 岡田伊生君 登壇〕

○副議長（岡田伊生君） どうも皆さん、ご推挙ありがとうございました。

3期目ということで、これから一生懸命頑張ってまいります。また、新議長の今川さんを補佐することは当然でございます。議事機関の議会であります本来の役割等を議長を補佐しながら頑張って、市民に受けられる議会運営に努力をしてみたい所存でございます。今後ともよろしくご指導のほどお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（今川英明君） ここで暫時休憩をいたします。

午前10時47分休憩

午前11時53分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任について

○議長（今川英明君） 日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名いたします。

総務常任委員会委員に松本和男君、海老原 弘君、山崎貞美君、今川英明、豊島 葵君、中山 平君、神立精之君。教育民生常任委員会委員に秋田政夫君、高木寛房君、染谷礼子君、直井誠巳君、横張光男君、川上文子君。経済常任委員会委員に坂 洋君、中山栄一君、倉持悦典君、堤 實君、岡田伊生君、古川よし枝君、廣瀬 満君。以上のとおりそれぞれ常任委員会委員に指名します。

ここで暫時休憩をします。

午前11時54分休憩

午前11時56分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に各常任委員会の正副委員長が互選されましたので、ご報告申し上げます。

総務常任委員長に神立精之君、同じく副委員長に海老原 弘君。教育民生常任委員長に直井誠巳君、同じく副委員長に高木寛房君。経済常任委員長に倉持悦典君、同じく副委員長に堤 實君。以上のとおりご報告申し上げます。

議会運営委員会委員の選任について

○議長（今川英明君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたし

ます。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名します。

議会運営委員会委員に高木寛房君、染谷礼子君、中山栄一君、倉持悦典君、直井誠巳君、豊島 葵君、川上文子君、神立精之君。以上のとおり議会運営委員会委員に指名いたします。

ここで暫時休憩します。

午前 11 時 57 分休憩

午前 11 時 58 分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので、ご報告申し上げます。

議会運営委員会委員長に豊島 葵君、同じく副委員長に川上文子君。以上のとおりご報告申し上げます。

発議第1号 議会広報特別委員会の設置に関する決議

○議長（今川英明君） 日程第7、発議第1号 議会広報特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

神立精之君。

〔20番 神立精之君 登壇〕

○20番（神立精之君）

発議第1号

議会広報特別委員会の設置に関する決議

次のとおり、議会広報特別委員会を設置する。

記

- 1 名 称 議会広報特別委員会
 - 2 設置の根拠 地方自治法第110条及びつくばみらい市議会委員会条例第5条
 - 3 目 的 議会広報紙の発行
 - 4 委員の定数 6名
 - 5 調査期間 議会広報特別委員会設置の議決の日から議員任期満了日まで
- 上記の議案を会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成20年3月3日提出

つくばみらい市議会議長 今川 英明 殿

提出者 つくばみらい市議会議員 神立 精之

賛成者 つくばみらい市議会議員 直井 誠巳

つくばみらい市議会議員 倉持 悦典

（提案理由）

本件は、市議会の活動状況や議会に関する諸般の事項等を住民に周知し、市民の議会に対する理解を深めることは非常に重要なことである。その一手段として議会広報の発行を

行うため、その編集、校正等を行うための議会広報特別委員会を設置しようとするものです。

以上です。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第１号については、会議規則第35条第２項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、発議第１号については委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから発議第１号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

ただいま決定されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定により議長において指名いたします。

議会広報特別委員会委員に秋田政夫君、坂 洋君、横張光男君、松本和男君、古川よし枝君、海老原 弘君。以上のとおり議会広報特別委員会委員に指名いたします。

ここで暫時休憩します。

午後零時０２分休憩

午後零時０３分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に議会広報特別委員会の正副委員長が互選されましたので、ご報告申し上げます。

議会広報特別委員会委員長に古川よし枝君、同副委員長に秋田政夫君。以上のとおりご報告申し上げます。

ここで暫時休憩をします。

午後零時０４分休憩

午後 1 時 0 2 分開議

- 議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
暫時休憩します。

午後 1 時 0 3 分休憩

午後 2 時 1 7 分開議

- 議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙第 3 号 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

- 議長（今川英明君） 日程第 8、選挙第 3 号 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、常総地方広域市町村圏事務組合同規約第 5 条の規定により、議員 3 名を選挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

常総地方広域市町村圏事務組合議会議員に倉持悦典君、堤 實君、川上文子君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました倉持悦典君、堤 實君、川上文子君を、常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました倉持悦典君、堤 實君、川上文子君が常総地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま常総地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました倉持悦典君、堤 實君、川上文子君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第 2 項の規定による告知をいたします。

選挙第 4 号 常総衛生組合議会議員の選挙について

- 議長（今川英明君） 日程第 9、選挙第 4 号 常総衛生組合議会議員の選挙を行います。

本件については、常総衛生組合同規約第5条第2項の規定により、議員2人を選挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

常総衛生組合同議会議員に中山栄一君、松本和男君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました中山栄一君、松本和男君を常総衛生組合同議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中山栄一君、松本和男君が常総衛生組合同議会議員に当選されました。

ただいま常総衛生組合同議会議員に当選されました中山栄一君、松本和男君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

選挙第5号 取手地方広域下水道組合同議会議員の選挙について

○議長（今川英明君） 日程第10、選挙第5号 取手地方広域下水道組合同議会議員の選挙を行います。

本件については、取手地方広域下水道組合同規約第5条の規定により、議員3名を選挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しま

した。

取手地方広域下水道組合議会議員に染谷礼子君、海老原 弘君、中山 平君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました染谷礼子君、海老原 弘君、中山 平君を取手地方広域下水道組合議会議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました染谷礼子君、海老原 弘君、中山 平君が取手地方広域下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま取手地方広域下水道組合議会議員に当選されました染谷礼子君、海老原 弘君、中山 平君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

お諮りします。

この際、選挙第6号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、この際、選挙第6号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決しました。

選挙第6号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の補欠選挙について

○議長（今川英明君） 追加日程第1、選挙第6号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

本件については、本市の組合議会議員の定数に欠員が生じたため、利根川水系県南水防事務組合規約第7条第2項の規定による議員1名を選挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

利根川水系県南水防事務組合議会議員に横張光男君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました横張光男君を利根川水系県南水防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました横張光男君が利根川水系県南水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま利根川水系県南水防事務組合議会議員に当選されました横張光男君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

なお、取手市外2市火葬場組合議会議員については、取手市外2市火葬場組合規約第5条において「関係市議会の議長、副議長及び衛生関係の常任委員長をもってあてる」と規定されておりますので、取手市外2市火葬場組合議会議員に議長今川英明、副議長岡田伊生君、総務常任委員長神立精之君となりますので、ご報告をいたします。

お諮りします。

ただいま倉持悦典君外2名から、発議第2号 常総地方広域市町村圏事務組合が建設予定のごみ処理施設機種選定の白紙撤回を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、この際、発議第2号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決しました。

発議第2号 常総地方広域市町村圏事務組合が建設予定のごみ処理施設機種選定の白紙撤回を求める意見書

○議長（今川英明君） 追加日程第2、発議第2号 常総地方広域市町村圏事務組合が建設予定のごみ処理施設機種選定の白紙撤回を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番倉持悦典君。

〔6番 倉持悦典君 登壇〕

○6番（倉持悦典君） 発議第2号の提案理由の説明をいたします。

発議第2号

常総地方広域市町村圏事務組合が建設予定のごみ処理施設機種選定の
白紙撤回を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成20年3月3日提出

つくばみらい市議会議員 今川 英明 殿

提出者 つくばみらい市議会議員 倉持 悦典

賛成者 つくばみらい市議会議員 堤 實

つくばみらい市議会議員 神立 精之

意見書の朗読をいたします。

常総地方広域市町村圏事務組合が建設予定の

ごみ処理施設機種選定の白紙撤回を求める意見書

常総地方広域市町村圏事務組合が建設予定のごみ処理施設建設・管理運営事業の入札が2月5日に行われたが入札不調となった。予定価格に達せず、約100億円も乖離があると

いう異常事態である。

2月7日の同議会では入札方式などは今後検討としているが、一方選定された機種については据え置くとしている。

入札が成立しなかった以上、機種選定も白紙に戻し、より一層競争性・透明性を高めていくことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月3日

つくばみらい市議会

提出先 常総地方広域市町村圏事務組合管理者であります。

以上、皆様のご賛同をいただきたく、お願い申し上げます。

ご説明を終わりにします。よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第35条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから発議第2号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手多数です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

報告第1号 専決処分の報告について（第1号）

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（第1号）

議案第2号 つくばみらい市市民農園条例の一部を改正する条例

○議長（今川英明君） 日程第11、報告第1号 専決処分の報告について（第1号）、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（第1号）、議案第2号 つくばみらい市市民農園条例の一部を改正する条例、以上3案件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今臨時会に提出をいたしました議案についてご説明を申し上げます。

今臨時会に提出いたしました議案の内容は、報告案件 1 件、専決処分承認案件 1 件、条例の一部改正案件 1 件の計 3 件でございます。

報告第 1 号 専決処分の報告について（第 1 号）についてでございますが、行政バス事故による損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたものでございます。賠償額につきましては、添付いたしました専決処分書のとおりでございます。

それでは、続きまして議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（第 1 号）でございますが、これは平成 19 年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 1 号）でございます。

借り入れしている上水道事業の企業債について、総務大臣より借りがえ対象要件に該当した借り入れ利率 7 % 以上の企業債が借りがえ承認を受けたことにより、その借りがえに要する企業債及び企業債償還金に不足が生じたことで、予算総額を資本的収入は 3 億 510 万円追加し、6 億 5,032 万 8,000 円に、資本的支出は 3 億 524 万 7,000 円追加し、7 億 9,484 万円としたものでございます。

また、承認されて借りがえできる企業債は平成 19 年度から平成 21 年度の 3 カ年間で、借り入れ利率 5 % 以上のものが年次借りがえできる予定でございます。

本案件につきましては、期限等の問題があり、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、配付させていただきました議案書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、議案第 2 号でございますが、つくばみらい市市民農園条例の一部を改正する条例でございます。

小張地内に設置しました市民農園の利用希望者の増加に対応するため、新たに利用区画数をふやす必要が生じたため、つくばみらい市市民農園条例の一部を改正するものであります。

詳細については、配付させていただきました議案書をごらんいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

報告第 1 号は、報告案件でありますので、ご了承願います。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 1 号については、会議規則第 35 条第 2 項の規定に

より委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、議案第１号については委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第１号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第１号は原案のとおり承認することに決しました。

続いて、議案第２号 つくばみらい市市民農園条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第２号については、会議規則第35条第２項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、議案第２号については委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第２号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（今川英明君） 以上で、本臨時会に付議されました事件については全部終了いた

しました。

これで会議を閉じます。

平成20年第1回つくばみらい市議会臨時会を閉会いたします。

午後2時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成20年3月3日

つくばみらい市議会臨時議長	中山平
---------------	-----

つくばみらい市議会議長	今川英明
-------------	------

つくばみらい市議会議員	秋田政夫
-------------	------

つくばみらい市議会議員	坂洋
-------------	----

第 1 回定例会会議録

つくばみらい市告示第 17 号

平成 20 年第 1 回つくばみらい市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 20 年 2 月 28 日

つくばみらい市長 飯 島 善

1 . 期 日 平成 20 年 3 月 6 日

2 . 場 所 つくばみらい市議会議事堂

平成20年第1回つくばみらい市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	区 分	議 事 内 容
3月6日	木	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願について 施政方針 議案の上程 提案理由の説明 監査委員の選任 散会 本会議終了後、全員協議会
3月7日	金	休 会	
3月8日	土		
3月9日	日		
3月10日	月	本会議	議員提出議案の審議 議案に対する質疑 議案の委員会付託 予算特別委員会の設置 後期高齢者議員補欠選挙 本会議終了後、議会運営委員会
3月11日	火	休 会	教育民生常任委員会
3月12日	水	休 会	総務常任委員会 経済常任委員会
3月13日	木	休 会	予算特別委員会 総務常任委員会
3月14日	金	休 会	予算特別委員会
3月15日	土		
3月16日	日		
3月17日	月	休 会	予算特別委員会
3月18日	火	休 会	
3月19日	水	本会議	一般質問
3月20日	木		祝日
3月21日	金	本会議	一般質問 委員長報告 質疑、討論、採決 閉会中の継続審査 閉会

第 1 号

[3 月 6 日]

平成20年第1回
つくばみらい市議会定例会会議録 第1号

平成20年3月6日 午後1時03分開会

1.出席議員

1番	秋田政夫君	11番	松本和男君
2番	坂洋君	12番	古川よし枝君
3番	高木寛房君	13番	海老原弘君
4番	染谷礼子君	14番	山崎貞美君
5番	中山栄一君	15番	廣瀬満君
6番	倉持悦典君	16番	今川英明君
7番	堤實君	17番	豊島葵君
8番	岡田伊生君	18番	川上文子君
9番	直井誠巳君	19番	中山平君
10番	横張光男君	20番	神立精之君

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市長	飯島善君
副市長	小林弘文君
教育長	豊嶋隆一君
総務部長	海老原茂君
市民部長	渡辺勝美君
健康福祉部長	鈴木等君
産業振興部長	鈴木清君
都市建設部長	青木秀君
教育次長	倉持政永君
会計管理者	豊島久君
秘書広聴課長	森勝巳君
参事兼企画政策課長	中川修君
総務課長	湯元茂男君
財政課長	秋田信博君
水道課長	間根山知己君
農業委員会事務局長	猪瀬重夫君

1.職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	古谷安史君
書記	亀田和義君

1. 会議録署名議員

3 番 高 木 寛 房 君

4 番 染 谷 礼 子 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成20年3月6日(木曜日)

午後1時03分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 請願について

日程第4 議案第3号 つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例の一部を改正する条例

議案第4号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 つくばみらい市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例

議案第7号 つくばみらい市環境保全条例の一部を改正する条例

議案第8号 つくばみらい市地域福祉基金条例の一部を改正する条例

議案第9号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第10号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第12号 つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例

議案第13号 つくばみらい市健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例

議案第14号 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

議案第15号 つくばみらい市立学校条例の一部を改正する条例

議案第16号 つくばみらい市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号 市道路線の認定について

議案第18号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算(第4号)

議案第19号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算(第2号)

議案第20号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第21号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第22号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算(第2号)

議案第23号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第2号)

- 議案第24号 平成20年度つくばみらい市一般会計予算
- 議案第25号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
- 議案第27号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第28号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
- 議案第29号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第30号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第31号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
- 議案第32号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計予算
- 議案第33号 監査委員の選任について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 請願について
- 日程第4 議案第3号 つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例の一部を改正する条例
 - 議案第4号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第5号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第6号 つくばみらい市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例
 - 議案第7号 つくばみらい市環境保全条例の一部を改正する条例
 - 議案第8号 つくばみらい市地域福祉基金条例の一部を改正する条例
 - 議案第9号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例
 - 議案第10号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第11号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 - 議案第12号 つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例
 - 議案第13号 つくばみらい市健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例
 - 議案第14号 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
 - 議案第15号 つくばみらい市立学校条例の一部を改正する条例
 - 議案第16号 つくばみらい市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第17号 市道路線の認定について
 - 議案第18号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）
 - 議案第19号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第2号）

議案第20号	平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第21号	平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第22号	平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第2号）
議案第23号	平成19年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第24号	平成20年度つくばみらい市一般会計予算
議案第25号	平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
議案第26号	平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
議案第27号	平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算
議案第28号	平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
議案第29号	平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
議案第30号	平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
議案第31号	平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
議案第32号	平成20年度つくばみらい市水道事業会計予算
議案第33号	監査委員の選任について

午後 1 時 0 3 分開会

開会の宣告

○議長（今川英明君） ただいまの出席議員は20名です。全員出席です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第 1 回つくばみらい市議会定例会を開会します。

○議長（今川英明君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局主幹、議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名について

○議長（今川英明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第76条の規定により議長において 3 番高木寛房君、4 番染谷礼子君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（今川英明君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りする前に、過日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長から会期等について委員会の結果を報告願います。

議会運営委員長豊島 葵君。

〔議会運営委員長 豊島 葵君 登壇〕

○議会運営委員長（豊島 葵君） それではご報告申し上げます。

去る3月4日に議会運営委員会を開催し、本定例会の日程等について協議をいたしました。その結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日から25日までの20日間で、本日は、施政方針、議案の上程及び執行部から議案の説明を求めます。また、人事案件である監査委員の選任について審議していただきます。

あした7日は休会、8日、9日は休日となります。

10日は、午後1時から本会議を開き、議員提出議案の審議と執行部提出の議案に対する質疑を行います。質疑は通告制ですので、質疑のある方は、あした正午までにお願ひいたします。続いて、議案の委員会付託と予算特別委員会の設置、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を予定しています。また、本会議終了後、議会運営委員会を予定しております。

11日は、午後1時から教育民生常任委員会を開催し、付託された議案の審査を行っていただきます。

12日は、午前10時から総務常任委員会を、午後1時から経済常任委員会を開催し、それぞれ付託された議案及び請願の審査を行っていただきます。

13、14、17日の3日間は、各日とも午前10時から予算特別委員会を開催し、平成20年度の一般会計と特別会計すべての予算の審議を行っていただきます。

15、16日は休日で、18日は休会となります。

19日は、午前10時から本会議を開催し、一般質問を行う予定です。

20日は休日となります。

21日は、午前10時から本会議を開催し、一般質問を行う予定です。

22、23日は休日で、24日は休会となります。

最終日25日は、午後1時から本会議を開き、各常任委員長及び予算特別委員長の報告、質疑、討論を行います。なお、討論は通告制ですので、討論のある方は19日正午までにお願ひします。引き続き議案の採決を行い、閉会となります。

なお、今定例会では、一般質問の通告期限が、あした7日の正午となっておりますので、そのため、10日に開催する議会運営委員会で改めて一般質問の日程を決定しますので、通告者が少ない場合は21日が最終日となる可能性も出てまいります。

以上が、議会運営委員会における会期日程についての協議結果であります。

皆さん方のご協力をお願いして、報告といたします。

○議長（今川英明君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの20日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月25日までの20日間に決定いたしました。

請願について

○議長（今川英明君） 日程第3、請願について。

今期定例会までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。所管の常任委員会に付託しましたから、ご報告いたします。

議案第 3 号	つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例の一部を改正する条例
議案第 4 号	つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第 5 号	つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第 6 号	つくばみらい市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例
議案第 7 号	つくばみらい市環境保全条例の一部を改正する条例
議案第 8 号	つくばみらい市地域福祉基金条例の一部を改正する条例
議案第 9 号	つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例
議案第 10 号	つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
議案第 11 号	つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第 12 号	つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例
議案第 13 号	つくばみらい市健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例
議案第 14 号	つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
議案第 15 号	つくばみらい市立学校条例の一部を改正する条例
議案第 16 号	つくばみらい市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 17 号	市道路線の認定について
議案第 18 号	平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）
議案第 19 号	平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第2号）
議案第 20 号	平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第 21 号	平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 22 号	平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第2号）
議案第 23 号	平成19年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第 24 号	平成20年度つくばみらい市一般会計予算
議案第 25 号	平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
議案第 26 号	平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
議案第 27 号	平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 28 号	平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
議案第 29 号	平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
議案第 30 号	平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 31 号	平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
議案第 32 号	平成20年度つくばみらい市水道事業会計予算
議案第 33 号	監査委員の選任について

○議長（今川英明君） 日程第4、議案第3号から議案第33号まで、31案件を一括上程い

たします。

提案理由の説明

○議長（今川英明君） 提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 本日、平成20年第1回つくばみらい市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用中にもかかわらずご出席を賜り、まことにありがとうございます。

開会にあたり、私の市政運営に対する所信の一端を申し上げ、あわせて本日提出いたしました平成20年度予算並びに条例、その他の議案について、その概要をご説明し、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、つくばみらい市も誕生して2年が経過し、新市の一体化に取り組みながら、「活力に満ちたうるおいとやすらぎのまち」をテーマに、まちづくりを市民の皆様とともに進めてまいりました。

TX開通以来、新市の交流拠点であるみらい平地区の区画整理事業も順調に進み、合併当時と比較し、この2年間で人口も約2,000人増加するなど、みらい平駅を中心とした新しい街並みも少しずつにぎわいを見せております。

また、三位一体の改革の推進により、地方交付税が削減されるなど歳入が思うように伸びないこと、道路や下水道事業の整備率がまだまだ不十分であり、今後ともこれらインフラ整備に多額の費用を要すること、加えてこれまでに整備してきた各種施設の老朽化等に対応すべく修繕費用や管理費用がかさむなど、市を取り巻く財政状況は年々厳しいものとなり、さらなる行政コストの削減、各種事業や各種団体への補助金の見直しを図るなど、さらなる行財政改革を進めてまいります。

このような状況の中、平成19年度に新市の羅針盤とも言うべき「つくばみらい市総合計画」を策定し、平成29年の目標人口を4万7,200人と設定した10年間の基本構想を定めました。地方分権がいよいよ実行の段階を迎え、総合的な市民サービスを提供する責務を負う地方自治体には、みずからの判断と責任で地域の特性を十分生かした主体的な地域づくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくことが強く期待をされております。地域間競争が激化する中で、個性的で魅力的な都市づくりのためには、今後も行政サービスの充実、市民生活の向上に努めるほか、より地域の特性や資質を生かした事業の推進が求められてまいります。

合併を一つの契機として、これから本市では、地域の個性と合併によるスケールメリットを生かした効率的かつ効果的な行財政運営を行っていかねばなりません。そのため、徹底した行財政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政の転換を図ることが急務となっております。

本市におきましても、市税収入が増加するものの、扶助費や公債費などの義務的経費の増加などにより、依然として厳しい財政状況にあります。予算編成にあたりましては、こうした状況を踏まえ、経常的な事務事業に要する経費について抑制を図るとともに、つく

ばみらい市集中改革プランに基づき、限られた財源の重点配分を心がけました。

それでは、平成20年度予算について説明を申し上げます。

平成20年度予算額でございますが、一般会計では137億6,450万円で、対前年度比で3%増となっております。一般会計、特別会計を合わせまして223億7,200万円となり、水道事業会計におきましては、資本的収入・支出が大幅に増となっているのは、後年度の事業運営の健全化を図るため、企業債の借りがえを実施したことによるものでございます。

続いて、一般会計の説明をいたします。

歳入でございますが、市税収入については、法人市民税の伸びやみらい平駅周辺の開発に伴う固定資産税の伸びなど、前年度の当初予算と比較して4億4,549万9,000円、パーセントにしますと7.9%でございますが、その増を見込みました。

その一方で、特別交付税、住宅ローン控除制度に伴い創設されました減収補てん特例交付金、地方再生対策費、税源移譲などを勘案して積算しました地方交付税は、3億1,000万円の減と大幅に減少する見込みです。13.7%になりますが。また、利子割交付金、配当割交付金、国庫支出金、県支出金が増となっておりますが、全体的な支出の財源確保のため、財政調整基金、減債基金からの繰入、及び臨時財政対策債を見込んでおります。

続きまして、平成20年度に実施する歳出の主要な施策につきまして、つくばみらい市総合計画前期基本計画の体系に沿って、その概要を説明させていただきます。

まず、「都市基盤の整備」についてであります。新市としての一体性の確保と広域的な道路ネットワークの充実を図るため、仮称豊体横町下宿線の整備事業の用地買収を引き続き実施するとともに、平成20年度から一部工事に着手してまいります。

また、東櫛戸台線については、早期実現に向け、引き続き用地の測量業務を実施いたしてまいります。

また、小張バイパスの整備とそれにつながる市道175号線の拡幅工事を実施してまいりたいと思っております。

さらに、足高地区の東小学校通学路を整備し、児童等の交通安全の確保に努めてまいります。

公共交通の整備としまして、みらい平駅を拠点に市内を循環するコミュニティバスを昨年10月に運行開始しましたが、より効率的な運行を図るため、アンケート調査を実施し、市民の利用状況に勘案した運行ルートの見直しを実施してまいります。

情報通信基盤の充実を図るため、小中学校のパソコンの整備や総合行政ネットワークシステムの再構築を予定しております。

また、自然環境と都市環境の調和した適切な土地利用を図るために、都市計画マスタープランの策定を予定しております。

次に、「生活環境の整備」でございますが、市民の生活や財産を守り、安心して住めるまちをつくるため、国が進めている防災行政無線による全国瞬時警報システムの導入や丘陵部地区に耐震性貯水槽3基を設置し防災施設の充実を図るとともに、消防団第4分団の車庫建てかえにより地域消防力の強化を図ってまいります。

水道事業につきましては、水質保全と生活環境の向上を図るため、水管橋改修工事や広域化対策事業として伊奈・谷和原丘陵部地区の水道管埋設工事を予定しております。

また、平成20年4月から伊奈地区、谷和原地区それぞれ2事業で進めてきた事業を、水道料金体系を併せた事業の統合を図り、安全で安定した水の供給に努めてまいります。

公共下水道事業では、伊奈・谷和原丘陵部地区内や小張地区、西丸山地区などの整備を推進してまいります。

農業集落排水事業では、豊南部地区の事業が完了し、今後は、既存の地区を含め、課題となっております加入率の向上を図りたいと考えております。

また、平成20年度には、新たに、仮称ですが、三島北部地区の認可事前調査業務に着手をしてまいる予定でございます。

下水道料金についても、水道料金と同様、4月から一つの料金体系といたします。

次に、「保健・医療・福祉の充実」でございますが、年々高まる高齢化や医療費の増大に対応するため、保健センターを核とした保健増進事業、各種の健康診断事業を充実させるとともに、平成20年度から特定保健の指導が実施され、糖尿病、脂質異常症等の生活習慣病やメタボリックシンドロームの予防をするため、個人が生活習慣を改善していけるよう、きめ細かな保健指導を行っていく考えでございます。

さらには、感染拡大が懸念されるはしかへの対応も急務であります。感染予防、さらには排除、撲滅のために、これまでの定期接種に加え、中学1年及び高校3年への予防接種を実施いたします。

母子衛生についても、妊婦の健診機会を2回から5回にするなど、健診業務の充実を図ります。

さらに、平成20年2月末現在での高齢化ですね、当市の高齢化率は20.4%となり、介護認定者も14.4%と高い数値を示しております。高齢者や障害者が住みなれた地域で生活続けることができるよう、日常生活に対しての支援の充実と生きがい対策事業の一つとして市民の自主的なボランティア活動への援助を続けてまいります。

子育て支援としましては、小張小学校に平成20年度の開設を目標に児童クラブ新設工事を予定しております。

また、市内の6カ所の保育所についても、新年度より保育時間を30分延長し、保育業務の充実を図ってまいります。

この4月には、市が誘致した民間による幼稚園と保育所を一体化した認定こども園の施設が丘陵部地区内に開園いたしますので、子育ての環境としてはさらに向上するものと期待をいたしております。

障害者福祉につきましては、さらなる福祉の向上のために障害基本計画及び障害保健福祉計画を策定いたします。

国民健康保険事業につきましては、老人医療が後期高齢者医療に移行します。今後も、医療費の削減につながるよう市民の健康づくりを推進するとともに、収納率の向上に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、できる限り介護状態にならないよう地域支援事業である介護予防を重点に展開をしてまいります。

また、引き続き、きらくやますこやか福祉館内に創設した地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として、「地域包括支援センター」の充実を図ってまいります。

次に、「教育・文化・スポーツ」についてでございますが、まず学校教育でございますが、将来を担う子供たちを取り巻く環境は大きく変化しつつある中、子供の可能性を伸ばしながら、個性に応じた教育を推進し、生きる力をはぐくむ教育の充実に努めてまいります。子供たちが、自ら学び、自ら考え、自ら課題を解決する資質や能力の育成を図るため

の支援をしてまいります。

また、校舎、屋内運動場、プールなどの維持管理に配慮するとともに、学校保健の面でも充実を図ってまいります。

さらに、自動体外式除細動器、これを中学校、小学校に引き続き設置をいたしまして、全校に完備したいということを進めてまいります。

東小学校におきましては、複式学級になることから、市独自に非常勤講師を雇用し、教育環境の充実を図ってまいります。

学校給食については、地場産食材を使った安全で安心なバランスのとれた給食の提供に努めてまいります。

幼児教育については、谷原西部土地改良地内に保育所、幼稚園を建設するため、適正な設置運営を検討する幼児施設建設検討委員会を組織し、調査、研究をしていただくとともに、建設に向けて開発行為の許可申請業務、設計業務、地質調査業務等を予定しております。

社会教育につきましては、だれもがみずから学ぶことができる環境の整備や各種講座の充実を図ってまいります。また、生涯学習に関する情報の提供など、各種サービスの充実を図ってまいります。

文化振興につきましては、茨城県指定文化財であります板橋不動院楼門の保存・修理工事を、平成20年度から開始をいたします。

スポーツ振興につきましては、市体育協会の協力を得ながら、総合運動公園を核として各種団体の育成や諸施設の充実を図ってまいります。

次に、「産業の振興」でございますが、基幹産業である農業については、米の生産調整に理解と協力を得ながら、麦や大豆の生産を奨励し、農産物の加工販売など収益性を考慮した農業の推進を図ってまいります。

また、衛星リモートセンシング事業による宇宙米の普及、大豆加工、砂塵対策、市民農園の拡充を図ってまいります。

農業振興整備地域の総合的な見直しに着手し、農業振興整備計画の策定を予定いたしております。

平成19年度から実施している品目横断的経営安定対策事業は、水田経営所得安定対策事業に名称が変更されましたが、この制度を各農家に啓蒙、普及を徹底するとともに、引き続き認定農業者の育成と集落営農組織の支援をより一層図ってまいりたいと考えております。

土地改良事業ですが、谷原西部土地改良工事が竣工の運びとなることから、幼稚園や保育所用地及び関連している道路用地を創設換地分として取得する計画でございます。

農道整備でございますが、中島地区の農道整備に加えまして、谷原西部地区を起点とし、農協低温倉庫までの道路整備事業を着手するとともに、川崎地区の道路拡幅工事も実施してまいります。

地籍調査につきましては、小張地区の事業推進を図りながら、あわせて高岡地区の事業も実施してまいります。

商工業の振興については、商工会と連携し、地元ならではの創意工夫を凝らした個人商店の活性化を図るため、がんばる商店街支援事業や自治金融、振興金融制度など、さまざまな支援策を講じながら魅力ある商業地づくりを推進してまいります。

また、平成20年10月を目標に消費生活センターを開設し、消費者が抱えているさまざまな問題に対処していく考えてございます。

さらに、地理的な利点を生かし、優良な企業の誘致を図るため、協議会を設置し、調査研究を行い、誘致の手法を選定してまいります。

フィルムコミッション事業については、映画やテレビのロケ誘致等を積極的に支援してまいります。

観光部門では、地域の豊かな自然、歴史文化施設を効果的、有効的に活用するため、市観光協会と連携を図りながら、福岡堰さくらまつりなどのイベントPR活動を推進してまいります。

次に、「コミュニティの醸成」については、市民団体、ボランティア、NPOの育成や活動を支援してまいります。また、小絹コミュニティセンター、谷井田コミュニティセンターを拠点として、コミュニティの醸成を図るとともに、新たな交流拠点施設として板橋コミュニティセンターの建設工事を着手してまいります。

男女共同参画社会の形成につきましては、男女共同参画計画に基づき、個性と能力を発揮できる社会の形成を目指してまいります。

次に、行財政改革につきましては、昨年3月に策定をいたしました「つくばみらい市集中改革プラン」に基づき、新しい時代に対応した簡素、効率的で、かつ市民サービスの向上が図られるような行財政運営を推進してまいります。

平成20年度におきましては、高度化、多様化する行政ニーズに的確に対処するため、市民の意向を把握しながら開かれた行政運営を推進し、また、行政評価制度を導入して、施策、事務事業の見直しを行い、効率的な財政運営を進めてまいります。

組織及び人事管理面の充実を図るために、事務事業の見直しや組織の再編を行います。具体的には、市民部と産業振興部を統合し市民経済部とし、地籍調査課を農政課に統合することで、1部1課を削減し、組織をスリム化します。

保健福祉部については、介護保険課を介護福祉課とし、高齢福祉部門を社会福祉課から移行することで効率的な事務を図ることができるよう、よりよい住民サービスの向上に努めてまいります。

また、市民サービスの一層の向上を図るため、各種証明書の発行業務等を、4月から谷和原庁舎においては第1・第3日曜日、伊奈庁舎においては第2・第4日曜日の午前中、窓口業務を開始をいたします。

職員の人材育成については、人事考課をいよいよ本格的に実施をいたします。人事考課の実施により、職員個々の能力を高めるとともに、組織の活性化を図ってまいります。

財政運営については、人件費の削減を図るため、平成19年度に引き続き、私の給料を初め、特別職の給料の減額や管理職手当の減額を図るとともに、市長交際費の基準を見直すなど削減を図ってまいります。

また、各種団体の補助についても、交付基準を定めるなどして削減を図ってまいります。

広告収入制度の導入により、市広報誌などに広告を掲載することにより広告収入を得るとともに、地元企業のPRを図りたいと考えております。

入札制度についても、1億5,000万円以上について一般競争入札を実施していましたが、1,000万円以上の建設工事に限り条件付き一般競争入札とするなど、大幅に基準を拡

大いたします。

以上が、平成20年度の市政に関する私の基本姿勢についてであります。

これからも、市民の皆様の期待にこたえるため、市政を担う責務の重さを十分に認識しつつ、初心に返って全身全霊を傾けて市政運営にあたってまいっている覚悟でございます。

続いて、今定例会に提出をいたしました議案についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出をいたしました案件の内容は、条例の制定改正等案件14件、市道路線認定案件が1件、人事案件1件、平成19年度一般会計ほか補正予算案件6件、平成20年度一般会計ほか予算案件9件の計31件でございます。

議案第3号でございますが、平成20年4月1日から行政組織再編に伴い条例中の組織名称を改めるため、本案を提出するものでございます。

議案第4号でございますが、安定した行財政運営の一助とするため、昨年4月1日から市長、副市長及び教育長の給料を減額してまいりましたが、さらにその期間を1年延長するため、本案を提出するものであります。

議案第5号でございますが、平成20年度から納税協力員を廃止することに伴い、条例中の納税協力員に関する規定を削除するため、本案を提出するものでございます。

議案第6号でございますが、合併時に置いておりました市長職務執行者にかかわる給与及び旅費に関する条例については、市長選挙がなされ、この後は不要となったため、本条例を廃止するものであります。

議案第7号でございますが、平成20年4月1日からの行政組織再編に伴い、条例中の組織名称を改めるため、本案を提出するものであります。

議案第8号でございますが、この基金は、資金の運用から生じる利子を所要の事業の財源に充てる、いわゆる「果実運用型基金」ですが、今日の超低金利時代では基金の運用益では十分な財源が確保できず、基金の運用利子をもって事業を行うという仕組み自体が効果を発揮することができない状況にあることから、今後は安定した財政運営を図るため、原資部分も活用できるように本案を提出するものであります。

議案第9号でございますが、税制改革の影響により介護保険料が大幅に上昇する者に対して、平成18年度、19年度の2カ年実施してまいりました激変緩和措置を平成20年度も継続して実施するとともに、これまでの保険料減免規定に加え、特別の事情がある者に対して減免の適用ができるように改めるため、本案を提出するものであります。

議案第10号でございますが、平成20年度から後期高齢者医療制度の開始に伴い、医療福祉費の支給に関する根拠法令が高齢者医療の確保に関する法律に変更され、また学校教育法の改正に伴う医療福祉対策実施要領等が改正されたことにより、係る箇所を改めるため本案を提出するものであります。

議案第11号でございますが、平成20年度から後期高齢者医療制度及び特定健康診査等を開始するに伴い、係る箇所を改めるため本案を提出するものであります。

議案第12号でございますが、平成20年4月から茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療について本市が行う事務を定めるため、本案を提出するものであります。

議案第13号でございますが、平成20年4月から特定健康診査及び介護予防スクリーニング検診を新たに実施するにあたり、係る健診の負担金等を定めるため本案を提案するものであります。

議案第14号でございますが、今年度末に豊南部地区農業集落排水事業の工事が完了し、

平成20年4月からは区域の全面供用開始が可能になったことに伴い、同地区の処理区域の規定を定めるため、本案を提出するものであります。

議案第15号であります。学校教育法の一部を改正する法律の施行により、条例中の規定順を改めるため、本案を提出するものであります。

議案第16号でございますが、これまで伊奈地区水道事業と谷和原地区水道事業の2事業で行われていた水道事業を、平成20年4月1日からつくばみらい市水道事業として統合運営するにあたり、給水区域、給水人口等を改めるため、本案を提出するものであります。

議案第17号であります。市道1570号線は、土地改良総合整備事業により整備され、市に移管されることになったことで認定するものでございます。

市道1571号線、市道1572号線、市道8-1409号線は、県道のバイパス事業化に伴い、旧道の引き渡し事務等の時間短縮を図るため、管理権を除いて県道路線と重複して認定するものでございます。

市道8-1406号線、市道8-1407号線、市道8-1408号線は、宅地開発に伴う都市計画法の規定による帰属等により、管理の必要が生じたため認定するものであります。

議案第18号から23号までは、平成19年度各予算の補正予算でございます。

議案第18号でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億257万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ133億4,536万3,000円とするとともに、繰越明許費、地方債の補正を行うものであります。

歳入歳出予算の補正からご説明を申し上げます。

給料、職員手当等、また共済費については、人事異動等に伴い全般的に減額いたします。また、業務委託経費については、入札差金や業務量の見直しを行った結果として減額いたします。

補助金及び負担金では、水田農業構造改革対策個人助成金や県営地盤沈下対策事業負担金などを減額いたします。豊小学校屋内運動場に関しては、今年度に国庫補助金の内示を受け、事業に着手するものであります。

次に、繰越明許費でございますが、小張地区排水整備工事2工区以下7事業です。繰越総額は、2億8,214万3,000円でございます。

地方債補正では、追加として豊小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改修事業債で8,450万円の発行を予定しております。また、変更では、仮称豊体横町下宿線整備事業債以下4事業で、限度額3億4,030万円といたします。

議案第19号でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ817万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,474万5,000円とするものでございます。これは、平成18年度の繰越金を一般会計に繰り出すものでございます。

議案第20号でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,818万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億6,501万9,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしましては、地域密着型介護サービスの整備促進を図るため、施設整備事業者に対し、国の補助金を利用した地域介護・福祉空間整備交付金を計上していましたが、平成19年度内の施設整備が困難となったため、総務費の交付金3,000万円を減額するものでございます。また、介護給付費準備基金の適切な運用を図るため、前年度繰越金など4,799万8,000円を積み立てるものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、報道等で既にご存じかと思いますが、県南地域に事業所があります株式会社カルミックス及び関連会社における介護給付費不正請求に対する返納金として250万1,000円を計上いたしました。

議案第21号でございますが、歳入歳出予算の補正と繰越明許費でございますが、歳入歳出の総額に変更はございません。茨城県に整備委託をしております東部丘陵部の工事等において、国庫補助対象事業に該当する部分で、国庫補助金を増額し、県負担金を減額する財源変更の補正を行うものでございます。

繰越明許費は、東部丘陵部茨城県委託事業ほか2事業で、総額2億5,911万円でございます。

議案第22号でございますが、平成18年度の繰越金が確定したことにより、繰越金を167万9,000円増額し、一般会計繰入金を同額減額するものです。歳入歳出の総額に変更はございません。

議案第23号でございますが、収益的収入及び支出の営業費用にかかわる補正をするものでございます。収入総額は、水道事業収益を2,300万円減額し、合計で10億838万7,000円に、支出総額は、水道事業費用を2,466万6,000円減額し、合計で9億7,450万4,000円とするものでございます。これは、入札差金及び工法見直しによる減額と、今年度の減価償却費が確定したことによる補正でございます。

議案第24号から議案第32号までは、平成20年度会計の当初予算でございます。

一般会計は、歳入歳出予算の総額はそれぞれ137億6,450万円でございます。主な事業としたしましては、冒頭の施政方針で申し上げたとおりでございます。

国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額はそれぞれ42億7,983万3,000円で、前年度当初予算と比較して2.6%の減でございます。今後とも継続して医療費抑制に努めてまいります。

老人保健特別会計の歳入歳出予算の総額でございますが、それぞれ2億5,650万3,000円で、前年度当初予算と比較して91.4%の減でございます。これは、後期高齢者医療特別会計が創設されることから、大幅な予算の減額となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、平成20年度から事業が開始されることにより新たに創設した特別会計で、歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億7,705万8,000円でございます。本年度では、保険料を市で徴収することになり、歳入の主なものは医療保険料で、歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合に対する保険料納付金、保険基盤安定納付金でございます。

介護保険特別会計歳入歳出予算の総額はそれぞれ20億7,235万5,000円で、前年度当初予算と比較して4%の増でございます。生活圏域に応じた地域介護・福祉空間整備事業を展開する予定でございます。

公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額はそれぞれ14億2,633万2,000円で、前年度当初予算と比較して0.1%の増でございます。

農業集落排水事業特別会計の歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億4,075万5,000円で、本年度末で豊南部地区の事業が完了することで、前年度当初予算と比較して17.7%の減でございます。

市営分譲住宅特別会計の歳入歳出予算の総額はそれぞれ5,466万4,000円で、前年度末当初予算と比較して0.5%の減でございます。

水道事業会計予算の収益的収入及び支出の水道事業収益は10億4,907万7,000円で、支出の水道事業費用は10億1,129万円、資本的収入及び支出の資本的収入は10億1,004万9,000円、資本的支出は11億447万6,000円でございます。小貝川水管橋改修事業や西ノ台地区にある小絹浄水場の一部撤去工事を予定しております。また、丘陵部の地区内の水道整備事業並びに石綿管更新事業を計画的に進めてまいります。

詳細事項に関しましては、配付をいたしました予算書と関連資料をご高覧いただくようお願い申し上げます。

議案第33号についてであります。議会改選に伴いまして新たに中山栄一議員を監査委員として選任したく、地方自治法196条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

以上、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております31案件のうち、議案第33号 監査委員の選任については人事案件でありますので、委員会の付託を省略し、先議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号については委員会の付託を省略し、先議することに決しました。

議案第33号 監査委員の選任について

○議長（今川英明君） 議案第33号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中山栄一君が除斥の対象となりますので、退席を求めます。

〔5番 中山栄一君 退場〕

○議長（今川英明君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから議案第33号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第33号については同意することに決定しました。

中山栄一君の除斥を解き、入場を許可します。

〔5番 中山栄一君 入場〕

散会の宣告

○議長（今川英明君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回は、3月10日午後1時から本会議を開き、議案に対する質疑等を行います。

なお、一般質問及び議案に対する質疑の発言通告は、明日7日正午までに本職あてに提出をお願いします。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後1時52分散会

第 2 号

〔 3 月 10 日 〕

平成20年第1回
つくばみらい市議会定例会会議録 第2号

平成20年3月10日 午後1時06分開議

1.出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	1 1 番	松 本 和 男 君
2 番	坂 洋 君	1 2 番	古 川 よし枝 君
3 番	高 木 寛 房 君	1 4 番	山 崎 貞 美 君
4 番	染 谷 礼 子 君	1 5 番	廣 瀬 満 君
5 番	中 山 栄 一 君	1 6 番	今 川 英 明 君
6 番	倉 持 悦 典 君	1 7 番	豊 島 葵 君
7 番	堤 實 君	1 8 番	川 上 文 子 君
8 番	岡 田 伊 生 君	1 9 番	中 山 平 君
9 番	直 井 誠 巳 君	2 0 番	神 立 精 之 君
1 0 番	横 張 光 男 君		

1.欠席議員

1 3 番 海老原 弘 君

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	海老原 茂 君
市 民 部 長	渡 辺 勝 美 君
保 健 福 祉 部 長	鈴 木 等 君
産 業 振 興 部 長	鈴 木 清 君
都 市 建 設 部 長	青 木 秀 君
教 育 次 長	倉 持 政 永 君
会 計 管 理 者	豊 島 久 君
秘 書 広 聴 課 長	森 勝 巳 君
参 事 兼 企 画 政 策 課 長	中 川 修 君
総 務 課 長	湯 元 茂 男 君
財 政 課 長	秋 田 信 博 君
水 道 課 長	間根山 知 己 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1.職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
議 会 事 務 局 副 参 事	井 波 進 君
書 記	亀 田 和 義 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成20年3月10日(月曜日)

午後1時06分開議

日程第1	発議第3号	つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第2	発議第4号	道路特定財源の確保に関する意見書
日程第3	議案第3号	つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例の一部を改正する条例
	議案第4号	つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
	議案第5号	つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
	議案第6号	つくばみらい市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例
	議案第7号	つくばみらい市環境保全条例の一部を改正する条例
	議案第8号	つくばみらい市地域福祉基金条例の一部を改正する条例
	議案第9号	つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例
	議案第10号	つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
	議案第11号	つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
	議案第12号	つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例
	議案第13号	つくばみらい市健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例
	議案第14号	つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
	議案第15号	つくばみらい市立学校条例の一部を改正する条例
	議案第16号	つくばみらい市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
	議案第17号	市道路線の認定について
	議案第18号	平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算(第4号)
	議案第19号	平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算(第2号)
	議案第20号	平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第21号	平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第22号	平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算(第2号)
	議案第23号	平成19年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第2号)
	議案第24号	平成20年度つくばみらい市一般会計予算
	議案第25号	平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
	議案第26号	平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
	議案第27号	平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第28号	平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計予算

- 議案第29号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
 議案第30号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
 議案第31号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
 議案第32号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計予算
 日程第4 議案第3号～議案第17号、議案第19号～議案第23号について各委員会付託
 日程第5 予算特別委員会の設置及び議案第24号～議案第32号について委員会付託
 日程第6 選挙第7号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 発議第3号 つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例
 日程第2 発議第4号 道路特定財源の確保に関する意見書
 日程第3 議案第3号 つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例の一部を改正する条例
 議案第4号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
 議案第5号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 議案第6号 つくばみらい市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例
 議案第7号 つくばみらい市環境保全条例の一部を改正する条例
 議案第8号 つくばみらい市地域福祉基金条例の一部を改正する条例
 議案第9号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例
 議案第10号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
 議案第11号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 議案第12号 つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例
 議案第13号 つくばみらい市健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例
 議案第14号 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
 議案第15号 つくばみらい市立学校条例の一部を改正する条例
 議案第16号 つくばみらい市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 議案第17号 市道路線の認定について
 議案第18号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）
 議案第19号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第2号）
 議案第20号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第21号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第22号	平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算 (第2号)
議案第23号	平成19年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第2号)
議案第24号	平成20年度つくばみらい市一般会計予算
議案第25号	平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
議案第26号	平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
議案第27号	平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算
議案第28号	平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
議案第29号	平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
議案第30号	平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
議案第31号	平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
議案第32号	平成20年度つくばみらい市水道事業会計予算
日程第4	議案第3号～議案第17号、議案第19号～議案第23号について各委員会付託
日程第5	予算特別委員会の設置及び議案第24号～議案第32号について委員会付託
日程第6	選挙第7号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について

午後1時06分開議

開議の宣告

○議長(今川英明君) ただいまの出席議員は16名です。欠席議員は6番倉持悦典君、7番堤 實君、13番海老原 弘君、18番川上文子君です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、議会事務局副参事、事務局主幹、議案説明のため、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

発議第3号 つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長(今川英明君) 日程第1、発議第3号 つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで暫時休憩します。

午後1時07分休憩

午後2時25分開議

○議長(今川英明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま6番倉持悦典君、7番堤 實君、18番川上文子君が出席です。

日程第1、提案理由の説明を求めます。

神立精之君。

[20番 神立精之君 登壇]

○20番(神立精之君)

発議第3号

つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成20年3月10日提出

つくばみらい市議会議長 今川英明 殿

提出者 つくばみらい市議会議員 神立精之

賛成者 つくばみらい市議会議員 直井誠巳

賛成者 つくばみらい市議会議員 倉持悦典

提案理由

つくばみらい市部設置条例の一部改正並びにつくばみらい市議会常任委員会及び議会運営委員会の任期の見直しに伴い、つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正するものでございます。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第3号については、会議規則第35条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから発議第3号について採決します。

採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

発議第4号 道路特定財源の確保に関する意見書

○議長（今川英明君） 日程第2、発議第4号 道路特定財源の確保に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

倉持悦典君。

〔 6 番 倉持悦典君 登壇 〕

○ 6 番（倉持悦典君）

発議第 4 号

道路特定財源の確保に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第 2 項の規定により提出します。

平成20年 3 月10日提出

つくばみらい市議会議長 今川英明 殿

提出者 つくばみらい市議会議員 倉持悦典

賛成者 つくばみらい市議会議員 神立精之

賛成者 つくばみらい市議会議員 直井誠巳

提案理由

道路整備は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがある。仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、本市では 2 億円規模の減収が生じることとなり、道路整備は深刻な事態に陥ることになる。

よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう、別紙のとおり衆・参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務・財務・経済財政政策・国土交通各大臣あて意見書を提出するものです。

裏面に、道路特定財源の確保に関する意見書がございますので、ご朗読ください。よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第 4 号については、会議規則第35条第 2 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、発議第 4 号については委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

12番古川よし枝君。

〔 12 番 古川よし枝君 登壇 〕

○ 1 2 番（古川よし枝君） 道路特定財源の確保に関する意見書について、提出について反対の討論をいたします。

道路整備は、市民生活の利便、安全安心、地域の活性化にとっては不可欠であり、住民要望も大変強いものがあります。現在、地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワーク形成を初め、防災対策、通学路の整備やあかすの踏切対策など安全対策、さらには緊急救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を行っています。また、橋梁やトンネルなどの道路整備の老朽化も進んでおり、その維持管理も行わなければなり

ません。その費用も、年々増大しています。

こうした中で、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約……失礼いたしました。ごめんなさい、間違えました。

今、意見書、間違えました。もとに戻ります。

その道路特定財源の確保に関する意見書に対して、反対の討論をいたします。失礼いたしました。

政府は、ごめんなさい。政府は、今後10年間で59兆円という道路の中期計画素案を前提にして、揮発油税などの道路特定財源制度と暫定税率の10年延長を提案している。道路特定財源制度ができてから54年です。暫定税率が導入されてから34年がたち、むだな道路をつくり続けるこれらの制度を、この上、10年間も延長する道理はありません。中期計画素案の半分は、全国で1万4,000キロメートルの基幹ネットワークや7,000キロメートルの地域の高規格道路などの高速道路整備が示しており、通学路の歩道整備やあかすの踏切対策などは計画全体の数%にすぎません。

政府は、今、国会に、ガソリン税などの暫定税率を10年間延長する法案とあわせて、その税収の用途を道路建設に限定する道路整備財源特例法改定案を提出しています。この法案では、税収が道路整備費を上回る場合には一般財源に回すと規定しているものの、道路特定財源のうち、一般財源に回る税収割合はわずか6%にすぎず、そのわずかな一般財源部分も道路関連費に使うよう用途が決められております。一般財源化と呼べる内容でもありません。

よって、政府においては、この道路特定財源を社会保障や教育、道路にも使えるよう一般財源化するとともに、暫定税率は廃止するよう、私は、要望する立場からこの意見書には反対をするものです。

○議長（今川英明君） ただいま飯島 善市長が出席です。

次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから発議第4号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立多数です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

議案第	3号	つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例の一部を改正する条例
議案第	4号	つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第	5号	つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第	6号	つくばみらい市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例
議案第	7号	つくばみらい市環境保全条例の一部を改正する条例
議案第	8号	つくばみらい市地域福祉基金条例の一部を改正する条例

議案第 9 号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例
 議案第 10 号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
 議案第 11 号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 議案第 12 号 つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例
 議案第 13 号 つくばみらい市健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例
 議案第 14 号 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
 議案第 15 号 つくばみらい市立学校条例の一部を改正する条例
 議案第 16 号 つくばみらい市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 議案第 17 号 市道路線の認定について
 議案第 18 号 平成 19 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 4 号）
 議案第 19 号 平成 19 年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
 議案第 20 号 平成 19 年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
 議案第 21 号 平成 19 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
 議案第 22 号 平成 19 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第 2 号）
 議案第 23 号 平成 19 年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 2 号）
 議案第 24 号 平成 20 年度つくばみらい市一般会計予算
 議案第 25 号 平成 20 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
 議案第 26 号 平成 20 年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
 議案第 27 号 平成 20 年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 28 号 平成 20 年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
 議案第 29 号 平成 20 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
 議案第 30 号 平成 20 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
 議案第 31 号 平成 20 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
 議案第 32 号 平成 20 年度つくばみらい市水道事業会計予算

○議長（今川英明君） 日程第 3、議案第 3 号から議案第 32 号まで 30 案件を一括して議題といたします。

議案に対する質疑については、期限までに本職あてに通告がありませんでしたので、省略いたします。

議案第 3 号～議案第 17 号、議案第 19 号～議案第 23 号について各委員会付託

○議長（今川英明君） 日程第 4、議案第 3 号から議案第 17 号及び議案第 19 号から議案第 23 号までについて各委員会付託を行います。

お諮りします。

この際、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、お手元の議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

なお、議案第 18 号 平成 19 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 4 号）については、

各委員会において所管部分の審議を行うことといたします。

予算特別委員会の設置及び議案第24号～議案第32号について委員会付託

- 議長（今川英明君） 日程第5、予算特別委員会の設置についてを議題とします。
お諮りします。

議案第24号から議案第32号までの一般会計、各特別会計及び水道事業会計の平成20年度予算については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第32号までについては議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

それでは、正副委員長の互選のため、ここで暫時休憩をいたします。

午後2時37分休憩

午後2時38分開議

- 議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
休憩中に予算特別委員会の正副委員長が互選されましたので、ご報告申し上げます。
委員長に廣瀬 満君、副委員長に山崎貞美君、以上のとおりご報告申し上げます。

選挙第7号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について

- 議長（今川英明君） 日程第6、選挙第7号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

平成19年11月22日付で、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に1名の欠員が生じることになりました。これに伴って、平成20年1月25日付で茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の執行が告示されました。

候補者の推薦届け出の受け付けを行った結果、市議会議員から選出される広域連合議会議員の推薦候補者が選挙すべき人員1人を上回ったため、県内全市議会において選挙を行うことになったものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条第3項の規定により、県内すべての市議会の選挙における得票総数により当選人の決定をすることになりますので、会議規則第31条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りいたします。

選挙の結果の報告については、会議規則第31条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することとします。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については会議規則第31条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

- 議長（今川英明君） ただいまの出席議員は19人であります。
候補者名簿を配付させます。

〔候補者名簿の配付〕

- 議長（今川英明君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（今川英明君） 配付漏れなしと認めます。
投票用紙を配付させます。

〔投票用紙の配付〕

- 議長（今川英明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（今川英明君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

- 議長（今川英明君） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。お手元に配付いたしました候補者名簿をもとに、投票用紙に候補者1名の氏名のみを記入願います。
点呼に応じて順次投票願います。
点呼を命じます。

- 議会事務局副参事（井波 進君） それでは点呼します。

秋	田	政	夫	君
坂			洋	君
高	木	寛	房	君
染	谷	礼	子	君
中	山	栄	一	君
倉	持	悦	典	君
堤			實	君
岡	田	伊	生	君
直	井	誠	巳	君
横	張	光	男	君
松	本	和	男	君
古	川	よし	枝	君
山	崎	貞	美	君
廣	瀬		満	君
今	川	英	明	君
豊	島		葵	君
川	上	文	子	君
中	山		平	君
神	立	精	之	君

○議長（今川英明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（今川英明君） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に7番堤 實君、8番岡田伊生君、9番直井誠巳君を指名いたします。よって、3名の方に立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（今川英明君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数19票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、

有効投票 16票

無効投票 3票

有効投票中

常総市議会議員 堀 越 道 男 候補 4票

高萩市議会議員 篠 原 新一郎 候補 12票

以上のとおりであります。

よって、ただいま選挙結果を、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第8条の規定に基づき、直ちに茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙選挙長へ報告いたします。

散会の宣告

○議長（今川英明君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回は3月19日午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

これにて散会いたします。

午後2時50分散会

第 3 号

[3 月 19 日]

平成 20 年第 1 回
つくばみらい市議会定例会会議録 第 3 号

平成 20 年 3 月 19 日 午前 10 時 02 分開議

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	12 番	古 川 よし枝 君
2 番	坂 洋 君	13 番	海老原 弘 君
3 番	高 木 寛 房 君	14 番	山 崎 貞 美 君
4 番	染 谷 礼 子 君	15 番	廣 瀬 満 君
5 番	中 山 栄 一 君	16 番	今 川 英 明 君
6 番	倉 持 悦 典 君	17 番	豊 島 葵 君
7 番	堤 實 君	18 番	川 上 文 子 君
8 番	岡 田 伊 生 君	19 番	中 山 平 君
9 番	直 井 誠 巳 君	20 番	神 立 精 之 君
10 番	横 張 光 男 君		

1. 欠席議員

11 番	松 本 和 男 君
------	-----------

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	海老原 茂 君
市 民 部 長	渡 辺 勝 美 君
保 健 福 祉 部 長	鈴 木 等 君
産 業 振 興 部 長	鈴 木 清 君
都 市 建 設 部 長	青 木 秀 君
教 育 次 長	倉 持 政 永 君
会 計 管 理 者	豊 島 久 君
秘 書 広 聴 課 長	森 勝 巳 君
参 事 兼 企 画 政 策 課 長	中 川 修 君
総 務 課 長	湯 元 茂 男 君
財 政 課 長	秋 田 信 博 君
人 事 課 長	大 塚 勝 美 君
市 民 窓 口 課 長	飯 泉 芳 郎 君
児 童 福 祉 課 長	成 島 辰 夫 君
国 保 年 金 課 長	野 本 英 夫 君
建 設 課 長	瀬 崎 和 弘 君
下 水 道 課 長	豊 島 利 夫 君

水 道 課 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長

間根山 知 己 君
猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 副 参 事
書 記

古 谷 安 史 君
井 波 進 君
亀 田 和 義 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成 20 年 3 月 19 日 (水曜日)

午前 10 時 02 分開議

日程第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

午前 10 時 02 分開議

開議の宣告

○議長（今川英明君） 会議に先立ちお願いします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いします。

ただいまの出席議員は19名です。欠席議員は11番松本和男君です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、議会事務局副参事、事務局主幹、議案説明のため、市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問

○議長（今川英明君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

14番山崎貞美君。

〔14番 山崎貞美君 登壇〕

○14番（山崎貞美君） 14番の山崎でございます。

2問通告をしておりますので、まず、第1問目の本市にかかわる県の事業ということでお尋ねをいたします。

まず、本市の発展さらには行財政改革には県との連携、これが不可欠だと思われませんが、県は8年度でつくばスマートコリドール事業を終了すると発表されました。本市としての対応はどうするのかということでお伺いをするものであります。

また、相次いでメディアパーク事業も3月12日の報道によれば、新年度上半期に存廃の決定がなされるということでもあります。その先駆けの先発事業でありましたワープステーション江戸も、ご案内のとおりでございます。私は市長を責めているわけではございません。これは本市にとって大変重要な、重大なことだと認識をしております。

県に対して私は大変不信感を覚えるものであります。市長は、つくばスマートコリドール構想、その前はメディアパークシティ事業に伊奈町長時代から大変期待をされ、そして協力をし、首長として力を注がれてこられました。その一例として去年、19年の3月7日に岡田同僚議員からの質問のご答弁に大変熱心にやられております。

ちょっとご披露します。

岡田議員から旧伊奈町時代、第1期事業として平成12年4月にオープンしましたワープステーション江戸。そして、それを起爆剤といたしましたメディアパーク2期事業は、商工会を先頭に多くの町民が期待をし、支持をしまいいりました。しかし、ワープステーション江戸については、皆さんご承知のとおりでございます。最近、話にもあまり出てこないのが現状ではないでしょうか。また、期待してきた2期事業については、これも私の偏見なのかもしれませんが、県の一方的な変更でスマートコリドール構想、つまりT×関係に伴う沿線開発に組み入れられ、早7年になっているわけですが、その後の事業の話も、これまた、聞こえてこないのが現状であります。

平成18年3月改正の茨城県開発審議会が区域基準というものがあるそうですが、これによりますと技術先端型業種指定市町村につくばみらい市と坂東市、美浦村が指定されております。私なりに解釈するのでありますが、これはメディアパーク2期事業の漸進対策というふうに私は思うわけですが、技術先端型の工場、これは狂いがあるわけですが、あるいは研究所等が建設可能になっているということでございます。つまり先ほどのグラウンドの提供という意味での近道と私はとらえるわけですが、その辺の今後の考え方をお伺いしたいということでお尋ねをしております。

市長。つくばみらい市では線引きはしなくても医療費の制度、電子応用装置制度、さらに高額機器器具、あるいは技術の先端型業種工場研究所、これが誘致できるということになっておりますので、先日申し上げましたが機構改革をして、そしてこういう業種の誘致を図ってまいりたいと、このように考えております。今メディアパーク事業がございましたが、一応棚上げになっておりますが、いわゆるこの中にはそれらにマッチする業種もございますので、そういったものを誘致してまいりたいというご答弁でございます。

岡田同僚議員も大変感謝をしたということが載っております。

私は別に市長を責めているわけではないんですけれども、どうも県は本市をとりまく政策には決して優遇されてはいないんじゃないかな、このように私は思います。なぜかと申しますと、ご案内のとおり県の事業であります新設道路等も特例債を利用し、そしてそれを事業として行っていくわけであります。

メディアパーク事業の撤退、ワープステーション江戸事業のその後の、これを好転させようとする政策はどうも見当たらない。先ほどのつくばスマートコリドール構想、これについても本市にどれほどの足跡があったのか、また、あるのか。市長、県に対して私はもっと毅然たる態度でお取り組みになってもいいんじゃないのかと、このように思う次第であります。まず、市長の胸中のほどをお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

いわゆるつくばスマートコリドール構想というのは、ＴＸ沿線の開発地区において人口や産業の定着を図るために、光ファイバー網などの整備等によって快適な生活空間や業務環境を創出し、未来型の情報都市を目指して平成11年度から進めてきたものでございます。

現在までの当市の状況について申し上げますと、このみらい平地区及びこの周辺地区において光ファイバー網の完備はいたしました。さらにマルチメディア住宅の展示ということで、新しいライフスタイルの提言などを行ってつくば未来館というものを駅前につくって宣伝をしてきたわけですが、ご質問の今後のスマートコリドール構想の対応について具体的なお話もございましたが、この構想の推進母体であるスマートコリドール構想推進協議会、これは今申し上げたように一定の成果を上げたとして平成20年度末をもって解散すると、こういうことで新聞発表もされておりますが、しかし、スマートコリドール構想そのものが終わったということではございません。これはあくまでも生きておりますので平成21年度以降については、いわゆる幹事会構成員がございますから、この構成員等によって連絡会を持ちまして、さらに検討を進めていくということで仕事そのものは終わったわけではございませんので、今後も進めてまいると。

それから、特に議員からございましたメディア関係、ワープ周辺の街路等についても、これまでと同様にいろいろ県とも連絡調整をしているわけなんです、進めていくことには変わりございません。

以上です。

○議長（今川英明君） 山崎貞美君。

○14番（山崎貞美君） 確かに表向きでは変わらないということなんです、私はどうも肌で感じるという言葉はおかしいかわかんないですが、成果が見えないんです。やはりきちっとメディアにしても棚上げ状態になっている、今先ほども私が岡田議員のあれも読んだけど、棚上げ状態になっているというのは市長も認められていらっしゃるわけですから、このつくばみらい市に対する起爆剤といいますか、これから先、こういう形で間違いなく進んでいくという希望的なものが見えないんです。これは私だけではないと思うんですけれども、もう少し県とのヒアリングをさらに密にさせていただいて、ましてや副市長、県からお見えになっているわけですから、そういった意味でも市長みずからお骨折りをいただいて、ご案内のとおり本市も財政が大変厳しいわけです。そういった意味においても希望の持てる形といいますか、希望の持てる政策をやっていただきたい。決して私、市長を責めているわけじゃないんです。県との、どうも、言葉が悪いんですけど、こういう言葉を出しちゃいかんと思うんですけれども、私、何か県に翻弄されているような気がしてしょうがないんです。

みらい平の開発にしても県が主体となっておやりになっていて、そして、これから始まろうとする学校建設の用地も自治体、つくばみらい市が購入しなきゃならないという。これも不思議な話で、私に言わせると、やはり県が用意をしてくださって、どうぞここへ学校を建ててくれよというくらいの度量があってもいいんじゃないのかな。じゃあ場合によったら、ただでくれるわけにはいかないから格安で貸してもいいよとか、何らかの恩恵といいますか、優しさといいますか、そういったものがあるのもいいんじゃないのかなと

いう気がするのですが、市長も県に対しては信頼をなさっているのはよくわかるんですけども、私としては、やはりあれだけメディアパークシティ、それにまず先駆けとしてワークをつくったわけですから、それはそれで時の流れ、いろいろなものがあつたでしょう。そして暗礁に乗り上げてああいう状態になったわけですけども、その後のメディアパークというものに対して、確かに時代もあります。今のこういう経済状況もありますが、やはり長期、あるいは短期的にこういう形でいくんだよと、こうなんだよということがどうも見えてこない。で、先ほどのこういうことなんだよと市長おっしゃられましたけれども、何か甘いような気がしてしょうがないんです。いかがですか。この辺のところをもう一度、学校建設用地だとか、そういったものに対しても県にもう少し強く出られてもいいんじゃないのかなという気がして仕方がないんですけども、市長、それから小林副市長の方からも、何かこういうわけで県の方にも働きかけているというものがあればお示しいただければありがたいんですが、お願いいたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 山崎議員、やめちゃったわけではございませんので、今も、しょっちゅう県とは、そういうことでの連絡調整はっております。それから学校問題ですが、これは区画整理を始めるときから旧谷和原、旧伊奈ではそういう条件で公共用地はそれぞれの自治体で引き取るという約束で進めてきておるわけでございますから、そういうことで公共用地、いわゆる学校敷地、道路とかそういうものは、こちらで後で買収するというで進めてきておるわけです。ご理解をいただきたい。

○議長（今川英明君） 副市長小林弘文君。

〔副市長 小林弘文君 登壇〕

○副市長（小林弘文君） 県との連絡調整については、先ほどの飯島市長の方からご答弁させていただいたように、常日ごろからみらい平地区の開発とかについても調整をさせていただいております。

議員の言われるように特に県との調整が必要だということがあれば、積極的に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（今川英明君） 山崎貞美君。

○14番（山崎貞美君） 市長、やめているわけじゃないから大丈夫なんだよという。それから、学校用地も約束だから仕方がないんだと。でも、このつくばスマートコリドール構想にしても、メディアにしても、当初の約束は破られたわけじゃないけれども、足踏み状態になっているということなんです。ましてや財政が今非常に厳しくて、これから先大変なお金がかかる。ご案内のとおり市長みずから三役の方は俸給を下げ、そして、いろいろな事業あるいは補助に削減をされて苦慮しているわけですから、確かに約束は約束なんだけれども、再度、約束はしたんだけれども、非常に厳しいから助けてくれよ、何とかしてくださいよというくらいの熱意を持ってもいいんじゃないのかなと私は思うんです。ただ約束だから、前約束があるから仕方がないんだよと言うけれども、このままでいきますと大変な、また負債と申しますか調達をしていかなきゃならないわけですから、非常に厳しくなるのは目に見えているわけですから、ましてや事業が足踏み状態になっちゃっているわけですから、これを打開するにはそれだけの勇気と努力をなさってもいいんじゃないのかなという気がしてしょうがないんです。決して私、市長を責めているわけじゃないん

だけれども、何度も言っているように県とのヒアリング、腹を割ってこうなっているんだから、こうしてくれよと。それを期待してこのつくばみらい市が伸びていくんだとばかり思っていたら足踏み状態じゃないかと、こんな状況じゃ困るんだよということをおっしゃられてもいいんじゃないのかなと。そのような気がして仕方がないんですけれども、再度、市長、3度目になりますので本当にお願ひするだけじゃなくて、そういう形でちょっとご答弁いただければありがたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 開発等についてはこれからも努力していくことはもちろんですが、積極的にやってまいります。いわゆる学校敷地とかそういう問題については、価格の交渉とかそういうのはこれからの問題でございますから、そういうときには努力していくのは当然でございます。ただ願わくばただでいただきたいというのが議員のおっしゃることだと思うんですが、そういう状況ではないというのは、県も今は大変な状況の中で開発を進めておるということでございますから、今後の交渉の中ではもちろん、引き取るにしても、はい、幾らですよ。はい、そうですか。という引き取り方はしません。その都度努力をしてまいりますということでご理解いただきたいと、このように思っております。

○議長（今川英明君） 山崎貞美君。

○14番（山崎貞美君） 3問目が終わりましたので、それ以上しつこく言う機会がございませんので、先ほど市長、言いなりにはならない、ただ交渉はちゃんとしていくというようなお話でございましたので、それに期待と申しますか、望みをかけていきたいと思います。

さて、次は、2問目としてちょっとグレードの低いと申しますか、一般質問でこういうことを言ってもどうなのかなと思ったんですけれども、住民、市民の方からどうしても気になっているということでお話ございました。そして、やはりそんな小さなことにも市民が目目を光らせている、気を配っている。こういうことなんだなということで自分を含めて戒めのためと申しますか、再度身を引き締めるためにもご質問しなきゃならないということでございますので、失笑のうちに終わるかもしれませんが、ご勘弁下さい。

この久保浄水場からワープの入り口に向かっての桜の枝が、木が、幹といいますか、無残にも大胆に切られているということでお尋ねをしなければならない。

ご案内のとおり先日も予算委員会の中で同僚議員の秋田議員の方から、小絹の公園の桜の枝がばっさり大きく切られている、さらにはすぐ近くの市営住宅の周りの桜の枝と申しますか、桜に虫がつくということで、これは幾ら消毒をしても成果が上がらないので根本からばっさり切ったと。せっかく桜を植え、そして楽しみにしている、そういったものがどうなっているんだろうかというようなお尋ねもございました。

素人目には無謀な剪定に見えるわけですが、ご案内のとおり桜切るばか、梅切らぬばかという。この久保浄水場からワープステーションに向かっての十数本の幹、これは七、八年ぐらいに植えられて経とうかと思われるんですが、周りの人たちも大変楽しみにして、まさに桜の花が咲くというときにこのような状況になったわけですが、これはどういうことでこういうことをなさったのかお伺いをいたします。

○議長（今川英明君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

ご質問のありました久保浄水場からワープステーションまでの街路樹につきましては、建設課で管理をしているところでございます。

そういった状況の中で今回、占有者である水道課におきまして石綿管更新事業に伴う水道管の布設工事を施工したわけですが、その際、桜の枝が支障となったということで必要最小限の枝をおろしまして、工事を施工したものでございます。

今後、工事によりまして枝おろし等をする際には、内容等を周知させるよう指導してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（今川英明君） 山崎貞美君。

○14番（山崎貞美君） 市長は、自然に対して大変造詣が深いと私は認識をしております。

くどいようですが、桜の枝は剪定のはさみを入れない方がいいんです。あれは伸びるに任せて、そして、だんだん伸びていくことによって、先ほど工事の邪魔になるから切ったんだと言いますが、何か方法、方策があったんじゃないのかな、このように思うんです。

済んだことをくどくど言っても仕方がない。特に桜はそういった意味で自然に任せることによって、それなりの形が整ってくるわけですから、ご案内のとおり自然は壊しちゃいますと大変また、お金と時間がかかるわけでございますので、その工事をするために仕方なしに切ったんだと、このようなお話ですが、私に言わせるとお隣の国ではないですけども、南京虫が出て仕方がないんで家ごと燃やしちゃうというような国柄のところもあるようでございますけれども、何かそれに似たような感じがしてなりません。やはり植えるには植えるだけの気持ちがあって、植心と申しますか、そういったものがあって植えていくわけですから、今後の工事等、あるいはそういったものに対しての造詣と申しますか考えをしっかりと持っていて今後このようなことがないようにお願いしたい。大変小さな出来事でこういう席でお話をするのもいかがと思ったんですけれども、前段で申し上げましたように市民の皆さんもそういうことで心を砕いている、いろいろ目を光らせているということを肝に銘じていきたいと思えます。

これで質問を終わらせていただきます。

市長、何かご答弁があるようであればお伺いしたいです。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今、山崎議員がおっしゃられたように、後で聞いて私も見について、非常に残念に思ったんですが、実はあの桜は農業後継者の先輩であります黒土会の皆さんがつくっていただいて、あの人たちの寄贈で桜を植えてくれた、さらに手入れもしていただいているわけですが、実はその話を聞いた後、黒土会の皆さんが来て、北側を切ってしまったものを、切ってしまったものをつけるわけにはいきませんから、将来また桜がもとの枝になるように手入れをしていただきました。その後手直しをしていただきました。

ですから、担当課長にもしっかりとやれと、ああいうことじゃなくて切らなくても作業は考えればできたんだということで指導しておきました。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 山崎貞美君。

○14番（山崎貞美君） わかりました。そんなことで済んだことをとやかく言うわけではございませんから、先ほど申しましたように今後こういうことの二度とないようにお願いしたいということで、これで質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 次に13番海老原 弘君。

〔13番 海老原 弘君 登壇〕

○13番（海老原 弘君） 私からは二つの質問を提出してありますので、順次質問させていただきます。

今、山崎議員から質問があった桜の木を切ってしまったと、それだけでも市民にとっては心の痛む問題であったのではないかというふうに思いますけれども、私の質問はもっと、桜ではなくて人間の、それも若い児童の心の問題。これを私はうかつにも、何年か前の出来事を耳には挟んだんですけれども、具体的にどういうことが全然把握できなかったというのが実情です。

そして今般、ことしになってからですけれども1月ですか、当事者の家族の方からこういう問題があったと、要するに市内のある小学校で松戸の方からお孫さんが転校してきたと、おじいちゃん、おばあちゃんは、お孫さんが来るということで自分の屋敷内に住宅を新築しまして、児童のお父さん、お母さんを初め子供さんたちを引き取ってすばらしい生活が始まるはずであったというふうに私は感じました。

その市内の小学校で平成18年度だと思えますけれども、転校してきた児童に対して、当事者の方の話からすれば、いじめの行動があった。当事者の父兄が言っているんですから、それを私は素直に受け取ったんですけれども、やはり私が疑問に思ったのは、そういう問題はどの学校でも発生し得る問題でありますし、私も自分の子供たちを育てる間で谷井田小学校等でも多々ありました。体罰の問題では、私はNHKの取材を受け全国放送まで茨城県のY小学校のPTA会長ということで出たこともあります。問題は、そのいじめの問題があったからけしからんということではなくて、いじめの問題を当事者の学校当局、教育委員会、そこがどういうふうに把握してどういうふうに解決したかが私の一番、今回、質問の知りたいところであります。

途中がわかりませんけれども、結果として最悪ではないかもしれませんが、一番悪いような方向で決着がついてしまったということは、学校当局、教育委員会も対応はしたと思うんですが、その問題を契機にして、その児童がもとの学校へ戻ってしまう。そういう結果になってしまったというのが私の聞いたことなんです。

これは私も議員として、今みらい平のマンションを初め、あそこに新しい人たちが多数転校して、今度の小張小学校の入学生はかなりふえるというような状況もあるわけですが、その当市のつくばみらい市の状況に水を差すようなことであったのではないかと。皆さんも聞いていてちょっと漠然としているんであれなんですけれども、私は当事者の話を聞いたただけなんで実際どういうふうに事が起こり、どういうふうに対処したかを教育長ですか、そしてどのように対応し、どのように指導をされたのか、まずお伺いをいたします。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの海老原議員の質問にお答えしたいと思います。

市内小学校におけるいじめの問題ということで、特に転校生に対するいじめの問題というようなことを今出していただきました。

以前にも、このいじめについては質問をしていただいて回答はしておりますけれども、恐らくあまり具体的に、どこの学校のどんな状況だということは話はしてなかったかなとは思っています。

新しい市になって2年間経過をしました。それで、転入をされてきた子供たちは合計で129人おります。小学生が114人で、中学生が15人、転出していったのが86人、みらい平地区では約30人の転入がありました。初めてつくばみらい市に入ってくる保護者、それから、子供たちにとっては期待はありますけれども、かなり不安な面もあると思います。地域がかなり違いますので、そういう面での不安もたくさんあるかと思います。できるだけ不安をなくなるようにしてほしいということで、教育委員会としても各学校をお願いしております。

何人かで一緒に入学してくる場合は同じ仲間がいるわけですが、特に一人で来るような場合には非常に不安が大きいと思いますので、そういうときには全校生徒への紹介だとか、それから、学級での紹介、あるいは仲間入りのいろいろな会を開いていただくとか。そんな方法をとっていただくようお願いをしておりますし、学校だより等でも紹介する。こんな方法をとっていただいて、早く仲間入りできるようにしたいなということもお願いをしておりますし、それから、担任からもいろいろな教育相談をしていただいています。しかし、さっき議員がおっしゃられたようにそういう手だてをしながらも、なかなか仲間入りをできなかったという事実もありました。今いろいろなところでいじめが問題にされていますけれども、つくばみらい市でも、いじめの調査をしますとたくさん報告があります。これは調査で一回で済むわけではありませんので、その後追跡の調査をしていますが、ほとんどは解決をしています。いじめの内容としては、冷やかしかるとか、からかいであるとか、それから、仲間外れ、こういうものが大部分なんですけれども、時間をかけてじっくりと子供あるいは親と相談をしながら解決に向けて話し合いをしております。教育委員会としては、もちろん保護者と面談をしたり、あるいは何回も学校に対する指導もしながら、今度は指導主事がいますので、指導主事が何回も学校訪問をして状況に応じて対応をしております。

しかし、先ほどの件については残念ながら家族の方、保護者、それから当人に対しては申しわけなかったなと私も思っております。指導が十分でなかったんだと反省をしております。もとへ戻られた後も、私も家族の方と会いました。学校へはこういう指導をしたんだけれども、学校の方の先生方の対応はどうですかと聞いたら、最近は本当に先生方も気楽に声をかけてくれてありがたいですという家族の方からの返事をいただきました。ですから、できたら私としては、またこっちに戻ってきてほしいなという願いは持っています。

いじめについては人権侵害であると、第1番目には。2番目には、いろんなアンケートをとったりしながらできるだけ早く事実確認をしたいというようなこと。それから、いじめの報告があった場合には、すぐに一人一人と具体的な話し合いを進めて早期発見、早期解決、その手だてを講じながら今進めているところです。しかしながら、すべてが即解決にいかないというところの難しさについては、以前の答弁の中でも具体例を話したと思いますので、今回は省かせていただきます。

以上です。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 教育長から答弁ありましたけれども、私が聞いた具体的なある小学校の例としては、今の答えでは漠然とし過ぎています。具体的にどういう現象が起こったのか、それをこの場でお聞きしたいと思います。

なぜならばこういうことは、またほかの学校あるいはまたほかの学年でも起こる可能性があります。そこを先生方、教育委員会がどう対応したのかが私たちの知りたいところなんです。結果が今言われたようにもとの学校へ戻ってしまったという、それだけでも家族や友達にとっては耐えられないことであると思います。

その子供にとっては、一生を左右するような大問題であったかもしれません。やはりその具体的な、こういう理由で、こういうあれがあったと。いろいろなうわさとか話だけでは私も推測になってしまうので、教育長の方から具体的に何年生の、私は男の子なのか女の子なのか聞いておりません。やはり当局がどういう対応をしたのか。私の記憶にありますその小学校でたしか昨年であったと思うんですが、先生方の異動のときに大量に校長先生を初め異動があったのではないかと。このことがその問題なんかと通じているのであるとしたら、これはやはり教育長、教育委員会の大問題につながるんじゃないか、そういう懸念を持ってこの質問を出したわけです。教育長に再度答弁を求めます。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

何年生でどんないじめだったのかということですが、転入されてきたのは6年生ですが、これは休み時間、昼休み等、転入生に対して一緒に遊ばない、ときにはけったり、そういう行動もあったようです。これは、学校で詳しく調査をしていただいたりして事実確認をいたしました。これは、そのほかの行事等もありましたので、行事のときにもそういうことがあったということを聞いています。

どういう対応をしたのかということですが、普通の教室の中でのいじめというのはまずありませんので、いじめが起こる現場というのはどういう場所や時間、どういうときが起きやすいのかということをお先生方にもよく話をし、休み時間であること、それから昼休みも含めてです。それから、掃除の時間、給食の時間、こういう時間に一番いじめが起こりやすい。ですから、昼休みも含めて休み時間も教師は子供と一緒に行動すること、それから、掃除の時間は必ず子供たちから目を離さないこと、それから、特に行事のとき、校外での行事、校外で行事がありますので、そういうときにも子供たちからは絶対に目を離さない、そういうことをしていただきました。

その結果、それからはもちろんありませんし、それから、できるだけ転出は防ぎたいなと思ったんですが、残念ながら転出ということになってしまったんですが。

あと、教員の異動が大量にあったということで、この教員の異動については、これは計画的な異動ですので、そういうことは直接は関係していません。

以上です。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 男の子か女の子か、私、聞きはぐったんですが、もう一回お答えの中でお願いします。6年生はわかりました。

要するに、私も小さいときに谷原小から谷井田小へ小学校3年のときに転校をした経験

を持っておりますけれども、今も昔も、やはり違う人がそこへ入ってくれば必ずそこには子供たちの間でも摩擦、そういうものが起きることは人間の社会では当たり前かもしれませんが、その度合いがどのぐらいのものであったかというのは今の教育長の話だけではわかりません。

そして、今見えてこないのは担任がどういう対応をしたのか。要するにこのいじめの問題について保護者は何回も学校へも行っているし、それから、そういう父兄の間の会合も開かれたように聞いておりますけれども、そういうものが生かされなかったんじゃないか。要するに学校の勉強だけではなくて、そういう行動を指導するのも学校教育の大変重要な課題であるはずなんです。

6年生ともなれば、今現在は中学生ですから、これはその父兄じゃなくて第三者の方から聞いたんですが、いじめた方の生徒に作文みたいなのを書かせて、もう二度といじめません、そういう作文を書かせていたけれども、次の日には、また隠れていじめたと。そういうように地区の住民の方も認識しているんです。ですからそういう内容を今回この質問も学校の名前は公表しないでくれという要望があってそうなたっんですけれども、これは市長の地元の小学校ですから、私は名前なんかわかったって構わないと思いますけれども、やはりその学校がどういう処置をしたのかというのが大問題なんです。ですから学校の名前は発表しないで、それで教育委員会が済ませているとしたら、それこそおかしいんです。その一つの例題を、もっとほかの市内の小学校、中学校合わせれば10幾つあるわけですから、それに生かしていくのが教育委員会の仕事じゃないかと思うんです。

現に、このいじめた子供たちは現在伊奈中の方へ行っているはずでございます。ですから、そういう本当によりよい指導を受けていなければ、また中学校に行っても同じようなことが起こり得るわけです。聞くところによりますと、その児童がもとに戻った後、他の小学校へ移った生徒が何人かいるというふうな話も聞いております。ですから、この児童だけではなくて、もう既にその小学校でほかの児童にも影響が出ているんじゃないかと。もし、そういう事例があるんでしたら、教育長からもう一度、ほかの生徒でそういう事例があったかどうか、その確認をお聞きしたいと思います。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほど男か女かということをおし上げませんでした、女のお子さんです。

それから、同じようにほかの学校へ移った子供というのは、やっぱり転入をされた中で別の学校の方がということで相談があって選択制のできる学校へ、別の学校へ移られた方もいました。

以上です。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 3回質問をしたんでお答えの方はあれですけれども、今、私が質問したのは、本当につくばみらい市の小学校、中学校の中でほんの一事件であったかもしれませんが、しかし、これから大量につくばみらい市へ転校していらっしゃる児童、そういう中に、やはり二度とこういう事件を起こしてほしくないし、やはりそういう問題が起きたときに、学校あるいは教育委員会、父兄、みんなが一緒になって、やっぱりそういうものをなくするというのが、私は本当に大事な問題じゃないかと思います。この件に

については市長からはありませんでしたけれども、市長の地元ということで市長も何か感じられていると思うんで、また何かの機会に市長の考え方もお聞きしたいと思います。

この質問は終わりにします。

2 問目は、取手地方広域下水道の計画、この質問も私は何回も今までしてきました。しかし、具体的に今回は下水道の計画の中で、山王新田、下平柳、谷井田南 7 区、あるいはこの質問に入れはぐってしまったんですが、小張地区も一応これからの計画に入ったというふうに以前の市長の答弁にありましたので、その辺のところ、何年度にどういうふうな内容でやるという計画がわかっていれば答弁をお願いいたします。

それから、今回つくばみらい市の中で取手下水道の範疇に、ある地域で外れてしまった、特に今、最初に申し上げた山王新田地区の、以前の市長の答弁で県道の東側っていいですか、山王新田側、住宅があります 7 期住宅、8 期、山王新田の集落、そして神住新田、この辺の地域は同じ山王新田でも、まだ計画に入れてもらえない。それから、つくばみらい市の中通を越えた下島、伊丹、東地区、ここもまだ入ってはおりません。そして、どうしてこの地域が抜けてしまったのか、ちょっと市民の皆さんも疑問に思っていると思うんですけれども、豊体の上、中地区、横町、それから、谷井田の市街地に一番隣接しております、いわゆる通称谷井田の外記新田地域、南 2 区、青空地区と申しますけれども、その辺のところの地域を今後どのように計画していくのか、今の段階でわかる範囲内で市長の方から答弁をお願いします。

それから、もう一つ、以前から何回も言っております下平柳の上流、いわゆる七曲から集会所の途中に堀があるところまで下平の上流地区、それと中平柳の合わせた地区は谷井田地区においては本当にこのぐらいしか、予定が示されていないところはこのぐらいだと思いますけれども、以前から下平柳、中平柳については、当初、市が計画した農業集落ではなくて取手下水道と一緒に合流させていくことがベターなんではないかというふうに私は何回もここで提案をしてきました。市長は一応そういうことも検討に入れるという答弁が以前にあったと思うんですが、この中平柳と下平柳を農業集落にするのはおかしいというふうに感じたのは、私の知人が中平柳の区長さんをしたときに中平柳 80 戸以上あるんですが、農家の戸数がその中で半分以下だと、35 戸ぐらいしかないんだよと、そうところで農業集落をやるのはおかしいんじゃないかという疑問を投げかけられたときがきっかけでございました。

農業集落にするか普通のあれにするかは、私はそこに住む住民の皆さんが決めることだと思うんです。だから、今までいろいろ質問しましたけれども、住民のそういう意向調査みたいなのをやったというような話は聞いていないんで、そのことを含めて、この地区をどうするか市長から答弁をいただければ幸いです。よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 海老原議員、これは取手地方広域下水道組合の件ですから、細かいことについては向こうの事務組合の方でやった方がいいと思うんです。ですから、市長のわかっている範囲で答弁してもらって、本来の取手地方下水道の全部の区域の話は向こうのやっぱり組合で代表者がいますから、その組合でやるべきだと思うんで、大雑把な点とか、そういう含めた件を答弁してもらいますので、よろしくお願いします。

○13 番（海老原 弘君） そういうことで今まで取手下水道の話は取手でやるんだということが基本になっていたんですが、しかし、つくばみらい市の下水をどうするかというのは、私はこの議会でやるべきだと思うんです。取手下水の中でいろいろな計画をどうす

るかというのはあれですけれども、基本的につくばみらい市の計画が何だかわからなくて、はっきり言えば、悪い言葉で言えば思いつきでぼんやりとやったり、それは私は避けるべきだと、やっぱり市の計画によってこういうふうこれから計画していくんだよ。やっぱり我々は代表で向こうに行くんですけれども、それがなくて向こうに行っても、私言われたんです、取手下水道で一般質問を提出したときに海老原さんが初めて質問するんだわと。そんなばかなことがあってはならないと、それを教訓にしてこの質問も出したわけです。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 取手地方下水道の問題でございしますが、特に山王新田、谷井田南7区周辺の問題どうなってんのかと、こういうことでございしますが。山王新田の一部区域及び谷井田南7区の整備につきましては、平成19年度、今年の3月に認可区域の拡大を行い、そして、平成20年度より事業に着手すると、それで、平成24年度整備完了を目標に実施していく予定になっているということでございます。

今、海老原議員がおっしゃった全体計画の区域の問題でございしますが、未認可区域については取手地方広域下水道組合と調整を図りながら順次認可区域の拡大をやってまいりたいと、このように考えております。

議員、前にも申し上げたと思うんですが、これは伊奈が村当時から下水道計画がございまして、いろいろ調査して、その中で農集とか、コミプラ、下水道に分けてやってきた基本的なものがあるわけです。したがって、上平なんかは農集で既にやっておるわけなんです、そういうことでご理解を賜りたいと思います。それから下平、中平の区域につきましては、現在の計画では今議員のおっしゃったように、これまでは農業集落排水事業で整備する区域になっておったわけですが、取手地方広域下水道組合の公共下水道事業区域に編入するように今協議を進めておるということでございます。これから海老原議員、向こうの議員になっていただいたということでございますので、細かい点は下水道組合の方で質問をしていただければありがたい次第です。よろしくどうぞお願いします。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 市長の方から明快に山王新田、下平、谷井田南7区についても答弁がありました。非常に住民の皆さんにとっても喜ばしいことだと思います。その中で市長に一つ確認をしておきたいのは、谷井田南7区については市街地の中の北3区、4区が水害の問題がありまして、あわせてその整備も谷井田の市街地の中では行われ、本当に今、雨が降っても道路が水につかってしまう所が市街地ではなくなったんですけれども、南7区については今まで住民の皆さんが雨のたびに自分たちでポンプを役場から借りたり、いろいろ皆さんが、議員の中でもそういう努力をされてきた経緯がございします。この下水道整備とあわせて、そういう問題も解決していただくことを念願しておりますけれども、その件について市長の方から、もう一回あわせて、そういう整備ができるかどうかお願いをしたいと思います。

それから、残された地区をどうするかというのは、これは改めて下水道でやることはやぶさかではありませんけれども、やはりつくばみらい市の中で下水道、ここをどうするかということをやはりもっと論議すべきだと思うんです。特に先ほど言いましたように旧三島地区の伊丹、下島、東地区全体などは、本当に漠然としていつになるか全くわからないと。以前に岡田議員の質問に、合併浄化槽のもっと普及を図るべきだということのような提案

があったと思うんですが、やはりもっと、今度はこれだけ旧伊奈、旧谷和原でこれだけほかの地区が整備されますと、なぜうちの地区が整備されないのかと、税金は同じように払っているのにちょっと不公平じゃないかと。この問題は必ず出てくると思うんです。ですから、そういうことに対しても、やはり市当局、議会は答えていかなければならないと思います。

それと、もう一回確認しますけれども、下平柳、中平柳については編入するような方向も市長から答弁ありましたけれども、やはり地元の住民の皆さんの意向というのを私は聞いてもらえればと思うんです。といいますのは、ここは私の育ったところでもありますけれども、人によっては宅地が何反歩もあると、簡単に言いますと1反歩で50万円の負担金がかかるわけですから、私の育った実家などは3反歩ありますから負担金だけで150万円かかるわけです。そういう問題も含めて、意向調査的な住民のアンケート的なものも調査していただければ幸いですと思いますが、再度、市長の方から答弁をお願いいたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） まず、最初の7区のいわゆる中通と県道の間周辺のことをご心配になっていると思いますが、あの雨水対策につきましては中通の改修今やっておりますから、あれが拡幅されると解消できると私は思っております。今は中通へ落ちないんです、中通の水位と一緒にですから。そういうことで伊丹の排水機場もポンプ能力アップされておりますし、ただあれがフルに回転しますと水が流れないということで、かけたり、とめたりということの操作で今やっておるという状態なんです、中通を拡幅していただければ、あそこら周辺の雨水対策は大丈夫だと思っております。

それから、下水道の問題でございますが、地元のご理解ということでございますが、議員、何とか下水道へ入れたのがいいんじゃないかというご質問、何回もいただいておりますから、そういう方向で来たわけでございますが、これ、下水道組合へ話します。地元の希望というか、そういうものをある程度とった方がいいと。ただ時期がないからすぐやらないと、先に始まるわけですから、そういうことで計画に具体的に入れるについては、まずそれを先に地元の皆さんに、大した世帯数ではございませんから、とってから進めるようにということで、きょうにも電話しておいて作業に入らせると、このように考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 市長から前向きな答弁いただきまして、本当にありがとうございます。

ちょっと私ここには入れていなかったんですが、先ほどもちょっと言った市長の地元の小張地区は概略でいいんですが、やはりさっきの予定と同じような予定でしょうか、ちょっと聞き漏らしちゃったんで。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 小張地区は、これから計画していくということです。

それから、7期、8期は本管のルートが違ふんです。今の小貝川横断しておりますよね。あれがこちらの本管ですが、向こうは当初から東地区の方と一緒に向こうに持っていくと、

旧久賀地区の浜田の方と一緒に持っていくということで、当初からの計画になっておりましたから、その変更はしたということもございませんので、そういう関係で別ルートになるということだと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○ 13番（海老原 弘君） どうもありがとうございました。

○ 議長（今川英明君） これで暫時休憩します。10分間。

午前 11 時 15 分休憩

午前 11 時 25 分開議

○ 議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

○ 12番（古川よし枝君） 12番の古川です。

2項目通告しております。順番に質問いたします。

まず最初に、後期高齢者医療制度について質問いたします。

4月から後期高齢者医療制度が実施されようとしています。この時期になっても、この医療制度を知れば知るほど年寄りには死ねということかと、お年寄りの方から怒りの声が沸き上がっています。また、医師会からも、これではこれまでの半分の医療程度しかできないと、撤回を求めるといった声が上がっています。全国の地方議会でも、500を超える議会が中止、撤回、見直しを求める意見書を上げています。県内では水戸、日立、常総、筑西、桜川、そして、12月議会ではつくばみらい市でも、この制度中止、撤回を求める意見書が採択されました。茨城後期高齢者医療広域連合でも実施をするに当たり、抜本的な見直しを国に求めています。国会でも野党4党が、この制度を廃止する法案を衆議院に提出しています。75歳になるとこれまで加入していた医療保険から脱退させられ、そして、75歳以上すべての方を後期高齢者医療保険に集めて一人一人から保険料を徴収し、病気になれば保険のきく医療を制限し、いずれ避けることができない死を迎えるのだからと人間としての存在が否定される扱いが行われることは明らかです。私はこの後期高齢者医療制度の中止撤回を求めるものです。あわせて幾つかの保険の内容について、改善点について市長に質問をいたします。

まず一つは、保険料の問題です。茨城県の連合会の保険料は1人平均6万9,335円ということです。平均的な方の保険料からいっても、当初の政府の見解よりも大変高くなっています。この茨城県の保険料が高い原因の一つには、本来高齢者が負担すべき保険料の割合は医療費の1割が負担となっておりますけれども、そのほかに、健康診査費、レセプト審査手数料や葬祭費など、こういうことが含まれております。また、さらに保険料の収納率を97%と見て、この滞納分3%、金額にしますと6億4,669万円を保険料に上乗せしていることです。保険料を払える人に滞納分を上乗せして保険料として賦課する。これは納得できる話ではありません。少なくとも、これら健康診査や滞納分の上乗せを全額公費で負担して、高齢者の保険料負担を軽減することを政府や後期高齢者連合会の方に、ぜひ市長に求めていただきたいと思います。ひとつ、そのことをご答弁をお願いいたします。

また、これは茨城後期高齢者広域連合のホームページで資料に載っていたものを大きくしたものなんですけれども、具体的な保険料の例が載っています。茨城県の場合は保険料は均等割、それから、所得割で合算されますけれども、均等割は3万7,400円、所得割

は7.6%ということで算出がされています。なお、均等割には所得に応じて7割、5割、2割の軽減措置があります。そういうことで例を上げて計算してみますと、基礎年金受給者79万円です。基礎年金だけの方は、均等割は7割軽減されますので1万1,238円。保険料は切り捨てられまして1万1,200円。これが保険料、収入があってもなくても、これは最低保険料としてだれもが引かれます。また、厚生年金、平均的といわれておりますが201万円の方は均等割は2割軽減になります。ですから、そこに所得割7.6%が加わりまして3万6,480円で、合計しますと6万6,400円が年間保険料になります。また、同居している方の場合、子供と同居している場合、子供の給与収入が390万円、本人は基礎年金の79万円、子供が世帯主の場合ですけれども、全く均等割には軽減がなく3万7,400円そのものが加わってきます。所得がなくても3万7,400円が、この方の保険料になるわけです。

しかし、政府のこの間の見直しは、軽減措置としまして2年間軽減措置がありますので、2年間後にはこの満額の3万7,400円が保険料となってきます。それから、同じく同居する者でも、被保険者が世帯主の場合には最低の1万1,200円の保険料になります。また、夫婦とも後期高齢者の世帯の場合、年収が201万円。妻は基礎年金79万円以下ですから、全くないのも含めて計算をしますと夫の場合、均等割は2割軽減、そして、所得割が3万6,480円になりますので6万6,400円が夫の保険料。妻はどうかといいますが、79万円以下ですから、所得があってもなくても夫の収入で計算されますので、同じく2万9,969円になります。本来ならば単独で妻だけの計算すれば1万1,200円になるわけですが、世帯主の収入に応じて計算されるようになっていきます。それから、夫婦とも後期高齢者の世帯ですけれども、金額が192万5,000円、年額なりと夫婦合わせて6万7,400円というふうに計算がされていきます。軽減が5割軽減になります。

そういうことで一人一人に課せられる保険料ですけれども、計算するときには世帯主の収入が合算されて保険料として計算されるとことで、大変所得の少ない人は少ない年金から天引きをされるということになります。月1万5,000円以上の場合は年金から天引きとなります。高齢者の生活実態といいますと年金収入200万円未満が40%、それから、100万円未満が17%ということです。年金額が少ない人ほど年金収入に頼った生活となっています。100万円未満の場合は、年金収入しかない人は78.4%。これら的高齢者から容赦なく保険料を天引きすることは、高齢者の暮らしをますます困難にさせます。最低保障年金制度もなく、消えた年金も問題があり、年金制度に大きな欠陥がある中、年金天引きを行うことは大変問題です。そういう中で、所得の少ない人の保険料を引き下げするためにも、この保険料の算定には世帯主の収入ではなく、本人の収入で計算、算出をするよう国や連合会の方に市長から求めていただきたい。これが2点です。

三つ目は、先ほど表に示しましたように収入がなくても1万1,200円が徴収されます。月年金1万5,000円以下の人は普通に徴収されます。こうした方は、この茨城の広域連合では被保険者の後期高齢者の2割、6万6,000人が該当するとしています。当市では、この前の説明ですと530人、金額にしますと1万1,200円賦課されるすべての方に計算をしても600万円で、このような方の保険料を全額免除することができます。高齢者の医療の確保に関する法律103条では、市町村は後期高齢者医療に要する費用に対して補助金を交付することができるとなっています。市の独自減免ができるようになっています。既に東京では実施をするということです。市独自で低所得者保険料の減免を実施することを求めたいと思います。

以上、3点について最初に質問いたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 後期高齢者医療制度についてのご質問でございますが、1点、2点、3点と分けてのご質問でございますが、お答えを申し上げます。

まず、1点目の保険料の値下げを広域連合に求めることというご質問でございますが、広域連合では法律に基づき保険料を算定し、昨年、広域連合臨時議会において議決された広域連合の条例に基づいて定められた保険料率により保険料を算出することになっております。広域連合では、低所得者の方に対して被保険者均等割などの減額の制度がございます。一定の配慮がなされておりますので、保険料値下げを求めることについては、現在考えておりません。

それから2番目の市独自の減免制度ということのご質問でございますが、この制度はご案内のとおり相互扶助の精神のもとに成り立つ社会保障制度でございます。賦課される保険料は保険給付等の支出を賄うに十分な水準であることと、被保険者ができる限り公平に保険料を負担することが必要であると思っております。保険料につきましては、広域連合の条例に基づいて課税され、低所得者については、先ほど申しました世帯の所得水準に応じた応益分の軽減制度が設けられていることから、市独自で減免することは考えておりません。

以上です。よろしくどうぞお願いします。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 法に基づいて保険料が定まっているということですが、一方で、法に基づいて後期高齢者に要する費用について独自に市町村は補助することができるという、そういう法律もあるわけで、既に東京などではこういったことで負担の軽減をしているわけです。ぜひその辺のところを法律にも両面あるわけですから、研究していただきたいというふうに思います。

それから、これまで国民健康保険税の中で75歳以上は資格証明書の発行は禁止されてきました。ところが、この後期高齢者医療制度では保険料を1年以上滞納すると保険証が取り上げられ、医療費の全額を窓口で支払わなければならないということになります。この資格証明書が発行されるということです。資格証明書を発行された人と保険証を持っている人と比べると、その受診率は200分の1になるというふうに全国保険医師会の団体連合会では調査をして明らかになっています。

保険証が取り上げられて病気が重症化したケースも多発。茨城県連合議会では中庭次男議員の質問に、この連合事務局では資格証明書は機械的に発行しない、実際の運用は市町村と連携を図るというふうに答弁をしています。ぜひ市長に連合会に対して、当市は資格証明書を発行しないと主張をしていただきたいというふうに求めます。まず、そのことでご答弁をお願いいたします。

もう一つ、健康診査についてです。

この健康診査についても、先ほど財政の中で言いましたけれども、後期高齢者の負担によって保険料に賦課されているということで、かなり健康保険の検査料の費用を抑えているところがあります。これは、政府はこれまで市町村の健康診査については実施を義務化してきましたけれども、後期高齢者医療制度の実施に合わせて75歳以上は努力義務としまし

た。高血圧などの薬を飲んでいれば必要な検査をしているとして、対象から除外するという方針を出しています。74歳までは薬を飲んでいても健康診断ができるのに、75歳になった途端に健康診断は必要ないというのは、ほかの疾病の発見も見落とす危険もあり、早期発見、早期治療に逆行するものではないでしょうか。広域連合では引き続き健康診断を行います、受診率を25%と大変少なく見積もっており予算を組んでいます。実施主体は市町村です。市として、すべての方が健診が受けられるよう取り組むことを求めますが、いかがでしょうか。

この2点について質問いたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 最初の資格証明書の問題でございますが、これの交付につきましては、国民健康保険の滞納対策の一つとして平成12年4月に国民健康保険法で交付が義務化されております。同様に、高齢者の医療の確保に関する法律でも規定されたものでございまして、法律上は全く同様の取り扱いとなっております。したがって、広域連合が交付対象者の決定、発行を行うということでございますので、ご理解をいただきたいと思ます。

次の健康診断は、これは積極的に行うことは当然でございまして、病気の予防は非常に重要と考えております。市では、広域連合からの受託事業として健康診断を実施する予定でございますが、これまでの基本健診と同じように健診が受けられるように国民健康保険が行う特定健診とあわせて各地区に出向き、健診を実施する予定でございますので、被保険者の方には今後、個々の受診券を配布する予定でございますので、ぜひとも受診をしていただきたいと、このように思っております。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 資格証明書の発行についてですけれども、広域連合での議会でやりとりを見ますと機械的には発行しないんだと、そして、市町村と連携をするということに市町村の判断も委ねられるという答弁だと思うのです。そういう点では、広域連合が決定をするのだからそれは変えられないではなく、やっぱり積極的に資格証明書が発行されたら本当に大変になるんです。病気がちのお年寄りが全額負担をして医者に行かなければならない、こういうことを思えば、ぜひ市長から資格証明書を発行しない、こういうことを市町村ではやっているんだと、そういう考えだということをはっきりと述べていただきたい。すべて広域連合の方にこの事業を委ねてしまったから手も足も出ない、これでは、やっぱり住民の代表、住民の健康や福祉を守る長としては不十分ではないでしょうか。

それから、確認をしたいんですが、茨城広域連合では受診率を健康診断について25%というふうに予算を組んでいるんですが、ですから、かなり健康診断を希望でやらない人もおりますでしょうし、条件でだめというふうに、あなたは高血圧の薬を飲んでいるから、最近病院に行っているからということでとめられてしまう、そういうことも含めて25%ということですが、つくばみらい市では、先ほど市長がおっしゃられたのは各地域に出向いて希望者全員に健診を受けてもらおうと、こういうことでよろしいのでしょうか。

市長に2回答弁をしていただきましたけれども、なかなか法のもと、法律のものとのかからは何ら足が出ないということになるかと思うんですが、政府は厚労省審議会というところ

ろで75歳以上の高齢者の特性というのを言っているんですが、一つは、治療の長期化、それから、複数疾患への罹患が見られると、それから、二つ目としては、多く認知症の問題が見られると、三番目は、いずれ避けることができない死を迎えると、これを75歳以上の方の特性としてとらえているんです。こういう話し合いがされているわけです。だから、医療サービスもそれに応じて変えていかなければならない、こういう考えのもとに今回のこの医療制度の大改悪があるんだというふうに思うんです。

75歳という年齢になったら別枠の医療費に追い込めて負担増、自分で痛みを感じなさい、あなたが医者にかかればかかるほど負担がふえるんですよという負担増。そして、医者に行っても、あなたはあちこちの病院に行かないで私が主治医だからここで面倒を見ますよと言いながら、なるべく病院に行かせなくするような、そういうシステムや、それから、あなたは月6,000円だけの医療費ですよという枠をつくり、そういう診療を勧める給付減を強いるような制度は世界どこにもない。私は、この後期高齢者医療制度を知るに当たって、本当に高齢者にとって何かいいことがあるのかというふうに思いました。しかし、何もありません。長生きしていて申しわけない、もうすぐあの世に行きますからと、肩身の狭い思いをさせるような社会、医療を受けることをためらわせるような国にしていいた方がいいのかなというふうに思いました。

きわめつけは、診療報酬改定では後期高齢者終末期相談支援料というのが診療審査の中に新たに設けられました。医師が回復の見込みが難しいと判断した場合は、医師と患者と家族が終末期の診療方針を話し合い、そして、文章にまとめた場合には診療報酬が支払われると、こういう新たな制度ができたわけです。なんと無慈悲な終末でしょうか。国会の論議の中で、首相はこの制度の必要性を強調しておりました。しかし、よりよい制度に直していくことが必要だと問題点を認めています。

市長、長寿を祝わない社会でいいのか。保険料を徴収し後期高齢者医療制度は広域連合ですべてを進めいく。しかし、実際には保険料を徴収して健康診査をして、こうした実務的なものは市町村が実施をする。目の前にお年寄りの生活を見ているわけです。ぜひ市民の暮らし、命の守り手として、命の尊厳をなし崩しにするこの医療改悪制度に市長みずから待ったの声を上げていただきたい。このことを最後に答弁を求めます。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ただいま申し上げたとおりでございます。

何かございましたら部長の方から答弁させます。

○12番（古川よし枝君） 市長に聞きたかったんです。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） 健康診査の件でございますけれども、昨年まで基本健診等、総合健診ということで健康増進課の方で対応してまいりましたけれども、20年度から名称をみらい健診1と2とに分けてまして実施をする予定でございます。その中で、後期高齢者につきましても各地区で実施をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから資格証明書の発行の件でございますけれども、基本的には、先ほど市長から答弁をいただいたとおりでございます。未納が続いたくらいということで、機械的に証明書

の方を発行するというものではございません。個々の状況を十分に配慮した上で市町村と調整の上、広域連合が決定するということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 2問目は、暫時休憩で1時からお願いしたいと思います。

ここで暫時休憩をします。

午前 11時53分休憩

午後 1時00分開議

○議長（今川英明君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

12番古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 2項目、通告しておりますので質問いたします。

学校給食についてですが、よろしくお願いします。

中国製の冷凍ギョーザから、毒性の高い農薬メタミドホスが高い濃度で検出されました。残念なことに被害者が相次ぎました。昨年、子どもが給食パンの残留農薬分析をお願いしました農民連食品分析センターの石黒所長は、心配していたことがまさに現実のものになったと、国民の安全より儲け本位の食品企業と政府のチェック体制の手薄さを厳しく指摘しています。加工品については、最近、添加物の検査はされているが農薬のチェックはされていない。以前から、中国産野菜には残留農薬が多く含まれ、ポジティブリスト制度の違反、この事例では中国産のネギ、ソバ、ニンジン、イチゴ、ハト麦などからメタミドホスが検出されているといえます。緊急に輸入品の水際チェック体制の強化をし、何よりもカロリーベースで39%まで落ち込んだ国の食糧自給率を引き上げなければ、国民の健康と安全を守ることはできないと思います。

今回問題になった冷凍食品が、学校給食にも使われているということで調査がされました。文部科学省の2月4日時点での集計によると、問題の冷凍ギョーザを使用していた学校はないが、この3カ月間で問題となっているこのギョーザを製造した中国天洋食品で製造された食品が、全国で606の小中、幼稚園で使われたといえます。茨城県では、小中で12校で使われていました。いずれも健康被害の発生は報告されていません。調査結果からは、調理食数の多いセンター式の方が単独調理場よりも冷凍食品を使う比率が高く、その結果から出ています。当市の冷凍食品使用状況はどうなっているのでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えいたします。

つくばみらい市の学校給食においては、伊奈の学校給食センターと谷和原の学校給食センターの両センターとも、問題になっている中国産の冷凍ギョーザを含め、その他の自主回収をされた製品は使用しておりません。これらについては、保護者等も非常に危惧を感じていたと思いますので、2月1日付で保護者あてに、当市の学校給食センターではそういう物は使っておりませんという文章を差し上げたところです。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） ギョーザがつくられた同じ製造者の業者の物は使っていないということですが、給食センターの方から資料として出してもらったものがあるん

ですが、センターで短時間にたくさんの調理をするわけですから冷凍食品や加工品を使わないわけにはいかない。その事情は十分にあるわけですがけれども、冷凍食品の使用を見ますと、加工品では76品目中の外国産というのは20品目あります。それから、これはいろいろ中国も含めて、カナダ、アメリカもあるわけですがけれども、それから、冷凍の野菜も9品目中4品目が使われているということで、量は少ないんでしょうけれども、グリーンピースやサヤインゲンやブロッコリーやカリフラワー、お店にも冷凍でありますけれども、こういう物が使われているということで。やっぱり安全を担保するのには地元で見える形で生産された物が一番安全なわけですがけれども、そういう限界もあるということも承知しておりますけれども。昨年12月議会で前市川忠夫議員が地場産野菜の使用をもっとふやすようにという質問で、市長は、市長に就任したときからの地元の米を初め地元産の農産物を給食に取り入れるという地産地消の考えは私の持論でありますので、これからも進めていくというふうに答弁されておまして、教育長も100%使えるものは地元産で使ってほしいと給食センターの方に話しをしていると、地産地消の給食を積極的に進めるという答弁がありました。

そういうことで私は、学校給食での地元野菜の利用状況を見ようと思って資料をお願いしたんですが、平成18年度、19年度まだ半ばですがけれども、両方の給食センターの野菜の利用状況を見ました。見ますと、両方合わせて23品目の地元産の野菜が使われています。量で見るとお米を入れると47%が地場産の野菜、それから、お米はどちらも100%地元産使ってますから、この主食を除くと25%の利用率ということです。幾つか細かいですがけれども、品目で見てみますと、キャベツは地元産はゼロ、ニンジンが30%、ホウレンソウが50%、これ両方平均でとっています。トマトは76%、カブはゼロ、キュウリは59%というふうな利用状況になっています。キャベツの場合は高冷地のキャベツの品質なんかもあるんだろうと思いますけれども、そういうふうになっております。見ると、もっと利用を伸ばせる可能性があるだろうというふうに思うんです。

どうして利用率が地産地消と言われながら、地元の野菜と言われながら、なかなか利用率が高まらないというところがあるわけですがけれども、なぜ利用率が上がっていかないのかということで考えてみますと、全部、センターの方にもお話をしたんですがけれども、出荷していただける、運んでいただける量がなかなか確保できない、少ないということもあったり、それから、農家の方にも必要量が少なかったり多かったりするんですがけれども、なかなか調整がきちんととれていなくて手間がかかってということで大変敬遠される、学校給食は手間かかるんだよと。そういうことの傾向があるんじゃないかというふうに思うんです。

そういうこともあって、以前も飯島町長のときもそうだけれども、なかなか生産シェアがないんですよということを何度か繰り返されたことがありますけれども、全国の学校の給食は1兆円規模の市場だと、学校給食に使う食材は1兆円の市場だと言われているんです。この金額が大変大きいのと、それから、子供たちへの食農教育の場という意味では、地産地消の取り組みは大変大きな意義があるということで、全国でも今取り組みが進められているわけですがけれども、つくばみらい市での学校給食での食材費は、予算を見ますと1億8,000万円、そのうち現在、野菜、地元の農産物の代金として、地元の生産者への支払いはどのくらいかというふうに聞きましたら、総野菜代金の51.5%で1,862万円ということで、平成18年ですか、出してきています。金額的には、まだまだ小さく農家の経営を

支えるほどにはならないと思いますけれども、こういうものを基礎にして、どんどん地産地消を進めていくということが大事だと思うんです。もっときちんと年間計画をつくって、それに基づいた作付によれば品ぞろえや量の確保、これは可能になるし、もちろん利用率が上がれば農家の収入の増にもつながるといふふうに思うんです。そこで、積極的に進めるんだというお考えですから、この利用率をアップするにはどうしたらいいかとお考えですか。

まず、市長と教育長にお聞きしたいと思います。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 給食センターのいわゆる野菜とかそういうものの確保については、今、議員がおっしゃられるようにすべて市内でつくっているものばかりじゃございませんが、やはり流通機構の確保だと思います。そういう点から農協とかそういう関係業者も含めまして、給食センターの方と十分協議をして確保していくように努力していただきたいと考えております。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

地元産の食材を使うことについて、特に野菜類の消費については今もたくさんの方に協力をさせていただいて、できる限りの地元の食材を使用しております。そして、そのほかにも、もっともっと地元の野菜を使えるようにならないかということで、生産者にも給食センター等に来ていただいて、こういう野菜が必要なので協力して欲しいというような話し合いの場も設けております。できるだけ生産者とセンターと情報交換をして、これからもっともっとふやすためにはどうしたらいいのかなというようなことも話し合いをしています。しかし、なかなか決められた給食費の中で地元産を使っていくというのは、金額的にも非常に難しい面もあります。そういうところで何とか地元の食材をもっともっとふやすことを考えて、今、苦慮しているところでございます。

以上です。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） できるだけ努力しているというふうに答弁がありまして、現場に伺っても、本当に現場のセンターではそのことに大変努力しているということがうかがえることができました。

私は以前、地場産給食の先進地だと言われていた東京の日野市とか、あと、福島県の熱塩加納村というところの給食などを視察に行ったりしたんですが、そこでは現場の栄養士さんが本当に一人奮闘して大変貢献的な仕事ぶりは、私は感心して感激したんですけれども、しかし、帰ってきて、そのようにうちのセンターもできるかということですが、それは大変難しいし、そして、到底できることではないわけですし。たくさんの方がそういうところに視察に来ているんですけれども、やっぱりみんな、なかなか、地元に戻って同じように、そのまま移してこうやれというには、なかなか言えない状況だそうです。規模が大きくなればなるほど、栄養士さんの一人の頑張りやセンターだけの頑張りでは限界があると、行政は一人の熱意だけでは継続できない、行政のシステム化があって初めて前に進んでいくものだといふふうに考えています。規模が大きくなれば、栄養士さんは栄養

士さんの仕事として大変大きな仕事があるわけで、地元の農家や直売所を回って食材を集めることでも、当センターでも大変無理なことです。そういうことがあります。

それで、今、地産地消の学校給食をということで、いろいろなところで取り組んでいるわけですが、長崎大学で地元の農産物を利用した学校給食を進めるために長年いろいろな調査をやったり実践を繰り返してやっていて、長崎県のモデル事業としても取り組んでいるという長崎大学の中村 修さんという方がいらっしゃるんですが、その方は、学校給食は教育委員会がやっているのだから地場の農産物を利用した給食も教育委員会の仕事だと、また、食材を注文するのは栄養士さんだから栄養士が頑張ってるんだと、こうした地場産給食を推進するんだというふうに教育委員会や栄養士さんたちがやるんだというふうに考えている方が、まだまだたくさんおられるというふうに言っているんです。それではだめだと。地場産の給食を進めるには教育、行政だけでは限界がある、農産物の販路としても農政の課題として取り組むことが決め手だと、そして、農政サイドがきちんと汗をかくことが必要だというふうに、この方は説いているわけです。

食糧自給率を高めなければ食の安全は担保できない、これは今回の事件を見ても明らかなことです。だから、地元産の給食の取り組みが生産者の生産意欲につながり、行く行くは若い生産者も育てることになるのではないかとというふうに私は考えているわけですが、そういう意味でも、当市でも市の農政として農政部局がもっとかわかりやすく、取り組みを強めてみてはどうかと思います。今は、市では直売所設置の取り組みがされています。この直売所とリンクさせて教育長が言う100%近いところまで、この地場産の野菜を使うこと、これにこだわって取り組んでみてはどうかというふうに考えるんですが、市長どうでしょうか。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

先ほど古川議員がおっしゃった福島県の熱塩加納村ですか。ずっと前ですが、これは私も行きました。あそこでは農業改良普及所の職員があそこへ加わって指導していると、ことしは何つくり、ことしはそこで何つくってと、こういう細かい指導までしているわけです。先ほど私が申し上げたのは、農協さんの流通機構ばかりではなくて指導関係も農協さんでやっておるわけですから、そういう関係で農協さんに入っていてということ申し上げたわけですが、もちろん役所の関係部も仲間入りして進めていきたいと、このように考えております。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） ぜひ、この緑豊かな農地が広がっているわけですから、新しく入ってこられる方も含めて、地元の新鮮な食材を市民全体に渡すような、そのきっかけとして学校の地場産給食、ぜひ高めていただきたいと思います。このことを申し上げて質問を終わります。

○議長（今川英明君） 次に、18番川上文子君。

〔18番 川上文子君 登壇〕

○18番（川上文子君） 18番の川上です。

3点、質問の通告をしてあります。順に質問をさせていただきます。

1点目なんですが、「DV被害実態の理解と支援の実際」と題する講演中止について伺

いたいと思います。

市は平成19年度つくばみらい市第2回男女共同参画講演会として「自分さえガマンすればいいの？ - DV被害実態の理解と支援の実際」と題した講演会を1月の20日に予定をしていました。講師は平川和子さん、市の広報のチラシによりますと平川和さんは内閣府男女共同参画会議、女性に対する暴力に関する専門調査会の委員、そして、東京都、千葉県、埼玉県などのDV専門相談員です。しかし、この講演会は開催直前に中止の決定がされ開催されませんでした。大変残念なことだと私は思います。

3月14日新聞各紙が、DV被害として届けられ警察が認知した件数が前年比15%増、統計をとり始めた02年以降最多の2万件を超えたと報道しました。そして、裁判所が接近禁止などの命令を出した件数は2,239件、被害者の98.6%は女性。警察庁は、今まで泣き寝入りをしていた女性たちが積極的に警察に相談をしたり、援助を求めたりするケースが増えていると分析していると報じています。

ドメスティックバイオレンスという言葉が、日本のマスコミにも登場したのが90年代後半です。DVという言葉が、配偶者や親しい関係にあるパートナーから振るわれる暴力としてようやく日本でも市民権を得、社会全体として取り組む課題であるという意識が少しずつ広がってきつつあります。女性の地位向上を目指す世界的な流れの中で、国連で女性に対する暴力撤廃宣言が採択されたのが1993年、そして、95年に北京での世界女性会議で女性に対する暴力根絶への取り組みが重要課題として位置づけられ、日本政府も女性に対する暴力防止に向けた取り組みが迫られることとなり、2001年に超党派の女性議員による議員立法によりまして、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が成立をいたしました。前文には、配偶者からの暴力を犯罪となる行為を含む重大な人権侵害で、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げになると書かれています。そして、この法律は、より対象を広げる対策を充実させる形で2度の改正が行われまして、市町村に基本計画の策定、そして、適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることを市町村の努力義務とするDV防止法第二次改正案が、ことしの1月の11日施行されたばかりです。

この直後に、つくばみらい市の講演会が予定されていましたが、ですから、大変時期を得た男女共同参画事業であったわけですが、しかし、現実には中止をされました。そこで、担当の森課長に答弁をしていただきたいと思います、中止を決めた経緯と、その後の対応を担当の課としてどう行ってきたのか、まず丁寧に説明をしていただきたいと思います。お願いをします。

○議長（今川英明君） 秘書広聴課長森 勝巳君。

〔秘書広聴課長 森 勝巳君 登壇〕

○秘書広聴課長（森 勝巳君） ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

中止を決めた経緯について申し上げます。

平成20年の1月20日に予定しておりました講師平川和子氏による同講演会について、平成20年の1月4日にDV防止法犠牲家族支援の会から、このように一方的に偏向した講演会を市費によって行わないで下さい、もう一点ございまして、もし行うのであれば異なる反対の意見の者にも発言の時間を保証をして下さいというふうな要請書が提出をされました。同月の11日には、DV防止法犠牲家族支援の会でございますが、それとともに3団体が伊奈庁舎の方に来訪をしまして講演会開催の中止を求めてきました。その開催中止を求

める団体から、さらに同月の13日になりますけれども、講演会を強行するならば講演会当日、会場を中心に街宣活動を実施するという旨のファクスが市の方に届いたところです。また、同月の15日になりますけれども、開催中止を求める団体へ講演会を開催すると回答をいたしましたところ、翌日の16日の朝になりますけれども、伊奈庁舎前の駐車場にて抗議活動が行われたというところでございます。

以上のような状況等もありまして、講演会を開催した場合に講師あるいは参加者の方々に大変なご迷惑をおかけするというふうなことが思われますので、同16日に中止ということを決断をいたしました。その決定をした以降でございますけれども、講演会の開催を求める個人あるいは団体、また、講演会開催の中止を求める個人また団体等から、電話さらには電子メール要請書などが、それぞれ寄せられまして、それらの要請、要望等の対応をしてきたというふうな経過でございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 平川和子さんにお伺いをしました。どのぐらい講演をなさっているんですかと言いましたら、年間30回ぐらい。シェルター立ち上げから約11年間ずっとこういう形で活動をしていますと、ですから300回を超える講演をしていると、一回も中止をしたことはありませんということですよ。

私は今回の事態で、最も問題だというふうに思うのは、市が企画した事業を少数の威嚇によって中止をする、これが何よりも最大の問題だというふうに思うんです。何よりもこれは自治体の信頼を失うことですよ、今回の取り組みというのは暴力から人権を守るための事業をやろうとしているわけです。そのときに少数の威嚇によって、その事業を、まさに暴力に屈して中止をする。これはあってはならないことだというふうに思います。

暴力には毅然として対応することが、これが最も大切なところで、一步引けば次々と引いていく結果になる、これはこの市でも既に経験をしていることです。今かつて助役であった野口さんが傍聴をされておりますけれども、威圧的な同和団体の対応でも同じ結果を生んでいる。あのときにも大変な圧力があって、今でも覚えていますけれども、かつての野口助役が暴力に屈してしまったと、大変申しわけないと、しかし一日も早くこの事態を打開していくように努力していきたいという形で屈服の宣言をしました。しかし結果は、その後、同和団体へ定期的に補助金を出していくという形で、ずるずると拡大しているというのが実態です。

今回についても同じことが起こっています。中止をしたときに主権回復を目指す会というのが要請した団体のさらに加わった4団体の中にあるわけですが、主権回復を目指す会のホームページを見ますと、中止が正式決定されたと、道理を掲げた少数が巨大な行政を圧倒、屈服させたというふうに言っています。さらに加えて、当初、中止を決断のときに市が取った態度について、さらに追求をしているんです。

平川和子さんに、市が中止をしたときにどういう説明をしているかといいますと、市側の説明では、西村と名乗る男性と、ほかに数名の女性が役所内に拡声器を持って押しかけ、職員に対する誹謗中傷などを大声でまくし立て講演会の中止を求め詰め寄り、その上、講演会の当日には街宣活動を行うとの予告をしたため、講演会の参加者に危険が及ぶおそれがあると判断のもと中止をしたと、こういう形で説明を平川さんにもされたし、ほかの方にも説明をした。

この危険が及ぶおそれがあるというふうに判断したという形で中止の理由を説明をしたところに、この主権回復を目指す会がかみついて18日に抗議行動をやられています。同時に、産経新聞も危険が及ぶおそれがあると判断して中止を決めたと報道したことで産経新聞にも抗議をしているわけですが、主権回復を目指す会のホームページを見ますと、市民に危険を及ぼすおそれがあると報道した、これを受けて私たち主権回復を目指す会は18日の午後、西村修平代表とまたあの4人が、つくばみらい市で市民に危険が及ぶおそれがあったとはいかなる内容か、具体的な内容を市側に問いただしたと。そうしたら、市側からは海老原部長、沼尻秘書広聴課長補佐が対応をして、そして海老原部長と沼尻課長補佐は重大な誤解を与えたことを深刻に反省すると、全面的に謝罪をしたというふうに報じているんです。このホームページでは、さらに写真も載ってまして、まさに庁舎前で街宣をしている写真、それから、市の職員も納得して中止要請のチラシを見ている写真という形で書いてありますが、さらにまた、中止理由を歪めた市の欺瞞を糾弾する西村代表という写真が載っています。

こういう形で暴力に屈していくと次々とずるずると踏み込まれていく、こういう事態につながっていくわけです。今回の対応は、私は、つくばみらい市として大変大きな汚点を残す結果になったというふうに思います。市民に迷惑をかけることが、つまり危険と言ったことにかみつかれたことで謝って、今度は迷惑をかけるという言葉に改めているわけですが、市民に迷惑かけることが予想されるから中止、これが今の見解になっています。しかし、市民が講演会を平安な状態で開くことを妨害するような行為には、市の当局自身が必要ならば、警察を含めて力を借りながら毅然と対応することが必要だと思うんです。つくばみらい市の庁舎管理規則の中にも、第5条に、何人も庁舎において次の各号に掲げる行為をしてはならない、(3)に、庁舎において旗だとか、のぼりだとか、プラカードだとか、拡声器だとか、宣伝カーだとか、持ち込もうとする行為はしてはならない、さらに11条には、そういう場合については撤去、搬出を命ずることができると書いてあるわけですね。市長。ですから、例えば講演会を妨害する、それから、その前段として庁舎内に抗議行動が起こったときに、この市の庁舎管理規則に基づいて、そして毅然と対応すべきではなかったんですか。こういう形で対応すれば市民の協力も得られるし、そのことで市自身に対する信頼を保つことができるわけです。今回の対応では、市政に対する批判しか起こらないです。

もう一つの問題は、暴力に屈したという問題と同時に、このことによって大変大きな影響を与えてしまった。ここを私は真摯に受けとめる必要があるというふうに思います。全国からも、たくさんの声が寄せられてきています。この後、課長は説明をされませんでしたけれども、いろいろな団体から再開を求める声が出されています。それから、2,700人の署名が上野千鶴子東京大学教授外46人の呼びかけの中で集められ出されておりますし、NPO法人ウィメンズネット「らいず」という団体、これはDV被害に悩む女性と子供を具体的に支援をしている民間団体ですが、その団体からも県内外から850人の署名を添えて再開を求める要望も出されています。こういう方たちは、本当にDV被害者に寄り添いながら救援の活動をしているわけです。そういう方たちの運動に、まさに水を差す結果を生んでしまった。本当に生活再建を目指そうとしている、本当に声を出すことができない被害者、被害当事者だとか、それから、そこを支援しようとしている民間団体だとか、それから同時に、全国の自治体で今DVの防止の取り組みをしようとしているわけで

す。そういう取り組みに大変大きなマイナスを与えてしまった。ここを私は真摯に受けとめる必要があるというふうに思います。

つくばみらい市も、国の法律の中で計画づくりも求められているわけですがけれども、今回の議会に出されましたつくばみらい市男女共同参画計画の中にも、配偶者に対する暴力は犯罪であるという認識を深めるため広報啓発活動を実施します、というふうに明確に書いています。この事業をやっていくんだと、実施計画にも防止対策の推進を明確にうたっているわけです。しかし、実際には今回の中止という対応で、このつくばみらい市という市はDV防止の取り組みに後ろ向きの市なんではないか、こういう印象を全国に与えてしまった。そういう点では、大変残念だというふうに思います。

ただ、この経過は課長が説明をされましたけれども、四つの団体から抗議を受けたときに15日の日に市の担当課は、さっき言いましたように開催するんだというふうに返事をしているんです。このときに開催するのであれば反対の意見を言う場を設けなさいという要求に対しても、毅然とDVを犯罪とする法のもとで啓発事業である講演会にDVを肯定する意見のための時間を設けることはできないと明確に答えているんです。私は、この時点で今戻ることが必要なんだと思うんです。ぜひ市長の見解を明らかにしていただきたい。私は、この汚点を払拭するためにも、この講演会を一日も早く再開すること、そして、このつくばみらい市が、DV防止の取り組みをほかの市町村よりも先駆けて頑張るやる市なんだという形をぜひ示していただきたいというふうに思うんですが、市長どうでしょうか。

○議長（今川英明君） 市長答弁前に傍聴の方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードをお願いします。

それでは、市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） この問題につきましては現状をよく踏まえ、議会の方でもいろいろ議論をされておるようでございますから、議会の皆様のご意見も伺って考えていきたいと、このように思っております。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 議会の意見ではないです。市がみずから企画をした事業を一部の威嚇によって中止をした市がやったことです。それに対して市がどうしていくのかということをお問われているんです。

今DV被害の実態というのは大変深刻です。内閣府の調査でも3人に1人がDV被害を受けているという、私は大変大きな大変な数字だというふうに思うんですが、回答しています。都道府県の調査でも20人に1人が殺されるような目にあっている、こういう回答をしています。20代以上で配偶者を持つかもしれない女性が3,600万人だとすれば、20人に1人というとならば180万人です。しかし、実際に例えば2004年で配偶者の暴力による検挙件数を見ますと、殺人で206件、それから、傷害、暴行合わせても1,694件でしかない。対象として何万という方たちが、もしかしたらその被害に会っているかもしれない。しかし、実際に検挙されるのはわずかな数でしかない。なぜかということ、家の中という大変私的な領域で起こる犯罪ですから、今までは民事不介入の原則で、なかなか立ち入れない、こういうことで実際には表側に出ない。

さらに、一番初めにDV防止法犠牲者家族支援の会のところで図らずも書いてあります

けれども、この方たちは、本来普通の夫婦間に軽度、単純、単発的な暴力はあって当たり前というふうに書いてるんです。これは、かなりたくさんの方たちの意識の中にあるんじゃないかというふうに思うんです。こういう、やっぱり男性優位の今の社会の中の社会通念みたいな考え方が、大変大きく女性たちを縛っている。それから、子供がいれば離婚するということは容易ではありませんし、経済的な自立の点から言えば女性は、なかなか家庭から出るということについては決断ができない。こういう状況にあって、だからこそ実際の被害の実態と表側に出るケースは極めて大きな開きがある。

しかし、ここを他人に振るわれたら犯罪になるわけけれども、その妻だとか恋人が相手だったら、その人たちに振るわれる暴力だったら許されるっていうはずはない。ここが法律やなにか、それから被害者を救援する運動の中で、これは明らかに犯罪なんだ、声を上げてもいいんだということが、今、表側に始始めてきて、そして、市町村も、そのことを取り組むという後ろ盾を今やっと備えられる方向で向かってきている。これが今の流れなんだと思うんです。

そういう中で、つくばみらい市もDV防止の取り組みを計画の中でもしていこうというふうにしなが、片側で今回の講演会を中止してしまえば、結局この取り組みは後ろ向きの姿勢でしかなくなってしまう、結局その加害者を喜ばせる結果にしかないんだというふうに思うのです。私は、この中止をきっかけにして、改めて行政も私たちも私自身もですけれども、DV被害の実態だとか、本当に社会全体で取り組む問題なんだということについて学ぶ、改めてこのつくばみらい市がこの事件をきっかけとして学び直す機会にしたらいいいというふうに思うんです。そういう意味でも、ぜひ市が中止をしてしまったこのことをきちっと反省をして、暴力に屈しないという姿勢をきちっと示していくことが、今、本当に求められているんだろうというふうに思うんです。ですから、市長が決断をするときなんだというふうに思うんです。ぜひ市長の決断を再度促したいというふうに思います。お願いします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

市長、川上議員の趣旨を踏まえて答弁をお願いします。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ただいまのいろいろなご意見がございましたが、総合的に判断をしてやってまいりたいと、このように考えております。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 再々質問までになっていますけれども、一言加えておきます。

中止になった後、茨城医療大学で平川さんの講演ありまして、私も聞きに行きました。本当に被害者を救済する活動の中で具体的な例に基づきながら講演がありまして、大変学ぶところが多かったんですが、その会場に来ていた中の方で、つくば市のDV被害者の相談をやっている方がいらっしゃいまして、私に声をかけてきまして、つくばみらい市の市民の方からの相談も受けていますと、ぜひ市の方でそういう方たちの相談を受けられる体制をぜひつくって下さいというふうに言われました。本当に声を上げようかどうしようかと思っている女性たちがつくばみらい市の中に今住んでいて、そしてつくばみらい市がこの講演を中止したとなったら、この市には私は助けを求めることができないんだということになるわけです。今回の中止というのは、そういう意味でも大変大きな痛手を市民の方々に与えたし、それから、全国的にも大変大きな痛手を与えた、こういう事態だった

のです。

そこの受け止め方が大変薄くはないかと、市長自身も。同和の問題もそうです。今回の問題もそうです。つくばみらい市というのは、ちょっと騒げば意思を曲げる市なのかと思われてしまいます。それでいいんですか。たくさんの方も傍聴しているわけですから、市が、つくばみらい市が暴力には屈しない、DV被害のこの事業についても積極的にやっていくんだと、議長には大変申しわけないけれども、再度のご答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

○18番（川上文子君） 1回余分ですけれども、お願いします。

あまりにも短い、市長。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 先ほど申し上げましたように、総合的な判断をして決めてまいりたいと。何回も同じです、今の段階では。

以上です。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） ぜひ前向きに対応すること、本当の意味での前向きに対応することを強く要求したいと思います。

2問目の質問に移ります。

再度、市長が福岡壱土地改良区の理事長だったときのことについて伺いたいと思います。

昨年12月の一般質問で、かつて市長が福岡壱土地改良区の理事長として就任していた3年余について質問をいたしました。飯島市長が、伊奈町長として4期目就任したのが平成14年6月です。その年の11月に福岡壱土地改良区の理事長となりました。それから3年半、市長は一昨年の3月24日まで理事長を務めていました。その間、平成14年は就任期間5カ月で79日、平成15年は1年間で222日、平成16年も222日、平成17年は213日、土日祭日を除く勤務可能なほとんどの日、福岡壱土地改良区に通っていました。

私は12月の議会で、常勤特別職である町長が重要な執務時間を毎日割いて一団体に足を運ぶことの是非について問いました。市町村長は地方公務員法の規制を受けない特別職地方公務員とされています。勤務時間が地方公務員のように何時から何時までと定められていません。しかし、町長としての職に著しい支障が起されば、これは問われます。理事長をしていたこの3年半という時期は、伊奈町政にとって非常に重要な時期で合併の是非の判断を求められ、そして、合併協議をするという重要な期間でした。そのときに一団体に町長が毎日毎日足を運び、1日5,000円の日当と旅費1,100円をもらっていました。報酬、退職金を合わせると496万円です。しかも、補助金を出す地方公共団体の長が補助金を受ける団体の長である。これは地方自治法の142条の兼業禁止の定めにも抵触しかねない問題だと指摘をし、責任ある対応を求めました。

しかし、市長は通った事実を認めましたが、町の行政にはご迷惑をおかけしていません、兼業禁止の定めには抵触しないという答弁に終始しました。私は、この答弁にまったく納得をしていません。しかし今回は、この問題の中でも法的にも問われる公用車の私的使用があったかなかったかという問題に絞って事実確認をしたいと思います。

市長は公用車の使用の問題について、協定は結んでけじめはつけておきました。私が町長という立場で出かけるときと理事長という立場で出かけるときは、土地改良区と協定を

結んでおいてちゃんと運転手は交代する、交代しないときにはそれだけの運転手の経費を払う、こういうことでしっかりけじめをつけてやってまいりましたので、誤解のないようお願いをしますと言いました。協定というのは、平成14年12月1日に結ばれました職員の派遣に関する協定書です。協定期間は平成14年12月1日から15年10月31日までです。この第5条に、伊奈町が運転手北泉氏へ支給した給与、旅費を福岡堰は負担金として伊奈町に払う、つまり返す、こういう形で定められています。

実際に、この協定に基づいてどう履行されたのかという12月議会の質問に、海老原総務部長が最終日に答えています。協定に基づく職員派遣については、平成16年度の中で6回あったと、この6回分については旅費相当分8,800円を福岡堰に負担してもらったと。給与については事務処理に遺漏がございました。つまり返還してもらっていなかった、ミスがあったということです。また、公用車の使用については、この6回のうち1回使用してございます。今後は適正な事務処理に努めていく所存ですと発言をしています。

そこで確認をしたいんですが、この協定というのは延長されていないんです。しかし、おかしいことに協定に基づいて支払われたのは、この協定が切れた翌年度平成16年の6日間です。金額は旅費のみで合計8,800円、4月16日、30日、10月20日、28日、平成17年の1月の28日、2月の8日という説明です。さっきも言いましたように3年半の間に理事長として福岡堰に通って、飯島市長が日当を受け取ったのは736日分です。その間、北泉運転手が同行したのがわずか六日、6回という説明に私は大変驚くんですが、私だけではなくて多分、大変多くの方が驚くんだと思うんですが、この6回自身にも大変驚かされるんですが、6回の中でも疑問があります。この協定は職員派遣を定めたものです。この協定について市長は同じように12月の議会で、協定は車は入っておりませんから運転手だけが出た場合、これはあくまでも福岡堰の車を利用すると、こういうことで協定してありますので、誤解のないようお願いするというふうに言っています。つまり町長公用車を使用しないという前提で福岡堰の車を伊奈町の職員に運転してもらったときに、旅費だとか、それから、給与を福岡堰から伊奈町が返してもらうという形で協定を結んだということです。

そこでお伺いをいたします。1点目は5回福岡堰の車を使ったと言っていますが、福岡堰の車を使ったとして福岡堰までどうやって行ったのかと、町長はマイカーで福岡堰に行ったとしても運転する運転手さんは福岡堰まで何で行ったんですか。自分の車で行ったんですか。町の車で行ったんですか。

二つ目です。職員給与については払われなかったと、これは事務処理に遺漏があった、つまり協定に基づいて支払われていないと認めたわけですが、12月。その後、どう処理をされたんでしょうか。

それから三つ目として、1回公用車を使ったと説明をしていますけれども、公用車の私的使用になるわけです、これは。この問題については12月の解答以後、どう処理をされたんでしょうか。

3点について教えて下さい。

○議長（今川英明君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 福岡堰にかかる、かつては町長でありましたが、理事長としての立場の関係の質問でございしますが、第1点目の16年度におきまして6回福岡堰の車

を使用して、それにかかる旅費等の請求をして、これにつきましては処理してあるということでございますが、その福岡堰までに何で行ったかという質問でございますが、福岡堰まではマイカーで行っております。

○ 18番（川上文子君） 運転手ですか。

○ 総務部長（海老原 茂君） 運転手です。

それから2点目の職員のそれらにかかります給料分につきましては現在調査中、何時間向こうでそれらにかかわる業務をしたかということが、今のところちょっとはっきりしておりませんので、調査中でございます。

それから、もう1点の6回のうち公用車を1回は使ったということでございますが、この件につきましては、いわゆる土地改良区、いわゆる市としての立場の業務でもございましたので、これらについては1度、公用車を使用しております。

以上です。

○ 議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○ 市長（飯島 善君） 12月にもご答弁申し上げましたが、私はマイカー通勤でございますから、朝、福岡堰経由で役場へ出勤したと、これが大方でございますけれども、先ほど部長からございましたように福岡堰から福岡堰の用事で出張するときには、役場から福岡堰まで北泉君の車へ乗ったときもありますし、私の車を運転していただいたときもある、こういうことで福岡堰の公用車を使ったということでございます。

○ 議長（今川英明君） 川上文子君。

○ 18番（川上文子君） 部長の答弁だと運転手は勤務時間内にマイカーで福岡堰に行つて、福岡堰の車を運転して仕事をしたと。給料については、何時間働いたかわからないので今調査中ということですか。

○ 総務部長（海老原 茂君） はい。

○ 18番（川上文子君） それから3点目の1回公用車を使ったときは町長の仕事として使ったと、町長の仕事として使ったときには福岡堰はお金を払う必要はないんです。福岡堰の協定は、福岡堰の仕事をやったときに運転手の力を借りたからお金を返すという関係で6回が成立しているわけです。だから、町長の仕事だとすれば、もともと協定の範囲で払う必要のないものです。事実関係としてはおかしいです。

さらに聞きたいんですが、4年間で736回、日当をもらっているんです。福岡堰の説明では1日2回来たときもあると、そういうときも1日分と言っていますから、さらにその回数というのは、福岡堰に行った回数は多いんだろうと、736回よりも多いんだろうと思うんですが、今の現状の説明では、この協定の中で1回しか公用車を使用しなかったと。再度確認したいんですが、それでいいのかということ。ただし、市長は12月議会のときに、役場から福岡堰を経由して水海道に出張したり下妻に出張したりするときは、福岡堰経由で公用車であそこに降りましたよというふうにも言っています。立ち寄るということです。これも公用車を使ってはだめです。これも公用車の私的使用になるわけです。さらに公用車を運転しているのは、北泉さんが運転しているんだと思うのですが、寄るという行為の中で、そこで福岡堰のいわゆる町長の私的な役割の仕事をしている間、運転手を待たすという関係にあるわけですから運転手自身も私的にも使ったということになるわけで、明らかに、これは町の行政に迷惑をかけているということです。ですから、経路をして行った場

合もだめです。実際には736回のうち何回公用車で行っているんですか。議会なので言えば済むだろうという話ではなくて、議会で間違っただけを言いますと、それは大変、後々問われる事態にもなりますから、わからなければわからないでもいいんですが、間違っただけは言わないようにしていただきたい。736回のうち町長公用車で福岡堰に何回ぐらい行っているんですか。

○議長（今川英明君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 先ほど申し上げましたとおりであります。

○18番（川上文子君） もう一回繰り返して下さい。市長が答えて下さい、市長自身の発言として。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 川上議員、700何回と言っておりますが、それは私が福岡堰に出勤した日数でしょう、出張じゃございませんよね。

○18番（川上文子君） 出勤ね、失礼しました。

○市長（飯島 善君） それから、出張で福岡堰に立ち寄ったと、出張する場合にです。水戸あるいは土浦、出張するときは行きながら福岡堰で決済をしたり何かしたと、そういうことを私は言っているの、それは何回行ったか記憶にございませんが。ただ福岡堰と市というのは同じなんです、土地改良区連合会の各一員ですから自治体も。そういうことで、町長として行く立場と理事長として行く立場、一緒になるときがあるわけ、それになったときは。ですから、そういうときには公用車に乗って行って何ら差し支えないと、私はそう判断しております。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） ごちゃごちゃにしないで下さい。福岡堰というのは農業者の団体です、別働隊の団体。そこで町長は、町長としてではなくて個人として理事長をやっているわけです。理事長の仕事で行くからこそ福岡堰では日当を払ったんです。日当をもらったというのは、福岡堰の仕事をするからもらっているんでしょう。町長だからもらっているわけではないでしょう。

公用車で出張するとき、町長車で出張するときに寄るのも、言えば個人的な用事の所に寄るのはいけないんです。つくばみらい市の自動車等管理規程というのに、自動車等の使用は公私を明確にして公用以外に使用しないことと明確に書いてある、これは伊奈町の中にはなかったんです。谷和原村では谷和原村自動車管理規程というのがある、伊奈町にはなかった。市になって、つくばみらい市自動車管理規程ができ上がったということで、たしか伊奈町のときには管理規程はなかったんですけども、しかし、だからといって公私不明確でいいはずではないわけで、公私を明確にして公的公用以外には使用しない、これは当たり前のことです。だから、日当をもらって福岡堰に行っているこのときは、福岡堰の日当をもらっているわけですから福岡堰の仕事をしている、だからこそ日当をもらっている。このときに町長車で行ってはならないんです。出張の途中で寄るのも、これは公私混同です。そこを明確にして欲しいと思います。

私は12月の議会以降、昨年12月25日に運行日誌の公開を求めました。回答が出たのが、何と2月の19日です。2カ月弱かかっている。ですから膨大な資料でも出るのかなと思い

ましたらば、これ1枚の紙です。運行日誌はもともと存在していませんでしたという、破棄したんでもなんでもなく、もともとありませんでしたと。旧伊奈町には公用車管理に関する規程はないので、運行日誌による管理も行っていませんでした。この状態で、その中間の中では管理を全くしてないときに、福岡堰と協定を結んで何日については請求することができる、できないという判断する材料もなにも持たないで、これでは協定の正確かどうかの判断は全くできない、こういう状態です。

1問目、2問目合わせて、とてもとても疑問がたくさんで何ともならないので、ぜひ3年半の間、公用車使った日にち、どのくらいあったのかということをやちゃんと明らかにして、しかるべき対応をして欲しいと思います。ちなみに福岡堰には、市長が何時から何時まで来たという日誌はつけてます、私も見ましたけれども。日誌もありますから、それも調査をすれば、そこも材料にしながら。

それから、運行日誌がないというふうにおっしゃるけれども、あったんではありませんか。少なくとも、ない形で仕事をしていたというのは、そのこと自身でも大変問われるわけですが、全く公私の区別が今の答弁ではついていません。納得できないので、事実を明らかにして適正な処理をすることを求めたいと思うんですが、部長、市長、答弁をして下さい。

○議長（今川英明君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 運行日誌につきましては、川上議員の方からありましたように旧伊奈町におきましては、その規程がございませんでした。私も運転者の方に確認をしまして、どういう状況になったのかということで確認をいたしました。そうしたら、一応、私物の手帳につけていた状況だということでございますので、ですから私は存在しないということで、文書管理規程の中では対象外でございますので、それも本人はあくまでもメモ的なものということでございましたので、私はそういう意味で申し上げたところでです。

○18番（川上文子君） 調べて下さい。調べますか。

○総務部長（海老原 茂君） それはもちろん事実には間違いございません。

そのようなことで、日誌がなかったということは事実であります。

○18番（川上文子君） 手帳はあるんでしょう、調べられるんでしょう。

○総務部長（海老原 茂君） それもございません。

○18番（川上文子君） 手帳もないの。

○総務部長（海老原 茂君） それは管理規程の中に入っておりませんので、当然保存文書にあたりませんので、通常の個人のものということになるかと思っておりますので、そういう意味でございます。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 公用車の管理あるいは運行日誌等につきましては、私の決裁権がございませんので、私のところまでは来ておりませんので私は把握しておりません。常識からいって、やっているものと思ってずっと長い間、乗せてもらっていたわけですが、いちいちそれを確認をしておりませんから、そういうことでございます。

○議長（今川英明君） あらかじめ申し上げますけれども、持ち時間はあと10分ちょっと

です。

3 問目お願いします。

○ 18 番（川上文子君） 3 問目質問しますけれども、今の答弁で済む話ではないので、少なくとも運転手がつけていた日誌も含めて調査をすることを強く市の方にも要請をして下さい。お願いします。

3 問目に移ります。

市民窓口の業務内容についてということで質問要旨にも書きましたけれども、合併後二つの庁舎に業務が分かれたことで不便になったという声があります。今、市民窓口課として業務の確定はしているわけですが、この取り扱い業務の拡大ができないのかということで、ぜひ検討して欲しいと思います。

私たちのアンケートでも、合併して決していいことがなかったという声が大変たくさん出されています。その中の少なくない問題として、庁舎に行っても用が足らないと。ここで、多分、庁舎に行っても用が足らないであっちへ行ってくれと言われたときほど、合併というのは何だったんだという話になる、最も不満の残ることなんだろうと思います。合併後 2 年経ちまして、市民窓口課でも職員の方が大変、より市民の要望をかなえられるようにということで電話で連絡できるものについてはしたり、いろいろご不便をおかけしないように努力をして仕事をされているというのわかります。しかし、もう少し取り扱い業務の拡大ができないのかと、ぜひ検討して欲しいというふうに思います。

この間、市民窓口の担当の部長、課長とも、お話をしました。つくば市だとか取手市など、合併した市町村の状況も相互ともに調べながら話をした経緯もあります。ですから、当然いろいろ検討をされておられたと思います。特に国民健康保険証の資格を得るときとか、資格喪失だとか、国民年金、それから、介護保険も同様ですが、そういう暮らしで本当に必要な部分について、もう少し取り扱いの業務を増やしていくことで 1 カ所で用が済むという形に、ぜひ努力をして欲しいというふうに思うんですが、この間の調べた、それから検討の中で、ぜひ前向きな方向で答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○ 市長（飯島 善君） 市民窓口課の業務内容についてというご質問でございますが、窓口業務は市役所の根幹的な行政サービスであり、市民ニーズに的確に対応しつつ、いかに効率的、効果的に提供するかを検討し、集中改革プランにおいても事業の見直しを図り、工夫と改善を行ってところでございます。

その中で、4 月からは日曜日の午前中に一部窓口業務を開庁し、伊奈庁舎と谷和原庁舎と交代になりますが、住民票の写しとか諸証明の交付等を行ってまいりたいと。今、具体的に国保の問題とか、そういう問題もございましたが、今後それぞれ、さらに研究をしてできるものをやってまいりたいと、このように考えております。

○ 議長（今川英明君） 市民部長渡辺勝美君。

〔市民部長 渡辺勝美君 登壇〕

○ 市民部長（渡辺勝美君） ただいま市長からありましたように、現状の体制の中でできる業務があれば進めていきたいと思っているわけです。

ちょっと言わせてもらえば、特に谷和原庁舎では本来の戸籍、それから、住民基本台帳等に係る業務のほかに、税務関係、国保年金、社会福祉、企画政策等の一部の業務も行っ

ております。そのほか、担当課から依頼を受けて人間ドックの申請であるとか、交通災害共済、あるいは水道課の届け出の取り次ぎというものも行っております。

先ほど川上議員からも言われましたように本課のない庁舎に来庁された場合にも担当する課に連絡をして判断を仰いだり、あるいは書類を預かって済む問題等や、その場で電話で済むという状況が多々あります。そういう便宜も図っているところです。また、今回、生活環境課が谷和原庁舎の方に移ることになりますけれども、伊奈庁舎の方で扱う業務についても調整しているところです。

それから、近隣他市の状況等も調べましたけれども、取手、常総、つくば市等、あるいはかすみがうら市ですか、そういう近隣の状況も調べました。そういう調査した中で、やはり合併の形態、それから、地理的条件、職員、財政等の違いもありますので、比較することがちょっと難しいのかなと。業務内容等につきましても、支所方式のところは保健部門、福祉部門等が係が備わっているというような職員体制の上でも非常に大きな違いがございます。

そういうところで、やはり今後は全庁的に検討をしてみまして他部署との協議あるいは調整を図った上で、取り扱い業務について順次進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） ぜひ検討して欲しいと思うんです。合併の協議の中で、市民窓口課の業務の内容について一応定めながら2年間やってきてということですから、全体的にひとつ、全体業務についてもやっと動きだしてきたという状況だと思うので、その中でどう拡大していくことができるのかというのを再検討するときなんだというふうに思います。

もちろん職員数の確保もありますし、それから、パソコン上で機械の整備でクリアできる問題もあるでしょうし、確かにつくば市なんかを見ますと非常に丁寧にほとんどの業務ができる。もちろんそれは広大な地域で条件も違うとかいろいろありますけれども、この間、調べられたことも大いに材料にしながら、特に高齢者、児童、福祉にかかわる部分でカバーできるところを最大限、やっぱり検討して、一步でも二歩でも拡大する方向で検討して欲しいということを強く要望して、ちょうど1時間です。終わります。

○議長（今川英明君） 答弁よろしいですか。

○18番（川上文子君） いいです。

○議長（今川英明君） ここで暫時休憩をします。2時半から開きます。

午後2時18分休憩

午後2時30分開議

○議長（今川英明君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

5番中山栄一君。

〔5番 中山栄一君 登壇〕

○5番（中山栄一君） 5番の中山栄一です。

一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目の質問なんですけれども、コミュニティバスについての問題をお聞きし

たいと思うんです。

コミュニティバスは当初昨年の9月1日に運行を開始するということで、もちろん検討委員会を開き、その中で答申を得て、そして認可の申請をして、その後、議会の方で説明をしたと。もちろん全員協議会の中での説明だったんですけども、議員の皆さんの中からは、コース設定、その他、時間、またバスの大きさ等で大変な変更しなくちゃだめだと。こういうルートで利用価値がないという意見がたくさん出ましたけれども、もう認可の申請もしていると。最小限に変更をとどめて、1カ月遅れで10月1日の運行開始ということでスタートをします。そういうふうなことで運行開始をして、今月でちょうど半年になるんじゃないでしょうか。

そういう経過の中で先般、広報誌の中にこのコミュニティバスの利用者状況、利用者の人数が発表されました。これは東西南北とつくばみらい市を4コースにわたって運行されておりますので、このコース別の10、11、12の3カ月間の乗車数といいますか、利用者数の数が発表されたわけです。市民の皆さん方にとっては、この数字を見てですけども、あのバスは全然利用価値がないじゃないかと、特に谷和原地区の市民の皆さんから大変そういう声が多いんです。今のコース設定とか時間設定、もちろんバスの大きさ、それから、停留所の場所等々も含めて、このバスに乗ってもどこに行くこともできないし、何の利用価値もないと、何でこんなバスを走らせるんだという声が大変強いんです。

もちろん、これは議会の中でも了解した上で運行を開始したわけですから、その運行を開始したことについてどうこう言うわけじゃないですけども、その当初の説明で1年間経過した後、9月いっぱいになりますけれども、この時点できちっと見直しをする。だから、10月1日から運行を開始するということで了解をしてくれという説明があって開始したという経緯もあります。

そういう中で、利用者数はもちろん広報誌等で発表されておりますので、我々ももちろん、市民の皆さん方も承知しております。この利用者数を見ると旧伊奈町のコース、これは東コースと南コース、2コースで3カ月間で7,023人、1日の平均が41人と50人という、この2コースについては割合利用者数が多いと。じゃあ、旧谷和原村を走っている西コースと北コースの利用者状況はどうかというと、この2コース合計で3カ月間の利用者数が1,232人、1日平均で12.8人と3.2人。北コースというのは、十和地区から福岡地区を回って福岡堰の方に行き、またみらい平に戻るというコースなんです。ここが1日3人です。これは、ほとんど利用していないという状況なんです。

これは、いろいろ地域の皆様に聞いてみても、まず地域の皆様方が利用しないのが悪いんじゃないくて、利用するようなコースも走っていない、時間設定もされていない、停留所も遠い、あのバスを利用するだけの理由がないんだと。毎日毎日だれも乗っていないバスが走っていると。あれは幾ら何でも見直しをしなければいけないだろうと、こういう声が非常に高まっていることは事実なんです。3カ月間の利用者数を見ても、10月、11月、12月と月ごとに、どのコースも、4コースともに利用者数はずっと減っているんです。最初は、こういうバスを運行開始したんで、じゃあ乗ってみようかとか、これでみらい平の駅に行ってみようか、きらくやまに行ってみようかということで乗ってはみたけれども、とても時間的なもの、コース設定等々から、これは利用価値がないということで毎月毎月利用者数が減っているんです。ですから、今度の1月、2月、3月のこの利用者数が出たら、もっと少なくなっていると思うんです。

そういうふうな状況で今度、1年間の見直しの時期がだんだん迫ってくるという中で、もうそろそろ、こういうふうな声をきちと聞いて抜本的な見直し、そして、廃止も含めた見直しをせざるを得ないような状況に来ているんじゃないかと思うんです。この経費は、当初の初年度は2,800万円、これはバス停の標識等も含めたことになりますので、運行経費は2,400万円から2,500万円の今回予算書の方に出ていると思うんです。

そういうふうな状況の中でバスを走らせていると、これをまずコース設定を初め、時間設定、そして、バスの大きさ等も含めて1年間を走らせた後に、どのような見直しを現在考えているかということと、本来このコース設定ではみらい平の駅を中心としたもの、また、きらくやまを利用する方にとっては非常に都合のいいバスかもしれませんが、特にこの谷和原地区にとってはみらい平の駅はほとんど利用していない、きらくやまに行くのにも小絹の方から2時間もかかるという状況で、このバスを利用してきらくやまへ行くような方は一人もいないと、そういうコース設定になっていることは事実なんです。

市民の皆様方から集めた税金で、もちろん行政はサービスを還元しているわけなんです。そういう中で、この伊奈地区の利用者数と谷和原地区の利用者数を見て、このような利用者数の格差が出るようなバスを走らせていること自体、これはサービスの格差だろうと、こういうふうに感じるわけです。もちろん市民の方もそういうふうに言っていることは事実なんです。

片方は7,000人利用するようなバスコースの設定になっていて、こちらは1,000人しか利用者数がないようなバスのコース設定になっていると。こういうふうなことは、市民の皆さんから平均に税金を集めて、それを還元するという本来の目的からしてサービスの格差だろうと、これはもっともな意見だと思うんです。もちろんこういう時期に2番目の質問でもありますけれども、保育所の送迎バスの廃止等々も含めて、その辺が交差した中での意見ですから極端な意見になるかもしれませんが、こういう実態であることは確かなんです。

そういう状況で3カ月間、また、手元には1月、2月の集計が入っているかと思いますが、けれども、そういう状況を見て1年間たって運行を見直すと、その点について現在どのように考えているかというのをまずお聞きしたいと思うんです。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） バス運行の見直しについて、現在どういう考えを持っているかということでございますが、当初から見直しをする計画でございました。全世帯を対象にアンケートをとって、どういうコースなら利用が可能なのかということを調査して進めてまいりたい、もちろん協議会に諮って進めてまいりたいと思っておりますが、そういう考えであります。

○議長（今川英明君） 中山栄一君。

○5番（中山栄一君） まず市長、これは見直すということで、この間の予算の質疑の中でもありましたけれども、これからアンケートをとって市民の皆様方の声を聞いて、それを反映させるような見直しをするということをこれから始めるということでした。2,800名を無作為に抽出して意見を聞くということです。

もちろん本当に市民の声を聞いていただきたいと思うんです。これは、もちろんわからないままに走らせたことも事実なんです。常総市でも走っている、守谷市でも走っている

から、ここも走らせるんだという運行ありきで計画をされたことも事実ですし、もちろん市長の公約でもあるから、これは走らせなくちゃいけないと、そういうことが先行して走らせてきたという経緯もあるんです。これは、ぜひそういう点も認めていただきたいと思います。

その上で、これから市民の皆様方にアンケートを聞くという段階で、どういうふうな目的に使うというか、どういうふうな行き先があったら一番利用価値があるかということも、きちっと項目の中に入れていただきたいと思います。こういうところに行きたい、こういうところに行くのに利用できればいいという回答が、必ずあると思うのです。これは高齢者の方、特にお年寄りとか、そういう弱い方への足として利用してもらうようなバス、本来の福祉バスとは違ってなくてコミュニティバスということですから、地域を走ってそういう方を助けるような本来の目的を達成しないと、このバスの意味がないと思うんです。

ですから、そういう意見を聞いて、細い道も走る、また、コース設定で特に申し上げたいのは、谷和原地区のコースの中でも守谷地区の乗り入れ、常総地区への乗り入れというのは、これは真剣に考えていただきたいと思います。守谷の駅を通るとか守谷の第一病院を経由する、または、常総市のきぬ医師会病院を経由するということになれば、利用者も必ず増えるわけなんです。ですから、どこを通ったら利用する方が多くなるかということをよくアンケートの中にあられるような、そういう内容のアンケートにさせていただきたいんです。それで的確に市民の考え方を聞いて、それをきちっと反映させるような抜本的な見直しをしていただけなかったら、このバスの走っている意味がないと思うんです。

この予算がない、予算がないと何もかも削られる中で、このバスを2,400から2,500万円かけて走らせるわけなんです。それで、1日の乗車数が3人なんていうコース設定では、とてもじゃないけど当初の目的というか本来の目的を達成できるわけがないと思うんです。ですから、アンケートの内容等も含めて、きちっと市民の考え、市民がどういうことを考えているか、どこを行き先として使いたいか、そういうものを的確に把握できるようなアンケートの内容にして、それをきちっと聞いて、それを分析した上でそれを反映させるということを具体的に実施すると、そういうことをぜひ約束していただきたいと思います。この辺について、そういうことが反映されなかったのなら、このバスは1年間たって廃止をして、次の段階に進んだ方がいいんじゃないかと思うんです。

その辺についてちょっとお聞きしたいんですけれども、担当課長でも市長でも結構ですけれども。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今のご質問でございますと、常総市あるいは守谷市までの利用のあった場合ということでございますが、これはコミュニティバスが市外に出ていくのは非常に難しいと思います。法の規制がございますから。通常の路線バスではございませんから。ですから、隣接自治体とよく協議をして連結ができるように、そういう方法しかないと思いますが、いずれにいたしましても、アンケートは前にも2,800世帯抽出というようなことをおっしゃったようですが、全世帯対象にしてやっていきたいと、このように考えております。

○議長（今川英明君） 中山栄一君。

○5番（中山栄一君） 全世帯対象というか、この間、全員協議会の中では全世帯を対象

にアンケートをとってくれと言ったら、予算がないから2,800名だという回答だったんで、そのように思っていたんですが、全世帯をとってそれを分析していただくことが一番市民の声が反映されると思いますので、それは大変ありがたいことで、ぜひそれを実行していただきたいと思うんです。

それから、隣接市の乗り入れというのは、私は守谷の市長とも話したことあるんですけども、それは非常にいい方向だから、それは積極的に進めるべきだろうという話をしたことがあるんです。ですから、ぜひそういうことを守谷市、常総市も含めて話し合いをしていただきたいんです。ですから、9月いっぱい1年間が過ぎますので、必ずその辺は実施していただいて、このコミュニティバスについては真剣に見直し、また、大幅な変更等も含めてぜひお願いをしたいと思います。その辺、よろしくお願いいたします。

次の2問目の質問に入らせていただきます。

2問目は、またバスの問題なんですけれども、第一保育所、第二保育所、谷和原地区の二つの保育所の送迎バスが廃止になるということで先般、説明会が行われたわけです。この説明会も、もちろん私も出席をして意見を述べさせていただきましたけれども、説明会とは名ばかりで廃止が決まっていて、廃止を報告する報告会のような内容でした。もちろん利用者というか父兄の方からは大変な反対の声が出て、これだけ何十年も続けてきたサービスをここで廃止する、とめるという変更をするのに、そんなことはないだろうと。何、突然来て4月から廃止になりますという報告はないだろうという大変な意見が出たんです。

これは前の質問のときも、この辺はお聞きしましたので、その点についてどうこうというわけではないんですけれども、ただいろいろ反対をしてきたけれども、結局は4月から廃止ということがほぼ決定的なこととして進むと、そういう状況の中で、保育所バスを廃止するということになると、保護者の皆様方は自家用車でお子さんの送迎をされるわけです。第一、第二保育所とも約100名ぐらいの児童がいるという中で、自家用車の送迎はどのぐらいになるかはっきりした数字はもちろん持っておりませんが、60台前後の車がある一定の時間内に、朝送り、そして夕方迎えに来ると、そういうことになると思うんです。ですから、廃止になることがどうしてもやむを得ないのだったら、駐車場の整備だけはきちっとすべきだろうということは前回の質問でもしたわけです。もちろん部長の方からも、それは受け入れ態勢はきちっとって、駐車場の整備はしますというような答えだったんです。

そして、もちろん何度も私も第一保育所、第二保育所に行って先生方の話を聞いたり現場を見たりしておりますけれども、あれで駐車場の整備をしたととても言えるのかと。確かに第一保育所では、先生方の車がとめられるように碎石をグラウンドの片隅あたりに敷いてあります。それと、浄化槽が何か古くなったのがあったとかで、それは埋め戻したというようなことがありましてけれども、それだけで、あれでスムーズに送迎ができるとはとても思えないんです。

第二保育所に至っては、小絹地区の保育所ですけども、これは何の整備もしてない、先生方の車を自分たちで詰めて奥の方に入れて、あとは父兄の方に任せなさいと、そういうことです。所長を初め先生方からは現場の声としていろんな声を出されていますけれども、ほとんど聞く耳を持たない、予算がない予算がないの一点張りです。そういうことでした。

あの状態で本当に送迎がスムーズにいくと思っているのかどうか、部長は、ほとんど見

に来たこともないということですから、きょう、答弁の中でも実際の回答は得られないと思うんですけども、あの状態でスムーズにとてもいくとは思えないんです。これだけの今まで続けてきたサービスをここでとめるわけですから、1年間に1,400万円バスの経費にかかっていたと言いましたけれども、1回分の1,400万円ぐらいは費用をかけて駐車場整備をすることぐらいをして、この今までの流れを変更するということをしないと、予算がないからバスは削りました。後はどういうふうな混乱がしようとも現場にお任せしますと、こういうふうな極端な、そのような流れの中で、とても受け入れ態勢を整備したとは言えないと思うんです。

これからでも結構ですので、ぜひ第一、第二保育所とも現場をきちんと見て、所長を初め先生方の話を聞いてスムーズに送迎ができるように、ぜひ整備をお願いしたいと思うんです。第一保育所では1カ所入り口をあけて一方通行のようにすれば大分スムーズにいくし、また、小絹の保育所については職員の駐車場を別に借りればもっともっとスムーズにいくんじゃないかという話は、何度も現場からもしているそうです。近くには空き地になっている畑があるんです。あそこを借りるだけでも済むことなんです。その辺は、ぜひそういう対応をして送迎バスの中止をしていただきたいと思うんです。

市長、その辺について現在の考え方、ここまで来るとすぐ4月ですからスタートしますけれども、現在どのような対応をされているか、その辺について答弁いただきたいと思うんです。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 保育所についてはそういうことでご理解をいただきたいと思います。ですが、部長、現場を見ているんでしょう。あなた、大丈夫ですという報告。私も現場を見てよく考えます。現在のところ、私も現場よく見ておりませんから、ただ行って先生方といろいろ話し合っ、て、用件だけして帰ってきているような状態でしたものですから、あとは部長の方から答弁させます。

私もよく見ます。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） お答え申し上げたいと思います。

まず、廃止した送迎バスの継続は無理かということですが、前回の12月の議会の際にも答弁申し上げましたとおり第一保育所、第二保育所の送迎バスの運行につきましては、昨年の12月に当該保育所の保護者の皆様に廃止についてというお知らせをお渡ししてございます。また、20年の新入児の保護者の皆さんにも1月に、今年度で送迎バスを廃止するという通知を差し上げたところでございます。

それから、駐車場の整備ということでございますけれども、保護者の送迎の際につきましては駐車場の整備、確保について、谷和原の第一保育所につきましては、現在の敷地内の児童が乗り降りするバスの発着場に職員の車を移動しまして、現在職員が使用している駐車場は最大限保護者の皆様が使用できるように考えていきたいと思、います。送り迎えで室内に入っ、ていただく際にも、駐車場の東側のフェンスを開放いたしま、い、て出入りをお願いする、ようなことをして、道路上への駐車が発生しないよう配慮してまいりたいと思、います。

また、谷和原の第二保育所につきましては、職員の自家用車を詰めて駐車をし、現在よりも保護者の方が駐車できるように対応してまいるとともに、ご指摘の保育所の空き地のところにつきましても地権者と協議を進めているところでございますけれども、退避所等を設けて遂行していきたいとうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 中山栄一君。

○5番（中山栄一君） 部長、本当によく現場を見て、それで判断して下さい。部長は来てないという話を先生方がしていましたので、きちっと現場を見てどういうふうな状況あるかを把握して、そしてスムーズにいくようにして事故のないように、これは最低限これだけの変更をするわけですから、そのくらい当然のことじゃないかと思うんです。

第二保育所についても、ただ先生方の車を詰めてやりなさいというだけじゃなくて、あそこは本当に袋小路みたいなところですから、先生方の駐車場を1カ所、畑を借りるぐらいのことは既にして、碎石を敷いて準備するぐらいのことをしないと、あのままでは、ただ入ってきてとても出られないような状況です。今は畑の人が何とも言わないですから、畑の中へ入りながらすれ違っている状況ですから、あそこでフェンスでも打たれちゃったらとてもじゃないけれども、本当に車一台しか通れないような狭い道なんですから、その辺もきちっと見て、そして、現場の声を聞いて判断すると。それで4月を迎えるぐらいの対応をするのが、これだけの変更をするんだから、それは当然のことだと思うんです。

それから、特に第二保育所の入り口というのは、JAホールのあそこの信号が筒戸の方から行くと大変鋭角に入るんです。あそこ2台も車がとまっていたら入れないんです。ですから、あそこに駐停車禁止のような感じの青く塗ってありますけれども、あそこに完全に駐停車禁止の標識を道路上に書くとか、そういうことも必要だと思うんです。谷和原とか小絹の方から来ても、あそこに車が2台ほどとまっていたら入れないんです。そういう現場の状況というのも、きちっと把握して今後対応するべきだと思うんです。すぐ4月ですけれども、早急に現場を見て、その辺の対応をぜひお願いしたいと思うんです。

その辺をぜひお願いしまして次に移ります。

第3点目ですけれども、これは行政コストについて市長にこれからの考え方というものを聞きしたいと思うんです。

現在、つくばみらい市は大変財政が厳しい状況である。この財政が厳しいというのは、どこの地方自治体でも今財政が厳しい、県も厳しいという状況ですから、これは特別つくばみらい市だけが厳しいというわけではないですけれども、こういう状況の中で、やっぱり事業の見直しであるとか、組織の見直しを初め、やはり合併をして2年たったわけですから、2年経過した中で、合併の本来の目的である合理化とか効率化というのはきちっと進めて、そして、財政の改善をするという道筋だけは今の段階できちんと立てる必要があると思うんです。

この前新聞紙上でも大分騒がせましたけれども、経常経費が多いと、経常収支比率が県内で3番目に悪いというような新聞が出まして、これ、市民の皆さんも大変誤解して財政が3番目に悪いと、財政と経常収支比率ですから、そうは一概にこれが同じというようなことでもないんですけれども、経常収支比率の割合が非常に高いということは、これは新聞でもワースト3位になっているというようなことがいわれて、実際にそういう状況かと思うのです。

そういう中で、人件費の見直しというのは、やはり早急に方向づけする必要があると思うんです。経常経費、固定経費の中に、やっぱり人件費、扶助費、それから、公債費という借金の返済等があるかと思うんですけれども、扶助費についてはこれからも増える傾向にあるし、公債費についても、これだけ事業を展開していく中で公債費が減るということはずないと、そういうことになると人件費と、あとは物件費ぐらいを見直すということになるかと思うんです。

物件費の中でも、委託費は物件費の中に入っていると思うんですけれども、この委託費の見直しというのにも必要じゃないかと思うんです。そういうような中で、まず人件費の問題ですけれども、職員数云々というのは今までいろいろ、部長からの答弁、市長からの答弁でも聞いておりますけれども、19年の4月で357人、それから、20年の4月で350人の予定、21年4月で347人の予定ということ言われました。19年の4月に15人退職で6人採用、20年の4月に14人、何かもう少し多いらしいですけれども、の退職に対して5人の採用、21年の4月には9人の退職者予定者で6人採用と、こういう計画を発表されて21年の4月に347人の職員数になると。こういうふうな予定を前回の一般質問の答弁で述べられたかと思うんです。

そういうふうな中で、このつくばみらい市の人件費はどのくらいかという、この予算書で約30億7,000万円、ちなみに守谷市が30億5,000万円という人件費が計上されてます。物件費は19億5,000万円、これは前年比からマイナスになっていますけれども、物件費が19億5,000万円。この中で委託費がはっきりした委託料を調べていないんですけれども、12億円から13億円が委託料として、もちろんこの委託料というのは、専門的なことはすべて委託をしなければ済まない。中を分類すれば委託料がすべて、委託料が多いということを一概にどうこう言える内容でもないかと思うんですけれども、委託料が約12億円から13億円ぐらいになっているんじゃないかと思うんです。

そういうふうな中で、この人件費を減らす、職員数を減らすということは、合併をした合理化、効率化と本来の目的からすれば一番力を入れなければならない点だと思うんです。ですから、職員数を減らすということは、もちろん新規採用を削るほかは、これは方法はないと思うんです。ですから、そういう中で20年の4月も5人の予定、21年の4月も6人採用の予定、19年の4月は6人採用と。この新規採用を減らして人件費を減らすことが、まず最大の人員削減であり人件費削減じゃないかと思うんです。ですから、私は合併をして本来の目的を達成するのには、やはり3年間とか5年間は新規採用をゼロにするということで、そして職員数を減らすと、それで合理化を図るんだという大きな方向を出すことが本来の合併した市の方向じゃないかと思うんです。ちなみに守谷市は3年間新規採用をゼロにするということで今進んでいます。

なぜこの新規採用をゼロにできないのかと。これ、新卒の職員1人当たりの人件費というのは大変な金額になると思うんです。よく新規採用をしないと構成比がいびつになって、なかなかうまく回転ができないとか、いろいろなものが伝達されないと言いますが、3年、5年ぐらいの間隔が、新規採用が抜けたところで、そんなに回転しないというようなことはないと思うんです。そういうことで、この人件費を減らす、職員数を減らせないんだったら委託料を減らすと。委託料も多い職員も減らさないということでは、これは行政として、やっぱりコスト面での努力というのが私は足りないと思うんです。

それで、減らすのは市民に対するサービスであるとか、先ほどのバスのようにサービス

を削減する。それから、手当も削る。上げるのは税金も上がり、健康保険も上がり、介護保険も、すべて上がると。いただくものはみんな上げといてサービスはカットして、そして、職員はこのままで進めると。これはどうして考え方として成り立たないんじゃないかと思うんです。

極端の言い方かもしれませんが、そのぐらいの努力をして今後5年間、新規採用をゼロにすると、そして、職員数を5年後にこれだけの人数にするんだと、そういうことでやって、中がそんなにスムーズに回転しなくなるということは私はないと思うんですけども、この辺について市長、いかがでしょうか、考え方として。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 何と言いましても、やはりこの経費の削減ということになりますと一番大きな問題は、給与の問題、人件費の問題、そういうことで議員おっしゃるとおりでございます、必ずしも今後の方針としては、計画にあるから採用すると、そういうことではございませんので、なるべく採用を抑えていくということです。ただ問題は、保健師のような技術職、これは市民のサービス、大変な低下を来たすので、これは補っていかなきゃならないと、技能職についてはこのように考えております。

今年度、19年度で言いますと、この3月でいっぱい定年ばかりじゃなくて若い人も辞める、これまでも辞めてきておりますが、そういうことで、総務部長から細かく説明させますが、予定していなかった退職者がおるものですから、やはり4月には採用しなくてはならないということになってくるわけですが、今後については、そういうことで守谷さんのような方針で進めてまいりたいと考えております。

○議長（今川英明君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 今後3年間の職員数の異動でございますが、ただいま市長から申し上げましたように20年の4月1日現在で、当初定年が10名、そのほか、去年の3月からやめた方もおりますけれども、11人おります。合わせまして21人の退職ということで職員数は344名、それから21年度につきましては今のところ定年退職者数が9人ということで341人、それから22年の3月31日現在では6人と、これはあくまでも定年の退職者数であります。その時点で341人という計算にはなっております。ただ、そのほか、いろいろな事情によってやめる方もございますので、数字の変動は若干あるかというふうに見込んでおります。

ただいまのご指摘のように、やはり経常的な経費が一番削減の中で、ここに重点を置いて絞っていかなければならないのかなというふうに思っております。当然、採用につきましても、先ほど市長の方から申し上げましたように計画的にはそのようになってございますが、この辺については状況によって弾力的に運用をしていくという考えでおります。

以上です。

○議長（今川英明君） 中山栄一君。

○5番（中山栄一君） 新規採用職員というのは、1人当たりどのくらいの人件費がかかっているかというのを、これは質問項目に入れておいたんですけど、これは次の答弁で、ぜひこの辺をちょっとお聞きしたいと思うんです。

それから、非常に守谷市が人件費を抑えているというのは、給与面の違いもあるかと思

うんですけれども、非正規職員というか臨時、パートの方が多くことは確かなんです。それで抑えていることも事実なんです。前回、新聞紙上で非正規職員の雇用率というようなのが発表されまして、全体の職員の中で非正規職員がどのぐらいいるかという割合ですけれども、つくばみらい市は正職が354人、非正規職が219人というようなことをお聞きしました。ちなみに守谷市が正規職員が362人、これはほぼ職員数は同じなんですけれども、非正規職員が356人と、これは4万2,000人と5万7,000人のまちで、これを比べただけでもやっぱり正規職員の数がほとんど同じというのは、やはりこちらの方の職員数が多いということじゃないかと思うんです。

この非正規職員の割合数というのは、守谷市は非常に高いことは事実なんです。県内でも2番目で約半分、5割5割で正規職員と非正規職員がいます。つくばみらい市はどのぐらいかという、これは県内で第7位だということをお聞きしました。38.2%ということで、非正規職員数の割合も割と高いんです。ですからそんなに、臨時の方も多い、正規職員の方も多いという状況じゃないかと思うんです。この辺は、きちっと見直すべきじゃないかと思います。

そういう中で行政運営をしていて、ことしは1,000万円ほど削減されておりましたけれども、時間外の手当も5,700万円、ちょっとはつきりしませんが、約その辺だったんじゃないかと思うんです。これは昨年より1,000万円ぐらい減っていましたので、これは大分改善されたかと思うんですけれども、こういう職員数で、やはり時間外手当も多いというのは、やはり人件費が膨らんでいる要因じゃないかと思うんです。ですから、時間外手当というのも極力減らす方向でこれから考えていかないと、人件費の圧縮というのはなかなか見込めないと思うんです。ですから、採用も非正規職員というか臨時の職員を増やす、そして、正規職員を減らすというような方向のもとで、そして、時間外手当も減らしていくと、そういうようなことで人件費を圧縮すると。そのような抜本的な見直しといいますか、事業も含めた見直しになりますけれども、この人件費はそういうふうな見直しが必要じゃないかと思うんです。

だから、職員の皆様方は職員数が減ってくるということは大変にはなってくると思うんですけれども、やはりこれだけ委託料が多いんですから職員数を減らすか委託料を増やすかということになりますけれども、職員数も多い、委託料も多いということでは、やはりなかなか説明ができないんじゃないかと思うんです。委託料も12億円、13億円と、これはかかっていると思いますので、この辺のこともぜひ項目ごとにきちっと課ごとに調べていただきたいと思うんです。できることは職員で賄うということにして人件費の圧縮というのは総合的に考えていただきたいと、こういうことが今後の課題じゃないかと思うんです。

これから、そういうふうな中で職員数が減ってくるということは、事務事業を初め事業の見直しということも考えていかなければならないと思うんです。そうしますと、おのずと民間委託というのも方向としては考えていかなければならないと思うし、いろいろな事業ごとにこれから、例としては幼稚園の事業であるとか、それから、給食センターなんかもうそうかと思うんですけれども、そういうものも民間に委託するような方向も考えて職員数も考えていくという、そういう全体のことを総合的に考えていかなければならないと思うんですけれども、そういう長期の方向を見出して、やっぱりきちっと市民にそれを示すということが現在の行政に求められていることじゃないかと思うんです。

そういうことを示して、そして、こういう補助金はカットします、皆さんのサービスこ

の辺もカットしますから、こんな方向で考えていますのでこの辺は我慢してくださいというような方向を出さないと市民は不満がたま一方なんです。こういう行政を続けていくと。ですから、そういうことで、もちろん我々議員数も30名から20名に減ったわけですから、これで相当な人件費削減されたわけです。ですから、職員のこと、また、行政改革のことをきちっと示して、そして市民の皆様方にもこういうところはぜひ我慢してくれと、こういうところをカットするんだと、そういう総合的なことを並行で進めていくということも必要じゃないかと思うんです。

これから民間委託というのは、私はだんだん必要になってくるんじゃないかと思うんですけれども、そういう点も含めて市町村の行政改革、行財政改革になろうかと思うんですけれども、その辺も、そろそろ合併して2年になるんですから、5年後、10年後のそういう方向というのはぜひ示すべきじゃないかと思うんですけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 基本的なことだけを申し上げます。

行財政改革、その中に入っておるわけでございますが、基本的には全くそのとおりでございます、委託のできるものは。ただ問題は今急にやるということになりますと、また問題が出てくるということは、それぞれの職場に職員がおるわけでございますから、これがある程度、例えば今、議員がたまたま幼稚園の話をしました、幼稚園に退職者が出たら採用しないで、これを1カ所なら1カ所を市立にしておいて、あと1カ所については私立でやっていただくということで長期的に計画を立てていかないと、すぐ民間委託というわけにはまいらないと思います。そういうことをしっかりと計画を立てて、行財政改革の中にはそれも入っていると思いますけれども、そういう方法で将来にわたって進めていくと、これが一番いいことだと私も思っております。ですから、私のできる範囲ではそういう方向づけをしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（今川英明君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 新採職員にかかります人件費の額でございますが、給料、手当、それから、共済費等を含めまして、年間1人当たり362万8,000円となっております。

○議長（今川英明君） 中山栄一君。

○5番（中山栄一君） 時間ももう来ましたので、そういうことでぜひ具体的な長期計画を示していただきたいと、その辺をお願いして、もう1問ありますので、時間が迫ってきましたので4問目に入ります。

4問目は、方向とか考え方だけをちょっとお聞きしたいと思うんです。

市内に小規模小学校が現在4校あります。福岡小、十和小、東小、三島小ということで小規模校が4校ほどあるんですけれども、こちらの地域の皆様方も、この後、学校がどんなふうになっていくんだろうという心配もされております。

東小学校では、具体的に複式学級もスタートしたということで、地域の皆様方にとっては非常に関心が高い点じゃないかと思うんです。ですから、今どうこうということじゃないですけれども、教育長にお聞きしたいのは、これから長期で見て今後5年後、6年後の学校の生徒数というのは出てきますので、こういう数字を見て具体的な対策というのは非

常に難しいかと思うんですけれども、考え方として小規模校、平成23年度の入学者数というのが一番少ないようなんですけれども、三島小で9名、東小、十和、福岡小、各5名ということなんです。1学年5名というようなことになってくると、やはり小学校生活、学校生活を送っていく上で競い合っていくようなことや、いろいろ共同生活を学ぶとか、そういう面からも、なかなか目的を達成できない点も出てくるんじゃないかと思うんです。

実際にこういう生徒数になってきますので、その辺の現在の考え方をぜひ教育長に、具体的なことはなかなか出にくいかと思うんですけれども、こういう数字を見てどういうふうな対応、現在どんなふうなことを考えられるかと、その辺をお聞きしたいと思うんです。

ちなみに6年後の全児童数というのを計算してみたんですけれども、三島小74名、東小で56名、十和小で77名、福岡小で53名という全校生徒が50名とかという学校が出てくると。これは、なかなか深刻な問題じゃないかと思うんです。ただ単に生徒数が少なくなるということじゃなくて、子供の教育段階においても、あまり少ない学年の中で子供が学習をしていくということについて非常に疑問の声もありますし、そうかといってなかなか統合するというのも非常に難しい問題じゃないかと思うんです。

ですから、生徒数をこれからこれ以上増やすというのも、なかなか困難かと思うんですけれども、こういうふうな状況を見て、教育長、これからのこういう小規模校に対する考え方とか対策というのを今の時点でわかる範囲で考え方をお聞きしたいと思うんです。よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

数値的なことについては、ただいま中山議員がおっしゃられたとおりですので、数値的なことは省きたいと思いますが、確かにこれから5年先、6年先、非常に児童数の少ない学校が現状からいくと出てくることが予想されると。そこでどうするかということですが、なかなか歴史があり伝統のある学校ですので統廃合というのは難しいことだと思います。ただこれも、地域の皆さんの要望、それから、学校を今まで支えてきた先輩方の意向等を聞きながら進めていかなければならないというふうに思っていますし、それから、非常に少ない子供たちだけで学習するということも、競い合いが少ないという中ではデメリットもあるかなということも考えられますので、そういう場合には二つの学校を何かのところで一緒にやるというような交流学习ということも、これからは考えられるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（今川英明君） 中山栄一君。

○5番（中山栄一君） ぜひ、前向きに対応をこれから具体的に考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今川英明君） 次に、3番高木寛房君。

〔3番 高木寛房君 登壇〕

○3番（高木寛房君） 3番の高木でございます。

通告に従いまして、質問いたします。

県道の整備については、この後も何名かの議員さんが質問の用意をされておりますが、

私は県道つくば野田線の整備状況についてお伺いしたいと思いますので、答弁のほどをよろしくお願い申し上げます。

この件につきましては、合併前の旧谷和原時代の平成16年3月の定例会でもご質問をいたしました。その時点での整備率というものは、本市の玄関口である東部丘陵部みらい平地区から小絹玉台橋までの区間5,343メートル、そのうちの改良済みの区間が2,988メートル、改良率56.1%の回答を得ましたが、その後4年間が経過をいたしました。この間の未改良区間の進捗状況はいかなるものかと、並びに、この路線の協議会でございます千葉県野田市と本県坂東市、常総市、つくば市、本市の5市で構成されますつくば野田線整備促進期成同盟会の連携というものは、現在どのような状況であるか。

また、谷原小学校の指定通学路でもございます櫛戸下より黎明集落地先の区間約300メートルについて、歩道の拡幅、再舗装、これらの面整備の実施を土浦の県土木事務所の方にご依頼いただきまして、早急に児童生徒の安全確保に傾注すべきであると思いますが、市の対応というものをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今川英明君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） ただいまのご質問に対しましてお答え申し上げたいと思います。

県道つくば野田線の整備でございますが、この路線につきましては主要地方道つくば野田線整備促進期成同盟会という会がございます。これにつきましては、当市外4市で組織されている同盟会でございます。この同盟会におきましては、当路線の整備につきまして茨城県あるいは千葉県に対しまして早期整備要望を毎年、要望活動を実施しているところでございます。そういった中で当市の区間におきましては、事業主体である茨城県におきまして古川交差点から丘陵部までの1,340メートルを優先整備区間といたしまして、現在事業を進めているところでございます。

先ほどご質問のありました通学路となっておりまして櫛戸下より黎明までの区間約300メートルにつきましては、平成19年度までに共有地1筆あるんですが、それを除きまして用地買収が完了したということで聞いております。市といたしましては、早急な事業用地確保による工事着手につきまして要望してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（今川英明君） 高木寛房君。

○3番（高木寛房君） ありがとうございます。

みらい平から古川までの区間を最優先に1,340メートルは力を入れていくといった回答ではございましたが、確かに県も財政は厳しいと思います。また、行政も管轄の外であるといったこともあると思うんですが、しかしながら尊重すべきは人命なんです。私は特に申し上げたいのは、今申し上げた300メートルの区間というのは本当に危険な状況です。たしか平成4、5年ごろだと思うんですけども、暫定措置としまして現在の簡易歩道とガードレールを設置をしたと記憶をしているんですが、当時と現在では交通量の差は歴然としているわけです。

細かくあの歩道の今の状態を申し上げますと、歩道自体の幅というのは約60センチメートルぐらいしかないんです。ガードレールを挟みまして、走行する車両と歩行者との距離は、それ本当に30センチメートルないし40センチメートルなんです。この程度しかないん

です。ですから、走行車両の風圧で低学年のお子さんは本当に吹き飛ばされるような状況なんです。また、雨天時、雨が降った場合には傘を差しますので、余計に危険度がますわけです。その上、中学生、高校生も同じ時間帯にやむなく歩道の中を自転車で通行しますから、歩道内が渋滞するといった異常な事態になっています。自転車は軽車両ですから本当は車道を通行すべきなんですけれども、とてもじゃないけれども、あの区間は自転車も車道を通行するということは無理な状況です。

みらい平に居住された方も指定の通学路を確認をしてから学校を選択すると思いますので、現況のままでは谷原小とか谷和原中には子供はとてもじゃないけれども預けられないといった親御さんの意見が大半を占めています。この状況を踏まえて両小中学校のPTAさんも、整備促進の請願を準備している段階だとお聞きいたしました。このような通学路の不備によりまして、学校間の在校児童生徒のアンバランスまで生じてしまうような事態は避けなければなりません。教育の現場から見ても、この事態というものは見過ごすわけにはいかないと思うんです。保護者からも、教育長の見解というものをぜひともお聞きしたいという要望がございますので、教育長、答弁のほどをお願い申し上げますけれども、ですから、今の状況を打破するにはいろいろご説明いただきましたけれども、教育長も一緒になってやっていただきたいんです。それを今のお考えで結構ですから。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

別に答弁の考えはなかったんですけれども、子供たちが危険な通学路を通るということは非常に問題がありますので、PTAあるいは学校長、連名で要望書等を出していただきながら、私の方からも早期実現に向けて強く要望をしていきたいと、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（今川英明君） 高木寛房君。

○3番（高木寛房君） ありがとうございます。

市の将来を担う子供たちのためにも、ご配慮をお願い申し上げたいと思います。

道路関連を申し上げます、道路の特定財源の暫定税率の維持について本市議会も発議をお出ししましたが、地方にとりましては道路の整備というものは当然必要ですし、本市の予算も暫定税率を前提とした、例えば譲与税、交付金等が当て込まれていると思いますので、今さら廃止になった場合、本市も約2億円の税収減になるんじゃないかというようなお話を聞きますが、この影響は大きいと思うんですが、市長は施政方針の中ではこの部分については触れていませんでしたけれども、これについて見解をお聞きできませんか。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 道路特定財源につきましては新年度予算計上中に途中から出てきた話でございますから、我々も急に廃止されたんでは非常に困る、問題はそれに変わる支援をしていただければなくしてもいいんですが、現在のところそれが見えないということでございますから、私は今のところは特定財源の廃止については反対である、こういうことです。

- 議長（今川英明君） 高木寛房君。
 - 3番（高木寛房君） 廃止の場合、本市は大混乱に陥ると思いますので、地方の事情に合ったお考えというものをお持ち下さい。
- 質問は以上です。ありがとうございました。
-

散会の宣告

- 議長（今川英明君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。
- 次回は3月21日午前10時から本会議を開きます。
- 本日はこれにて散会します。

午後3時37分散会

第 4 号

[3 月 21 日]

平成 20 年第 1 回
つくばみらい市議会定例会会議録 第 4 号

平成 20 年 3 月 21 日 午前 10 時 00 分開議

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	12 番	古 川 よし枝 君
2 番	坂 洋 君	13 番	海老原 弘 君
3 番	高 木 寛 房 君	14 番	山 崎 貞 美 君
4 番	染 谷 礼 子 君	15 番	廣 瀬 満 君
5 番	中 山 栄 一 君	16 番	今 川 英 明 君
6 番	倉 持 悦 典 君	17 番	豊 島 葵 君
7 番	堤 實 君	18 番	川 上 文 子 君
8 番	岡 田 伊 生 君	19 番	中 山 平 君
9 番	直 井 誠 巳 君	20 番	神 立 精 之 君
10 番	横 張 光 男 君		

1. 欠席議員

11 番	松 本 和 男 君
------	-----------

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	海老原 茂 君
市 民 部 長	渡 辺 勝 美 君
保 健 福 祉 部 長	鈴 木 等 君
産 業 振 興 部 長	鈴 木 清 君
都 市 建 設 部 長	青 木 秀 君
教 育 次 長	倉 持 政 永 君
会 計 管 理 者	豊 島 久 君
秘 書 広 聴 課 長	森 勝 巳 君
参 事 兼 企 画 政 策 課 長	中 川 修 君
総 務 課 長	湯 元 茂 男 君
財 政 課 長	秋 田 信 博 君
生 活 環 境 課 長	沼 尻 修 君
児 童 福 祉 課 長	成 島 辰 夫 君
農 政 課 長	坂 田 宏 君
産 業 政 策 課 長	中 泉 次 男 君
都 市 計 画 課 長	大 久 保 明 一 君
建 設 課 長	瀬 崎 和 弘 君

水 道 課 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長

間根山 知 己 君
猪 瀬 重 夫 君

1 . 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 副 参 事
書 記

古 谷 安 史 君
井 波 進 君
亀 田 和 義 君

1 . 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成 2 0 年 3 月 2 1 日 (金曜日)

午前 1 0 時 0 0 分開議

日程第 1 一般質問

- 日程第 2 議案第 3 号 つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 つくばみらい市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例
- 議案第 7 号 つくばみらい市環境保全条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 つくばみらい市地域福祉基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例
- 議案第13号 つくばみらい市健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 つくばみらい市立学校条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 つくばみらい市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 市道路線の認定について
- 議案第18号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第19号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第20号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第21号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第22号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算 (第 2 号)

- 議案第23号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 平成20年度つくばみらい市一般会計予算
- 議案第25号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
- 議案第27号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第28号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
- 議案第29号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第30号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第31号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
- 議案第32号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計予算

日程第3 閉会中の継続調査の件

日程第4 閉会中の継続審査の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 日程第2 議案第3号 つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 つくばみらい市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例
- 議案第7号 つくばみらい市環境保全条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 つくばみらい市地域福祉基金条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例
- 議案第13号 つくばみらい市健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 つくばみらい市立学校条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 つくばみらい市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 市道路線の認定について
- 議案第18号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第2号）

- 議案第20号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第2号）
- 議案第23号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 平成20年度つくばみらい市一般会計予算
- 議案第25号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
- 議案第27号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第28号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
- 議案第29号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第30号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第31号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
- 議案第32号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計予算

日程第3 閉会中の継続調査の件

日程第4 閉会中の継続審査の件

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（今川英明君） ただいまの出席議員は19名です。欠席議員は11番松本和男君です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議に入る前にお願いします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

本日の会議の書記に議会事務局長、議会事務局副参事、事務局主幹、議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

一般質問

○議長（今川英明君） 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

7番堤 實君。

〔7番 堤 實君 登壇〕

○7番（堤 實君） おはようございます。7番の堤でございます。一般質問、トップバッターですが、2件ほど通告しておりますので、順次質問させていただきます。

先日の質問の中で、今回、私が質問する内容と重複している点がかなりありますので、ちょっと角度を変えて質問させていただきたいと、このように思います。

まず、保育所の送迎バスの中止についてということで、先日、中山（栄）議員の方から

質問ありました。これまで旧谷和原地区では、第一保育所、第二保育所について村の方からあるいは市の方から送迎バスを出していたという経緯がございまして、これは長年継続して続いていたわけですが、4月より中止になるということで、この辺についての、いわゆる現場の事情とか、調査あるいは意見などを十分聞いておられたのかと。と申しますのは、現場からの苦情が大分来ておりまして、ある人は、うちは5万円も6万円も出しているんだと、さらにまたこの負担させるのかというようなことも強い意見もございまして、そんなことで非常に苦慮していると。

この問題については、児童のいない住民からもちろん大きな反響あるわけです。確かに、旧伊奈地区とのバランスの問題もあると思いますよね、確かに。その辺の調整かと思うんですが、いずれにしましても、中止しなければならない理由について、やはり住民向けに具体的に説明いただきたいと、このように思う次第です。

子供の安全が第一ということで、この駐車場の確保というのが非常に重要になってくるわけです。私も、先日、先週ですか、一応保育所の方に行ってみまして、いろいろな話を聞いていたわけですが、駐車場がちょっと狭いと、きのうもその話が出ましたけれども、小さいお子さんおられますので、非常に危険、ちょっと心配だなという意見もかなりあります。そんなことで、保育所に隣接した土地、農地なども、依頼すれば借りられる部分もあるんじゃないかなということを思うんですが、この辺についての具体的な説明をいただきたいと、このように思います。よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） お答え申し上げたいと思います。

まず最初に、保育所の基本的なことでございますけれども、保育所は、保護者の就労等で保育に欠ける児童をお預かりし、保護者にかわって育児をします。養育が目的の通所の施設であり、保護者より長時間子供たちをお預かりすることになりますので、家庭において可能な限り保護者の方との触れ合いを持つことが児童の成長に必要なものと考えております。

さて、ご質問の件でございますけれども、駐車場の確保ということでございますが、先日、19日の日の中山（栄）議員の答弁にもさせていただきましたが、駐車場とか、谷和原の第二保育所の入り口の道路の混雑緩和のために、途中に待避所を設けるというようなことを考えておりまして、現在、地権者と話し合いを進めているところでございます。

○議長（今川英明君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） 第一保育所の方も、実は私も知人がおりますので、情報を聞こうと思ひまして出向いていきましたら、ちょうど第一保育所の西側になりますか、これは集落の共有地なんですね。ぜひここを使ってほしいんだと。要するに、雰囲気としてはお金は当然要らないというような雰囲気だったんですけども、田んぼもあまりつくりたくないんで、ここをぜひ利用してほしいというような意見がありますんで、少なくとも幼児、幼児といいますか、児童については保育所の構内として、ちょうど隣接、隣ですから、その場所を少なくとも先生といいますか、保育士の方にはそちらにとめてもらうとか、いろいろ方法があるんじゃないかと思うんですね。

それから、正式に聞きたいんですけども、この児童数といいますか、第一保育所は、大体80名前後でしょうか。それで、第二の方は100名ぐらいになると思うんですね。です

から、かなり多い児童を扱うわけですから、それを今までバスで送迎していたものを個人となりますと、時間帯によってはかなり混むと思うんですね。ちょっと危険ではないかということで、部長、第一保育所の方も調査していただいて、ぜひともそのような方向でやっていただければということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） お答え申し上げたいと思います。

谷和原の第一保育所につきましてもでございますが、現在は、現有施設の中でうまく配置をしながら活用を図っていきたいと考えておるところでございますけれども、議員ご指摘の件につきましても、十分現地を確認いたしまして、調査検討していきたいと考えております。

○議長（今川英明君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） 何分よろしく、住民の希望にこたえられるように、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それから、二つ目として、健全財政再建策という大きなタイトルを設けましたけれども、これまで特に旧谷和原地区では何とか健全財政に近いと言われておりまして、これには、特に箱物、お金のかかる箱物をつくらなかったということもありますけれども、今やこのつくばみらい市は、先日の監査委員の報告にもありますとおり、やがて500億円を超えるというような報告までされています。

この辺、市長にも尋ねたいんですが、やがて負担かかるであろう常総広域組合の負担金、これも恐らく七、八十億円はかかるのかなということを想定されるわけですが、そのほかにも合併特例債、そして近い将来には学校建設ということも想定しますと、500億円では上がらないんじゃないかと。私の試算では、恐らく530億円ぐらいの累積赤字になるのではないかとことを思われて、非常に危機的状況ではないかなというぐあいに思います。

したがって、財政課長にもぜひとも答弁願いたいんですが、このような状況の中で、歳出の削減策というものはどのように講じていくのか。どこに軸足を置いて、どこに重点を置いて、何が効果があるのか、まずその辺を答弁願います。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 健全財政、いわゆる再建策ということで、その歳出削減の軸足をどこに置くかというご質問でございますが、まず1点目の軸足をどこへ置くかということでございますが、歳出削減の一つに絞るということではございませんので、これはなかなかできないことでございますから、いろいろな角度から削減できるものを検討して実施していかなければならないと、このように考えております。

で、現在、進めております行政評価システムによる事務事業の総点検、これの実施と。それから、効率的、機能的な行政組織の改善、職員の定員、先日も出ましたけれども、定員管理による人件費の削減、民間委託の促進など、常にあらゆる分野において総点検を行い、必要性や効果等を見きわめて歳出削減を図っていかなければならない、このように考えております。

将来の財源確保の見通しということもご心配のようでございますが、都市計画では平成

23年度から実施しますし、市街化区域内の農地の、いわゆる宅地並み課税は24年度から課税するということで。さらに、課題になっております工業専用地域の拡大やメディア周辺の企業誘致等も推進して税収の確保を図っていくと、こういう方針でございますけれども、今、広域の問題も議員ご心配でございますが、広域も一自治体と同じでございます、かかる経費は全部各参加の市の負担じゃございませんので、広域として起債を仰いで運営していくということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） 今、議員のご質問にございますように、歳出削減はいろいろなもの、多様なものがございます。特に、義務的経費と言われます人件費、扶助費、公債費でございますが、そのほかにも、よく議会の場でご指摘いただきますように経常収支比率を下げるお話でございますが、これに関しまして委託料の徹底した見直し、既に18年の9月からは、きらくやまの二つの館ございますが、そちらの方の指定管理制度を導入しましてやってございますし、常に財政課長として臨んでおりますことは、当該年度の歳出は当該年度で賄うということで、19年度の状況を見てみますと、財政調整基金、それから減債基金ですね。それから、つい先日ですが、特別交付税の額が決まってまいりまして、土地開発基金もかなり抑制した状態で、19年度はかなり事情が好転しているのではないかと、そういう見方ができるんですが、20年度予算編成に当たりましては、また年度間の財政の不均衡を是正する、財政調整基金ですね、そういった基金も投入してやっている状況でございますので、今後も経済情勢を見据えながら、それから国の地方財政計画、地方債発行計画も見据えながら、とにかく1点に絞ることなく、市長も答弁申し上げましたように、あらゆる状況から歳出削減と、それからもう一面の歳入確保策と、そういう面で行っている状況でございますので、ぜひご理解を賜りながらお願いしたいと思います。

特に、税収の面で、市民の皆様方にもぜひ、徴収率のアップというのはどこの自治体でも課題でございますので、ぜひご協力を賜りたいということでお願い申し上げたいと思います。

○議長（今川英明君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） ただいまの答弁にもありましたけれども、だれもが感じていると思うんですが、非常に委託が多いということで、その辺もかなり頑張るといような今答弁でございましたので、ぜひお願いしたいと。

特に、合併後のやりくりについては、特に民間企業ではやはり人件費の削減によるコストダウン、これが常識といえますか、一般的なんですね。ですから、その辺で、先日も質問ありましたけれども、ぜひとも現職についてはやっぱり頑張ってもらわなきゃいかぬわけですが、特に新規採用については大幅な抑制、これが必要ではないかと。もちろん近隣にもありますように、不足分については臨時採用とか、パートタイマーの希望者も、実際に正規には行けないけれどもパートでは行きたいという人もいるわけですから、そういうのを有効に活用すべきではないかということが言えると思います。

特に、歳入の頼りになるのは、やはり本市にとっては開発地の税収ではなかろうかと、このように思う次第です。この丘陵地の、いわゆる開発地の人口は、予定としては確かに平成26年には完了するというような報告も受けておりますが、工事が終わる、開発工事が終わるのではなくて、予定されている人口が開発地の中で1万6,000、1万7,000と言われ

ていますね。問題は、この辺が実際に張りつくようにすべきものだと思うんですが、果たしてこの1万6,000の人口を増やしていかなければ財政的にもかなり厳しいということは言えると思うんですが、これの予定について、予定といいますか、予想ですね。この辺をどの辺に考えているのか。1万6,000人のこのつくばみらい市の人員増加を、いつに、何年後に設定しているのか、その辺を説明願えればありがたいですけども。概略で結構です。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） この基本構想、基本計画にのっておりますが、総合計画の中にね。でありますけれども、一番問題は、事業の進捗状況、それと今後の経済状況ですね。やはり新しい方々が来られるというのも、景気が好転してこないとなかなか難しいと思いますが、こちらの計画どおりに国の経済が順調にいけばいいんですが、今のところなかなか難しいような状況にあると、こういうことでございますので、何といたってもやはりあの事業進捗を順調に進めていただくことがまず優先でございますして、議員のご質問にどういう、何年度にどれだけ張りつくのかというのは、今のところ当初計画以外に想定で私の方からご答弁申し上げることができないというのが実態でございますので、ご理解を賜りたいと思います。その努力はもちろんしてまいります、以上でございます。

○議長（今川英明君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） 確かに言いにくい言葉なんです、つくばみらい市の丘陵地については、隣のみどりの駅あるいは万博跡地ですか、そちらの方の開発から比べると、5年以上前から始めているんですよ。私は、懸念される点は、追い越されているんですね、既に。向こう、つくば市内の開発の方に、5年も後から工事始めているのに既に遅れをとっていると言っても過言ではないと思います。これにはやはり、これは行政の問題ではないかもわかりませんが、この遅れについては、やっぱり地元のあるいは市議員なんかも責任があるかと思うんですが、やはり行政の方でハッパをかけて、県の方に後押しするということの方が大事だと思うんですね。

そして、先日の予算委員会の報告にありましたけれども、企業誘致についてあるいは工場用地、商業地域にしても、誘致する場所がないというような説明を受けたんです。少量はあるだろうけれどもね、そういう説明を受けたんですよ。要するに、企業誘致とか、そういう問題については、多くの議員の中からもこれまで何度も耳にたこができるほど私も聞いています。私も何回か質問させていただいています。そんなことで、非常にテンポが遅い、企業誘致する前に既にその土地はキープしておく。どうぞここに来てくださいというのが、順序的にはそうではないかと思うんですね。ところが、そうでないとすれば非常に心配でございます。

また、住民も、これは住民、企業誘致もあるいは開発地の住民の張りつけ、これについてもやっぱり並行しなきゃいけないわけですね。これが進まなければ税収というものは確保できないんじゃないかと、私は懸念する次第でございます。いわゆる財源確保のためには、全市を挙げて取り組む必要があるんじゃないかと思います。どうぞ、市長の先見性ある見解を求めまして、質問を終わります。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 堤議員、今、非常にこの地域が遅れているようなご解釈のようですが、私は、今申し上げた、いわゆるみどりの、萱丸あるいは苅間、島名よりは、むしろ私の方の進んでいると思っております、事業の進捗状況から見て。

それから、区画整理地内で、今、県会でまだ決まっていらないんですが、仮契約の段階だと思うんですが、１万坪、アシックスという一企業でございますが、高速道路の近くに来るということで、用地、仮契約にはなっていると思います。こうすることで、優秀な企業も来てくれるということになっております。

県会、きょうあたりやっているとと思うんですが、県会の方で県の、いわゆる済まないうち私の方から先申し上げたんですが、実質的にそういうことだからいいと思いますけれども、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 堤 實君。

○７番（堤 實君） 終わりです。どうぞ頑張ってくださいと希望して、終わります。

○議長（今川英明君） 次に、２番坂 洋君。

〔２番 坂 洋君 登壇〕

○２番（坂 洋君） ２番の坂 洋です。どうぞよろしくお願いをいたします。初めて一般質問をしますので、お聞き苦しい点があるかと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この一般質問では、２点のことについて質問をさせていただきます。

一つ目は、市民の皆様からのご要望で、道路が、この道路が狭くて何とかならないか、広くならないか、何とかしてほしいというものであります。

道路整備事業、大きく言えばこの道路整備事業の充実した発展は、日本経済を大きく左右するものだと思っております。それは、大きな幹線道路だけではなく、私たちが日常通っている散歩道や歩道の整備の充実もあわせて、市民の生活を安全かつ快適にしていけることは間違いありません。

それで、その道路ですが、それはつくば野田線の常陽カントリーゴルフ場と茨城ゴルフ場の間を通る区間、高波から高岡に至る区間ですね。もう一つ、野田牛久線の取手国際ゴルフ場の間を通る東板橋から野堀に至る区間の、この二つの路線なんですけれども、ほかにもあるんですが、一つ目のつくば野田線の高波から高岡に至る区間は、私が議員になる前、半年前ですが、つくばにある会社までスーパーカブで、原動機付自転車で通っておりますので、毎日通勤していたのでよく知っております。片側の１車線で、道路幅が狭く、両側は樹木で覆われているトンネルのような道路です。毎日、怖い思いをして通るんですけれども、朝の通勤時間帯は交通量も多く、原付バイクでは車の流れについていけない。どんどん車に追い越されていきます。

で、私のバイクを追い越す車は、どうしても対向車線にはみ出して追い越されなければなりません。この対向車線に車が来るときは、私の後ろの車は私のバイクを追い越せないわけです。対向車線に車が Continuing している場合は、追い越せないまま３台、４台と渋滞をしながら走るようになります。私も、一生懸命みんなに迷惑をかけてはまずいと思ってスピードを出すんですけれども、大変怖い思いをしながら毎日走っているのが現状でした。

この舗装されていない左側の部分は、約１メートルほどありますけれども、そこはごろごろの土道で、とても人や自転車、バイクが通るようなところではありません。人、自転車、バイクが通るには、どうしても舗装されたところを通るしかないのであります。自転

車はバイクよりも速度が遅いので、より危険であり、人間は言うまでもありません。ということで、車もバイクも自転車も人、それぞれが危険な道路だと言えます。

また、この区間には、伊奈東方面からの道路と交差する丁字路がありますが、ここに信号機を取りつけてほしいという要望が前々からあります。つくば野田線側の通行量が多いときなどは、伊奈東方面から来る車が、この交差点において右折するにも左折するにも大変時間がかかります。時には、伊奈東方面からは大きなダンプカーも通るようでもあります。つくば野田線側からの車がこの伊奈東への道に入っていく際にも、対向車が続けているときは、伊奈東へ入るのになかなか入れないため、後続の車が渋滞してしまいます。ここに信号機を取りつけほしいという要望が多数あります。

このつくば野田線の件に関しましては、引退されました細田議員が平成18年度に同じような質問をされていますが、そのときは取りつけるよう努力してまいりますというご答弁をいただいております。その後、何か進展があったのでしょうか。その後の経過をお尋ねいたします。

もう一つの道路ですけれども、これは取手国際ゴルフ場の間を通る野田牛久線の件です。河辺鉄工駐車場から取手国際ゴルフ場の入り口までの区間ですね。ここに、学童通学用の歩道を整備してほしいという声であります。この約1キロメートル間の長さですけれども、この道路は、小中学生が自転車で板橋小学校等に通学している道路であります。同じくこれも片側1車線で、つくば野田線よりも若干広いようですが、自転車を追い越すのに自動車に対向車線にはみ出さなければならない事情は全く同じです。河辺鉄工部分には、ちゃんとした立派な歩道があるわけですが、この区間だけが狭くて危険で、この狭さは際立っておるわけであります。

これは、小学生が自転車で通過するまでの所要時間は、約5分です。時間帯は、朝の交通量の多い7時45分前後で、私が見て確認したときには、中学生が2人、小学生12人が、各4人ずつの三つのグループに縦1列になって集団登校をしておりました。この一つのグループの長さは、約10メートルなんですね。10メートルの1グループと、またその10メートルの1グループの間隔はまちまちですけれども、この1キロメートルの間に自動車が三つのグループを追い越すには、10メートル以上にわたって対向車線に3回はみ出さなければならないことになります。対向車線に車が来れば、当然グループとグループの間に車が左に寄せて入って徐行しなければなりません。小学生の1人でも気を取られて転倒すれば、将棋倒しとなり、大きな取り返しのつかない事故になる可能性があります。子供を通学させているご家族の方は、心配しても心配し切れるものではありません。何としてもここに歩道の整備をしてほしいということです。この区間の歩道の整備の予定、県への働きかけはあるのでしょうか、あわせてお伺いをいたします。

○議長（今川英明君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） ただいまのご質問に対しましてお答え申し上げます。

まず最初に、県道つくば野田線の拡幅につきましてでございますが、この件につきましては、茨城県が事業主体となっていく新市町村づくり支援事業を活用いたしまして事業を着手することになりました。この事業箇所につきましては、出山住宅入り口付近より県道高岡藤代線との交差点までの延長約1,900メートルとなっております。現在は、路線線形を決定するための予備設計を行っている段階となっております。来年度以降につきまし

ては、茨城県と一体となって協議あるいは地元への調整を行いまして、早期完成に向けて推進してまいりたいと思っております。

また、信号機の設置に関してでございますが、この件に関しましては、常総警察署、茨城県及び茨城県警に対しまして設置に関して要望を行っておりますが、今後につきましては、ただいま申し上げました県道の拡幅の事業がございますので、それにあわせまして関係機関と協議してまいりたいと思っております。

次に、県道野田牛久線の拡幅工事でございますが、既に鈴木加工より河辺鉄工までの延長約275メートルにつきましては供用が開始されております。今年度につきましては、わかさ幼稚園を起点といたしまして、河辺鉄工までの延長約1,240メートルの用地測量を行っております。それに基づきまして、平成20年度より用地買収を行っていくとお聞きしております。工事につきましては、平成20年度以降、用地がある程度まとまった段階で改良工事に入ると確認しております。

○2番(坂 洋君) ありがとうございます。

○議長(今川英明君) 坂 洋君。

○2番(坂 洋君) このつくばみらい市総合計画前期基本計画を読ませていただきましたが、その中に「道路交通を円滑化させるため交差点の改良整備に努めるほか、安全安心な道路、交通を確保するため歩道の整備を進めます。また、人と車の安全な通行を確保するため、交差点の改良や狭隘な道路における安全確保などに努めるとともに、街路樹や防護柵、道路標識、反射鏡などの交通安全施設の整備を進め、安全な道路づくりを推進します」とうたっております。

先ほど、つくば野田線の信号機の件で、拡幅工事と同時に信号機を一緒に考えているという答弁でございましたが、今の状況で信号機が欲しいんだという、拡幅工事は何年も先になるわけですから、今、取り付けることはできないんでしょうか。

あと、野田牛久線の方ですが、拡幅工事は何年も先になるわけです。で、道路標識とか、安全標識をもっと強化できないものかどうかですね。

信号機の件も、何年も前からこういうところで質問されているようですね。で、努力をしていきますという答弁です。もう少し突っ込んだ誠意のある答弁ですね、拡幅する前に、信号機、今すぐでもつけてほしいという声を、そういうもっと誠意のある、何年も前からこの信号機、信号機と言っているわけですから、もう一度、誠意のある答弁をお願いいたします。

○議長(今川英明君) 市民部長渡辺勝美君。

〔市民部長 渡辺勝美君 登壇〕

○市民部長(渡辺勝美君) 信号機の設置でございますけれども、これまで設置要望を、先ほども部長からありましたけれども、県知事あるいは県警本部長にもお願いしてきたところです。そういう中で、現地調査も警察の方で行われたと聞いております。

信号機につきましては、設置指針というのがございまして、一つには、信号で停止している自動車の側方、また自動車などが安全にすれ違おうと、そういう必要な車道幅員が確保しなければならないというのが一つでございます。それから、もう一つは、歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所が確保できる場合というのがございます。そういうことで、県道の方も歩道ができたり、拡幅されることによって、より具体的に県警の方との協議等も進むんではないのかなと聞いております。

信号機につきましては、引き続きそういう要望は今後も続けていきたいと考えております。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○2番（坂 洋君） ありがとうございます。早急に努力をしていただきたいと思います。

通学路の方、野田牛久線の方ですけれども、子供たちが非常に危険であると、あそこはですね。新しい出発や希望を膨らませる子供たちであります。その子供たちが、安心安全に育っていける社会づくりを取り組んでいくのは、私たちの、我々の責任であります。つくばみらい市の未来を担うのは、私たちではなく、この子供たちであります。この子供たちにしか、未来を託せないのであります。この子供たちの安全確保には、地域全体で子供を守るための仕組みづくりが必要となり、通学路整備はその一端として大事なことであります。この危険な通学路が現在あるということに関して、教育長はどのように思っておられますか、お尋ねをいたします。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） 通学路の安全確保についてということで質問いただきましたけれども、各学校とも通学路については非常に危険な場所を抱えていますので、それぞれの現地調査等をしてしながら、安全確保について県なり、それぞれの機関に要望して、これは各学校のPTAの皆さん、それから学校長含めて要望書を出していただきながら、要望して改善に努めているところです。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○2番（坂 洋君） どうもありがとうございます。

次の質問に移ります。

コミュニティバスの見直しに関する質問ですけれども、市民の方から意見を聞く方法について今後どのように改善していくのかという質問でしたが、市民からの意見を聞く方法については、当初、2,800世帯、無差別にアンケートをしていくということでしたが、先日の市長のご答弁では、アンケートは全世帯に行うということでありましたので、この質問は省きますが、もっと簡潔に質問をしたいんですけれども、今後どのように改善していくのかということです。

簡単に質問いたしますが、全世帯にアンケートを実施するという、これはコミュニティバスがより便利になって高齢者や児童が多く利用されるためにも、よりよい意見を正確に知るためには大変よいことだと私は思っております。しかし、多くの労力とお金がかかることは覚悟しなければなりません。簡単にお尋ねしますが、これだけ大きな大規模なアンケートを実施する内容のことについてお尋ねをいたします。

アンケートの項目の問題ですが、つくばみらい市、これですね、つくばみらい市総合計画の前期基本計画によりますと、「コミュニティバス等の運行については、交通空白地域に住む交通弱者——車を持たない高齢者や児童ですね——等の移動手段を確保するためコミュニティバスの運行を実施します」とあります。で、このアンケートの項目ですが、コミュニティバス運行続行の前提に立った、単なるルートの見通しを改善する項目なのでしょうか。それとも、バス廃止を含め、新たなシステム、例えばデマンドタクシーなど抜本的な見直しを含む項目をアンケートで尋ねていくのでしょうか。これが一つですね。そ

して、そのアンケートが配送される時期はいつごろなのでしょう。最後に、結論的に現実的にはいつごろまで、いつごろに改善されるのでしょうか。この３点だけをお尋ねしたいと思います。

○議長（今川英明君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） コミュニティバスにかかります市民アンケート調査についてであります、その項目につきましてどのように考えているかということでございます。

まず、第１点目のこのことにつきましては、先般、中山（栄）議員さんの方からございましたように、一番は利用者の立場に立った形でアンケートをしていくのが重要かと思えます。ですから、市民の方がこういうところにどのような形で行きたいか、あるいは利用するに当たってどういうところを利用したいかと、そういうことが一番大事なかなと思っております。もちろんルートの問題、それからダイヤの問題ですね。それから、現在、きらくやまの方にもシャトルバスが運行しておりますので、その辺の関係とか、車両の規模とか、いろいろな形で項目は設定したいと考えております。

それから、もう一つ、時期についてであります、できるだけ早い時期にということ、６月ごろには予定しておりますが、この件につきましては全世帯の意見を伺う予定でございますので、あと、内容等につきましても、やっぱりもう少しいろいろな角度からとった方がいいのかなと思っておりますので、まだはっきりした時期についてはちょっとここで申し上げないのがいいかなと思っておりますが、一応予定としてはそういうことで当初はしております。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○２番（坂 洋君） まだアンケートが６月ごろということしか何も決まっていないということですね。わかりました。

このアンケートを集約し、分析し、大変な労力をかけて改善したとしても、これで全市民が満足するというのはできないと思います。どうしても最大公約数的なものになっていきます。

前からあった行政バスが変更されて、コミュニティバスになりました。で、コミュニティバスになって便利になったということならば市民が納得するわけですが、今回のコミュニティバスはこの逆の結果になってしまったのであります。不満が多く、このアンケートを実施すると。よりよいものに改善されて、行政バスよりもより便利になったと言われるようなものにしていただきたいと思います。少なくとも、あのバスは市の税金のむだ遣いの宣伝カーだという酷評をされないよう要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（今川英明君） 答弁いいですか。

○２番（坂 洋君） 結構です。

○議長（今川英明君） ここで暫時休憩します。

10分間、暫時休憩です。

午前１０時５３分休憩

午前１１時０４分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に続き会議を開きます。

次に、4 番染谷礼子君。

〔 4 番 染谷礼子君 登壇 〕

○ 4 番（染谷礼子君） 4 番の染谷です。今回、3 点通告をしておりますので、順次質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

初めに、放課後子どもプランということでお伺いをいたします。

この事業は、既にご承知のとおり、文部科学省と厚生労働省の連携のもと、平成19年度から総合的放課後対策として放課後子どもプランが創設されました。その目的は、子供が安心安全に過ごせる場所の確保であります。また、親が安心して働ける環境を整備することなどから、少子化対策への効果も十分期待をされているところでございます。

この放課後子どもプランは、厚労省の放課後児童クラブと文科省の放課後子ども教室を一体的、または連携して実施をする総合的な放課後対策事業でございます。しかしながら、その内容には、現場で実施をするに当たり、多くの課題を詰めていく必要があることは承知をしているところでございます。厚労省の学童保育は、親が働くなどで留守家庭の児童の生活の場であります。また、文科省の子ども教室は、原則、すべての小学校区において全児童を対象として学習や体験活動の場とするとあります。

本市の状況を見ますと、学童保育は、現在、半分の五つの学校で実施をされております。また、新年度には小張小学校が実施の予定ということで、学童の推進につきましては大変評価をするところでございますが、いまだ未実施の学校についての問題や対象学年を拡大してほしい等の課題もまだまだ残されている状況にございます。

このような中、この目的やねらいが異なる学童保育と子ども教室の二つの事業をどう立て分けて進めていかれるか、この点についてお聞きしたいと思います。また、19年度に運営委員会を立ち上げるということで伺っておりますが、この点につきまして状況など、初めにお伺いしたいと思います。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔 教育長 豊嶋隆一君 登壇 〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの染谷議員の質問にお答えしたいと思います。

放課後子どもプランということでの質問、その中で、放課後子ども教室について19年度に立ち上げるということだけでもどのようなかというような、運営委員会を立ち上げるということですが、それについてというような話がありましたけれども、今、議員、いろいろと調べられていまして、内容等についても詳しくもう把握されていまして、本当にいろいろなご理解をいただいていると思っております。

放課後子どもプランは、今まで実施をしてきた地域子ども教室、それから放課後児童クラブ、これを一体的に放課後の子供たちの安全確保、健全育成、それらをねらいにして、総合的な放課後対策ということで立ち上げられた事業です。

その中の放課後児童クラブについては既に実施をしておりますので、今取り組もうとしている放課後子ども教室推進事業ですけれども、まだこれは19年度からということで、本市としては、今年度末ですね、3月に第1回目の検討委員会を12人の方をお願いをしてスタートすることに予定をしております。そして、その検討委員の皆さんの意見を聞きながら、20年度には具体的に事業の方向を検討し、それらについても予算を計上させていただきました。これは、市独自で取り組む事業ですので、まだまだ取り組んでいる自治体がそんなにたくさんあるわけではありませので、いろいろな事例を参考にしながら、よりよ

い運営ができるようにしていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） 教育長の方から運営委員会の立ち上げ状況等の報告をいただきました。

私は、この資料をいろいろ読ませていただきまして、今回のこの事業は、基本的な目的は子供たちの安心と安全な居場所をつくることだと思います。

内容的なところで、私が調べたところによりますと、この二つの事業の内容は、学童保育と子ども教室に分けまして、対象者が学童保育は基本的に1年から3年生、子ども教室は1年生から6年生の全児童。実施期間に関しましては、学童保育は週6日間、子ども教室は1日でもいいし、6日でもいい。費用に関しては、学童保育は有料であります。しかし、子ども教室は無料です。また、実施時間につきましては、学童保育は夜7時まで、子ども教室は基本的には5時までであるが、1時間でも2時間でも自由に設定をすることができる。

また、大きな違いの一つは、学童保育の場合、児童福祉法の規定によりまして親が仕事をしているという規定がございますが、子ども教室の場合には、親の就労を関係なく対象にできます。このことから、学童保育に比べ、子ども教室は、学校や地域の状況によって自由に決めることができるわけであります。私は、この事業を大いに活用すべきではないか、このように考えております。

例えば、現在、小張小学校や板橋小学校では、コミュニティバスを使って通学をしています。しかし、下校時間とコミュニティバスの時間の差があり、帰りのバス下校ができない状況にあります。その時間差は約1時間から2時間ありますが、その待ち時間に子ども教室を活用しますと、安全な集団下校になるのではないかと思います。特に、板橋小に通う自転車通学につきましては、大変危険も多く、保護者の方からコミュニティバスを使って通学をしたいとの要望もございます。また、この子ども教室の場所に関しましては、空き教室、または体育館など、あらば児童館、公民館、図書館等もよいでしょうということです。

それと、指導員に関しては、学童保育と違い、地域のボランティア、また学生や退職者の方などとあります。この事業を実施している常陸大宮市の長倉小学校では、現在実施をしています。その内容は、指導員は保護者全員がボランティアで行い、全児童を対象に午後5時まで実施をしているそうです。この学校の全児童数は78人ということですので、保護者全員がこのボランティアとして指導員をする場合、2カ月に1回程度のサイクルで子ども教室で担当をしているということでした。この内容につきましても、校庭で遊ぶ子供たちを見守る、また一緒に遊ぶ、このような実施をしているとあります。

本市の状況から考えましても、子ども教室は大変有効的な事業ではないか、このように感じております。まず、モデルケースとして早急に実施をしてみてもどうかと思うのでありますけれども、この点について再度お聞かせください。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

早急に実施をしてはというお話でしたけれども、先ほど申し上げましたように、3月にまず第1回の検討委員会を開いて、その中で、今、先駆けて実施をしているところの事例

等を取り寄せていまして、そういうところの活動状況をビデオ等で見ていただいて、こんな活動もしている、こんな活動もしているというのを検討委員の皆さんに理解をしていただいて、そして、本市としてはどう進めていったらいいのかというようなことを話し合いをしていただいて進めていきたいと、そういうふうに思っております。

これについては、市独自ですから、先ほど議員がおっしゃられたように週何日でもいいし、何時までという規制が特に示されておりませんので、これはそれぞれの実施自治体が決めればいいことですので、それらについても特に制約がないということですから、その運営していくそれぞれの学校で決めてやっていただければいいのかなと思っております。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） これからという状況であることは承知をするところでありますが、大変、現在、共働きの方が急増している中、学童保育の需要がますます重要になってくるときでもあります。この中で、今回のこの子ども教室ということで、子供の居場所づくりが大変重要な課題にもなってくると思いますので、どうか子供たちの安全で安心な居場所づくりのため、大きく拡大されますことを期待いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

2点目に通告をしております、ブックスタートの事業ということでお伺いをいたします。

ブックスタート事業とは、1992年、イギリスのバーミンガムで始まり、日本では2001年にスタートいたしました。この事業は、乳児健診の折に、絵本やガイドブック、図書館案内などをプレゼントをするというものであります。小さいときから本になれ親しむ機会をつくり出すことが目的とされております。早い時期に本と出会うことで、思考力や言語能力、表現力を高めることができるとの高い調査結果も出ております。全国で、現在700以上の自治体の実施をして、近隣市町村におきましてもほとんどが実施をしております。

本市におきましても、図書館で赤ちゃんコーナーを設置して案内をしていることは承知しておりますが、このブックスタート事業の大きな特徴の一つは、もともと絵本に関心の高い人だけを対象にしたものではないという点であります。出産後、初めて公共機関でのサービスを受けるのが、乳児健診であります。赤ちゃんの計測や身体チェックと一緒に、本への関心の高さにかかわらず、お母さんと赤ちゃんが絵本と出会うきっかけを早い時期に提供することが大切なのであります。まして、本市での乳児健診は、4カ月健診の後、1歳半までないわけでありますから、初めて親子で公共機関でのサービスを受ける乳児健診時に絵本を1冊でもプレゼントをする、このような温かい取り組みを実施をしてはどうかと思うのであります。

また、この質問は、私が平成15年に、合併前の伊奈町のときではありますけれども質問をいたしております。その後5年がたち、またつくばみらい市として大きく飛躍をいたしました。市の心あるサービス事業として、どうか取り組みを考えていただければと思いますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

ブックスタート事業は、今、議員がおっしゃられたように1992年にイギリスで始まり、それから日本にも入ってきて、約8年前にこども読書年というのを契機にして、少しずつ日本国内でも広まっていったと聞いております。赤ちゃんと保護者に直接メッセージを伝

えながら絵本を手渡す運動で、赤ちゃんの言葉と心をはぐぐみ、心安らぐ子育て時間を持てるように応援することというふうにされております。

こういうことを踏まえて、本市としては図書館で、先ほど議員がおっしゃられたように平成15年に質問されていて、そのときも多分同じような答弁だったと思いますけれども、図書館で平成10年度から「赤ちゃん絵本コーナー」というのを設けて、ゼロ歳から3歳児向けの絵本あるいは絵本の選び方のガイドブック等を置いて、また貸し出しも可能にしております。また、じっくりと読み聞かせができるようにスペースも確保しておりますので、親との相談等もできます。そういうものを利用していただいたらいいのかなと思っております。

市として、今、ブックスタートのように絵本を差し上げることはしておりませんが、そのように図書館活動を通して側面から親子の触れ合いができるような協力体制を整えておりますので、それで対応していきたいと考えております。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） 平成15年の質問のときと同じ答弁ということですが、私は、市になりまして大変財政的な問題はあるかと思いますが、早い時期からやはり本になれ親しむ機会を提供することは、未来の子供たちへの大きな投資にもなるのではないかと、このようにも感じております。ぜひとも、また一歩進んだご検討を今後もしていただけますようお願いをいたしまして、2点目の質問を終わりにいたします。

最後の質問で、県道の歩道整備についてということでお伺いいたします。

住民の方にとって、道路の問題は生活に密着した大変身近な問題であります。今回も、道路に関して質問が大変多くされておりますが、これら取り上げられている問題点につきましては、多くの方が毎日の生活の中で危険や不便を感じながら生活をしているわけであり、やはり何らかの改善をされなければならない、このように感じるのであります。

そこで、今回は、長い間、危険箇所として指摘をされ、また何度も取り上げられております道路の中で、3路線の県道整備についてお伺いをしたいと思います。

1点目の高岡藤代線の件につきましては、前の坂議員の質問の中で答弁もございました。しかし、現況の状況から、福原丁字路から五反田方面に向かった交番前の道路は、毎日、多くの中学生が通学路として利用しております。大変交通量も多く、この部分だけに歩道がなく、長い間、危険な通学路として皆様から指摘を受けている状況でございます。歩道整備が大変急がれる問題ではないかと感じております。

前の段階で、坂議員の質問の中の答弁で、新市町村づくりとして工事を進める予定という答弁がございましたけれども、この高岡藤代線、今回、私は福原丁字路付近を通告しておりますが、この場所をもう一度お願いいたします。工事予定になっている場所を、もう一度答弁していただきたいと思います。また、いつごろ完成するのか、この辺についても聞かせていただきたいと思います。

2点目の取手つくば線の二三成橋から谷井田間についてでございますが、山王新田四つ角付近の両側には歩道がない部分があります。自転車通学をしている子供たちや買い物の主婦にとっては、大変危険な状況であります。大型トラックが通るときなどは、自転車が煽られ、乗ってられない状況になるのであります。逃げ場がないこの道路の一部分、また谷井田バス停付近の一部に、歩道が途切れた場所があります。歩行者は、歩道がないため、交通量の大変多い車道を渡り、反対側の歩道を使って買い物に行くという状況になっ

ております。

平成18年度に、この取手つくば線に関しては私が質問しております。そのとき、重点事業として県に要望をとの答弁をいただいておりますが、その後の進捗状況についてお聞かせください。

3点目として、常総橋手前の歩道整備でございますが、この質問も平成16年に一度質問をしております。大変長い間、問題になっている点でございます。守谷高校に通う子供たちや守谷から伊奈高校に通う子供たち、また中谷原住宅から豊小学校に通う子供たちもこの道を使っております。毎日、大変危険な状況の中を通学路として利用しているわけです。その上、現在では、守谷へのアクセス道路として交通量が大幅増えております。

前回の質問で、未登記のところがあつ、その整備をしてからとの答弁をいただいております。その後4年が過ぎましたが、その後の進捗状況についてもお聞かせください。

この3点についてお伺いいたします。

○議長（今川英明君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

3点ほど県道の歩道整備というご質問でございますが、まず第1点目です。先ほどの質問の中で、県が行う新市町村づくり支援事業を活用して事業を実施するというご答弁を申し上げた路線につきましては、つくば野田線のゴルフ場に挟まれている区間、約1,900メートルについて茨城県が主体となつて事業を着手するというご答弁でございますので、この1番の高岡藤代線の福原丁字路から五反田方面への歩道整備についての中には含まれていない事業ということで、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、2点目の二三成橋から谷井田間の歩道未整備区間につきましてでございますが、この箇所につきましては多くの家屋がございまして、事業の補償の対象箇所が多くなります。そういったことから、多額の事業費を要することが考えられております。そういったことで、限られた事業費をより多くの事業に使うことよりも、一定の事業箇所を重点的に整備を行ひまして、短期間による供用を開始することが最も投資効果が発揮できるんではないかと思つております。このようなことから、現在、事業着手している箇所を重点的に整備を行ひまして、早期完成を目指したいと思つております。

続きまして、常総橋手前の歩道整備についてでございますが、この件につきましては、現在、豊体丁字路より青木地区の市道1 - 2号線と交わる十字路までの約1,610メートルの区間につきましては整備されております。しかし、ご質問の常総橋より青木十字路までの延長約370メートルの区間につきましては、まだ歩道が未整備でありまして、利用者の多くの方につきましては住宅地を迂回している状況にございます。

そういった中で、平成18年11月に地元の説明会を行ひまして、事業に向けて説明会を実施したわけでございますが、地元の地権者の意向によりまして、現在のところ着手困難な状態にございます。そういったことで、今後、地元の皆様のご理解が得られるよう努力してまいりたいと思つております。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） 高岡藤代線のところの福原地点は入っていないということで、大変残念ではありますけれども、行政の皆さんが懸命に取り組んで推進をしていられることは認めるところでありますが、しかし、長い間、問題とされている部分が、残念なことに

現実は一向に変更がないという状況であります。

確かに、県道の問題であり、県が決定するということもあります。そして、厳しい財政状況も確かにどこも同じである、このことは私も承知をするところでありますが、常総橋の歩道につきましては、橋の反対側の守谷側では、やはり4年前から少しずつ整備を進め、近々、残った部分の最後の用地買収に入ると伺っております。このように必要な道路整備が進められている。しかし、残念なことに本市では大変遅れている状況ではないかと感じております。一定の事業箇所を投資効果を見込んで挑戦をしていくという答弁もございましたが、住民の方にとっては、大変多い箇所に皆さんの要望があるわけです。

たまたま今回、高岡藤代線を使い中学校に通っていたことがあるという、ある青年の方からこのようなお話がありました。「自分たちも、毎日、あの道を通って中学校に通っていた。その中で、怖いと思ったことが何度もあった。今、自分の子供が生まれ、その自分の子がまたあの危険な道を通って学校に通わなければならないのかと思うと、大変不安である。今、通っている子供たちが事故に遭わないうちに何とかしてあげてほしい」との声でした。

私は、この話を伺い、何年もそのままの状況で放置をする、このようなことでいいのであろうかと感じております。現場の声には、それなりの理由があり、皆さんの必死の思いと行政への大きな期待があります。行政としても大変努力をされていることは、十分理解をするところでありますが、熱意と執念を持って取り組んでいただき、住民の皆様の期待にこたえていただきたい、このように感じるものであります。事情はそれぞれあるかとは思いますが、最後に、もう一度この対応についてのご決意をぜひお聞かせください。

○議長（今川英明君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

歩道の整備につきましては、ただいま染谷議員からご質問の中でありましたように、その重要性そのものにつきましては十分認識しているところでございます。そういったことで、今後も事業主体である茨城県に対して、早期に向けて整備していただけるよう要望してまいりたいと思っています。よろしくお願いします。

○4番（染谷礼子君） ありがとうございました。

○議長（今川英明君） 次に、8番岡田伊生君。

〔8番 岡田伊生君 登壇〕

○8番（岡田伊生君） 8番の岡田でございます。

質問事項につきましては、1点、区域指定についてということでございます。また、質問要旨につきましては、宅地率と線引き形状及び農振農用地の取り扱い等についての市の考え方、あと、もう1点としまして、関係所轄部及び課と議会による県の区域指定の基本的な考えを確認する必要があると思うんですが、いかがお考えかということで、明確にさせていただきます。

この区域指定制度につきましては、過去、伊奈町時代より通算しますと、倉持議員がたしか3回かと思えます。そして、私が今回で4回目ということで、通算しますと7回目になるということでございます。私も倉持議員も、質問のたびにこの区域指定制度は旧伊奈町時代が昭和54年に都市計画法に基づいて市街化と調整区域との線引きをして以来の30年振りの線引きの見直しということでの意義ある解釈ということだと思っております。

また、県指導課は、法的位置づけはないが、ここが肝心なところなんです、準市街化区域として茨城らしい都市づくりを実現するためにガイドラインにおいて定義づけをしております。そして第二の線引きでもあると言っております。

以上の重要な問題としてとらえておりますので、その辺をご理解いただきながら、よろしく願いをいたします。

さて、先ほども申し上げましたが、4回目の質問ということなので、制度や概要的な基準的なものの説明は省略をさせていただきますが、早速、質問ということになるわけですが、この通告の要旨、質問要旨につきましても、そういうわけで何回もしております。ご答弁もいただいている経緯はございますが、確認のためということであわせてお願いをいたします。

まず、昨年6月から12月にかけて、旧伊奈地区、60集落の説明会が終了して、いよいよ本年12月までに指定する原案を県に提出するんだというスケジュールを聞いております。この21地区の宅地率についてであります。

県条例の規定によれば、平成12年5月で廃止になった既存宅地制度の代替措置を意識した考え方が8-3でありまして、この区域内には、指定する場合、8-3の区域内に指定する場合の区域内には、約36%の宅地や学校が含まれていなければなりません。また、この制度の大きな目的でもあります、集落の過疎化防止の考えの観点から8-4の地区でございます。これについては、最低30%の宅地や学校等が存在しなければならないという規定がございます。規則ですね。つまり宅地率の下限値の規則であります。

この、つまり8-3、8-4の区域の最低平均宅地率は33%でございます。二つの基準を、基準というのは8-3と8-4でございますが、指定する場合、100引く33で67%が指定区域の面積として残るわけでございます。県指導課は、その中から含まれるであろう道路や水路や公共用地、これを約20%見ております。そして、それを引きなさい、引くべきであるという考え方からすると、47%が指定した区域での最大の利用できる可能な土地であります。未利用地といって位置づけております。

そこで、旧伊奈町が対象である今回の市の原案で、21地区ほどが指定の平均指定面積が約287.3ヘクタール、で、伊奈地区全体の6.3%だと思いますが、なっております。平均宅地率は170ヘクタールであり、59.2%。公用地、道路、用水路等の20%、つまり57.5ヘクタールを差し引きますと、未利用地、つまりこれから利用できる部分は20.8%で、57.7ヘクタールとあまりにも消極的になっているということでもあります。やはりこの辺はどうしてなのかということを、まずお聞きしたい。

そして、この地区説明の資料で、集落別評価ということでこういうのが回されております。これは、21地区を全部網羅して、それで今言った項目別に数字が入っております。これを見ますと、先ほども消極的という一番典型的なものが、例えば三島、下島地区ですよ。今言いましたように、宅地率が80.9%です。残りは、ここから、これは多分間違っているんじゃないかという気もするんですが、ここから今度は20%ほどの道路・水路、これを足してきますと0.9%、要するに100から80.9引く20ですから、もうほとんどないんじゃないかという計算になります。後で聞きますが、これ、20%の道路あるいは水路を引いていないんじゃないかということも出てくるわけですが、それは後回しにしまして、それから、弥柳、山谷地区も同じでございます。宅地率が70.4でございます。あるいは、新戸にしても80.2%。要するに、ほとんどないというようなくくり方だと私は解釈をしております。

ます。

ですから、この辺はなぜなのか、なぜそういう消極的な視点になってきているのかであります。それから、先ほど言いましたように、この公共用地の20%というのはこの資料の中で提示されていないのではないかという気がいたしますので、その2点ですね。

それから、線引き形状であります。

原案を見ますと、ほとんど農地を区域から外しています。宅地に隣接している農地や周りを宅地で囲まれているような農地さえも、区域から外されているのであります。つまりのこぎりの刃のような形であります。県の基準では、道路、河川、水路等の地形、地別境界を原則境として形よく整形化を図ると明文化しているわけであります。なぜこのような形になってくるのか。

3点目といたしまして、農振農用地の取り扱いについてであります。

県指導課と農政課の指導及び回答によりますと、本申請をする前には事前の審査といたしますか、事前に案を持って所管する指導課あるいは建築指導課と事前の協議をし、その案の中に農振農用地がある場合は農政課との協議をし、農政課は現地調査をして、建築指導課と協議の上、回答するとしています。市の原案では、農振農用地を100%外しております。この指導課と農政課との指導をどのようにとらえておられるのか、市長、担当部課長にお伺いをいたします。

以上、3点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 岡田議員の具体的なご質問でございますが、具体的な問題は担当部長の方に説明させますが、基本的なものだけをご説明申し上げます。

ご質問の区域指定の市の基本的な考え方についてのお尋ねでございますが、都市計画法の改正によって、ご案内のとおり平成13年5月17日に既存宅地制度が廃止されました。茨城県では、今、議員がおっしゃられたような意味でございますが、時限措置を設けて平成21年5月17日の建築着工までは認めています。

しかし、その期間が迫ってきていること、谷和原地区では区域指定を既に実施していると、また、集落住民説明会であらかた区域指定制度の理解が得られてきていること、あるいは農用地区域内農地の農用地として保全すべき区域は区域指定の区域に含められないと区域指定制度の勉強会などにおいて関係機関と確認されていることなどから、平成21年5月において市内に不均衡が生じないよう都市計画法の市街化調整区域での開発許可制度の一つである伊奈地区の区域指定の申し出を茨城県に行うことが、今年度は求められているものと私も考えております。

という基本的なものでございまして、今、いろいろな面積等々、議員から質問がございましたが、その件については部長の方から答弁させます。

○議長（今川英明君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答えいたします。

まず、第1点目の宅地率の高い地域の点でございますが、これにつきましては、先ほど市長の答弁にもございましたように、除外区域、いわゆる農用地として保全すべき区域等の農地につきましては除外をいたしました。そういったことで宅地率が高くなっていると

いう状況でございます。

もう1点の地形の問題でございますが、この点につきましても、道路あるいは水路での区分ということでございますが、いわゆる指定できない区域を除きますとどうしてもあのような形の地形になってしまうということでございます。

もう1点の農振農用地の取り扱いの件につきましては、従前にも商工会等の皆さんと勉強会を実施いたしました。この区域指定につきましては、先ほど来も申し上げており、農用地区域あるいは甲種農地、一種農地は除外区域となっております。そういった形で、今回、取扱いはこれに従って区域指定からは除外しているということでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 岡田伊生君。

○8番（岡田伊生君） 農振農用地とか、いろいろ農地を外したということですが、確かに農業も大切でございますので、農地をつぶせということを申し上げるつもりはございません。

しかし、これ、何回もお話をさせていただいておるんですが、第二の線引き、先ほども申しましたように準市街化というような考え方からいけば、やはりこれだけ遅れてきちゃったという実態は認めざるを得ないわけですから、せっかくのチャンス、後でこの話も出るんですが、せっかくのチャンスととらえて積極的な対応をすべきではないかと思っております。

それで、農振農用地、農地もそうです、農振農用地も除外せざるを得ないんだと。この辺も何度もお答えが出ております。しかし、私も、こういうものがあるんですよ。これは県土木課の方から出ているんですが、農業振興地域、要するに農振農用地ですよ。農業振興地域整備計画の総合的な見直しを行いますということで、出ているんです。中身は、要するに農振農用地を外すことができるということなんです、これ、実は。それで、それはどういうことかという、ことしの6月までにやれば可能なんですということで、県の土木課の方で出ているんですね。これは担当課で知らないというわけないと思うんですが、やはり除外できないものと、できるものというような考え方ではなくて、解釈は、できないものだというような解釈のもとでやっているんじゃないかと思うんですよ。

ですから、こういうものが前々からあるということ、私も最近これ知ったんですが、要するにこういうことなんです。この計画設定されている農業振興地域内の農用地は、原則として農地の転用が認められていないため、土地を農業以外の目的で利用する場合には事前に農業振興地域内の農用地からの除外——農振除外と呼んでいます——の手续が必要です。この受け付けは、例年6月末、9月末、12月末を期限に行っていますが、今回のように総合見直しに着手すると、今後2年間程度、農振除外手续の受け付けができなくなってしまうので注意してください」というようなことが書いてあります。

要するに、今まさにやらないと、また戻りますが、受け方というか、考え方の違いで、農振農用地、農地そのものをやらないんだという考えのもとでスタートしていれば、全然形がそういう形になっていっちゃう。また、時期的なものも言いましたように、既に時間がないと。これからもし考えを直すとしても、早急にやらなければならないということが出てまいります。

本当に、答弁はいただいておりますが、大変失礼な言い方で申しわけないんですけども、この区域指定制度をチャンスと見るのか。それとも、旧谷和原もやったから、ある

いは商工会、あるいはそういった経済団体といいますか、商工会の方からもそういう話があるということの解釈の中でやるのかということで、大分消極的に対応しているのか、積極的に対応しているのかで、将来大きなものになっていっちゃうと思うんです。

先ほど部長からもありましたけれども、平成17年9月に、これは伊奈町時代であります、所管の部課長と職員4名、それから商工会役員さんが7名、そして関係議員ということで私と倉持議員と海老原議員が県庁の方へ行って、いろいろとご説明を受けた経緯がございます。その中で、またその後も昨年までに役員さん方は7回ほどの指導を受けて、その指導等を私等もまた聞かせていただきながら勉強させていただいたということでもあります。

先ほども申し上げているように、市の原案を見ますと、執行部といいますか、考え方と、私どもの区域指定制度の条例の基本的な解釈が、先ほども何度も申し上げておりますが、大きく違っているように思います。私は、県指導課が、建築指導課が指導している、先ほども申し上げました準市街化区域として定義づけされておりますこの区域指定制度、地区計画も含めてですが、準市街化区域と呼んでいるようですが、もっと積極的に活用すべきと考えております。

そういう考えの中から、当市の伊奈地区の市街化率は、これも何度も申し上げております、県平均の3分の1であります。県の平均は、約16.7%ぐらいが市街化率であります。しかし、3分の1、約5.5%という、これはT×が開通しました、あるいは筑波研究学園都市が近いという地理を考えた場合、特異な体質というか、特異な地域であるというように言わざるを得ないんです。そんな意味からも、伊奈地区の4,554ヘクタールを、せめて県平均の16%にのせていきますと、728ヘクタールぐらいの指定を検討していくべきではないかと思っております。そして、これから30年、35年先の集落の未来を想定していただきたいということで、これも何度も申し上げているところであります。

過疎化ですね、この過疎化については、先ほど申し上げました条件がいい割には過疎化問題が現実にあらわれております。これは何かといいますと、今言った市街化率の問題なんです。農地はあっても、市街化ほとんどないんです。旧伊奈でいきますと5.5%、たしか谷和原地区が15%、合わせて今度11.幾つになっていきますが、旧伊奈でいきますとというような数字が出るわけです。この過疎化問題、そういった市街化の問題があるんです。

東地区、私の地区でございますが、東小学校でも、ことしの4月からは小学校がいよいよ複式学級になります。しかし、この問題は、市長あるいは教育長のご配慮いただきまして、市の採用の講師が張りつくということで、地元あるいは保護者の方は一安心をしているところでありまして、この場をおかりいたしまして御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

ちょっと脱線しましたが、そういった中で、きのうもこの過疎化の問題として出ていました中山（栄）議員の小学校児童の減少の問題という質問で、教育長は今後の市内の小学校児童の減少は避けられず、今後も複式学級校がないとは言えないと答弁をされておると記憶しております。これは、今申し上げました東小学校だけの問題ではないんです。このような市内小学校環境の解決対応策の受け皿としても、早期の積極的な原案が必要になってくるんです。まさに、県条例の趣旨である集落のコミュニティの維持を図る

目的に合致しております。これまでの伊奈地区の都市計画の歩みを振り返れば、先ほど申し上げました、冒頭申し上げておりますように、区域指定は第二の線引きとしてとらえ、議会もしくは所管委員会が関わっていくべきと考えております。

そこで、２回目の１点目といたしまして、既存宅地制度の経過措置期限の平成21年、来年の５月に切れます。これにこだわらず、原案の積極的修正の再検討が必要と思いますが、どのように考えていますか、お伺いをいたします。

また、２点目といたしましては、所管の部課と解釈に大きな隔たりを感じておるわけですが、改めまして県条例の基本的な考えを、県へ出向き、議会と所轄部課ともに確認できるべきと考えますが、この辺のお考えを市長にお伺いいたします。

しつこいようでございますが、この区域指定が決定すれば、次の線引きの見直しは30年から35年に１回になってしまうんです。大変重要でありますので、ぜひともよろしくご答弁のほどお願いいたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 先ほど市街化区域が小さいと、こういうご質問の中でございましたが、もともとこの旧谷和原と伊奈はまちづくりの手法が違って、当時、いわゆる旧伊奈では線引きをしなかったと。網をかけないで自由に開発してくださいということで、いわゆるご案内のとおりどこへでも家が建っているということから、昭和54年に開発されたところを線引きをして、今は伊奈東でございますが、それと谷井田地区の市街化をつくったと、こういうことでございます。

まだあの市街化の中には空き地がいっぱいございますが、それと、それから今、議員がおっしゃった農地の関係と今度の問題で、区域指定については部長の方から答弁させますが、私もそこまでは報告を受けておりませんので。今後の方針としては、前にも申し上げましたように、要は地権者の皆さんがどういう考えを持っているかと、そういうことから、よく地元へ行って、地元の地権者の皆さんのご意見を聞いて方向を打ち出せということで命令をしておるわけです。そういうことで、各集落の説明会も終わったということで作業に入っていると思うんですが、そういう方針でやってきましたんで、今後もその方針には変わりございません。何も狭くしようと、そういう考えがあって、私の方からああせい、こうせいやっているわけじゃございませんので、あくまでも地権者、地元のご意見を聞いてやっていきなさいと、こういう方向で進めておりますので、私の考えには全然変わりございません。

あとは、部長の方からご答弁を願います。

○議長（今川英明君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） 私の方から農振農用地の取り扱いについてお答えいたしたいと思います。

まず、確認しておきますが、区域指定ができるか、できないか、含められるかどうかという観点から考えれば、農振農用地は含めることはできません。農振農用地は含めることはできません。これは、県条例で決まっております。

ただ、しからは前もって農振農用地区域から外しておくことはできないかどうかという問題になります。農振農用地区域から外すことは可能でございます。ただ、転用目的がは

っきりしない場合は大変難しいです。いろいろな要件がありまして、それが全部合致しないと外すことは基本的にはできないということになっております。

それから、もう一つですが、農振農用地のほかに甲種農地、それから一種農地というくりがございます。これについても、区域指定に含めることはできないということになっております。仮に、農振農用地区域から外したとしても、その農地は甲種農地、一種農地という縛りは残っております。ということですので、これらの農地については含めることが非常に難しいと考えております。

○ 8 番（岡田伊生君） 再検討の話は、再検討の。この原案の再修正……。

○ 議長（今川英明君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○ 都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

区域指定の再検討できないかということでございますが、この件につきましては、今まで茨城県の担当部局との調整も行ってきたところでございます。したがって、今回指定できるところにつきましては最大限指定しているという考えがございます。したがって、再検討するということは今のところは考えてございません。

それと、県条例の基本的事項の確認ということでございますが、この件につきましては、先ほどの質問の中でも答弁申し上げましたが、従前より商工会さん等の説明の中でも確認されている事項がございまして、そういった中で理解していただいていると思いますので、県条例の基本的事項については、改めて確認するということは考えてございません。

○ 議長（今川英明君） 岡田伊生君。

○ 8 番（岡田伊生君） 今の部長の話なんですけど、先ほども何回も言っていますが、将来の大きな問題なんです。都市計画、大げさな話、都市計画に近いような、考え方としては、それほど重要なものだと思うんですよ。これから、県がわざとこの区域指定をしないで、この背景は茨城県の300万の人口の中で、要するに市街化調整区域に約4割の人口が住んでいるんだと。だから、なかなか人口も張りつかない、あるいはどんどん過疎化が進んでいるという、そういう現状なんですよ。まさにこの伊奈地区がそのネックとなっているとか、県が考えている地域なんですよ。

そういうことを考えれば、ですから、本当にこれ真剣に考えて、ただ先ほどの部長の話もそうです。農振除外はできないんだ、基本的にはできないと言いますが、県の指導課は出してみてください、そして現地調査を県の農業指導課の方でやりますよと、農政課でやりますよ、それで現地調査してまた結果を協議しますということは、要するに今言ったこの伊奈地区がどれほどの状況なのかをまず県に知っていただかなければならないと思うんですよ。ただこちらが決めちゃって、こうだからだめなんですよというような考え方というのは、私はどうしても理解できない。

先ほども言ったように、再検討できないというのはちょっと私は腑に落ちないんですよ。というのは、本当に将来の都市計画ということなんでよろしく、これをまたこのまま終わるわけにはいきませんので、3点目でそれはちょっとお話をさせていただきますが、これとまるっきり違った考えの市があるんですよ。

これは、隣の牛久市であります。池邊市長は、現在、牛久市は20.2%の市街化率を持って、県の平均よりは4.2ポイントも上回っているわけですが、それでも区域指定制度と優良田園住宅を活用した若者誘致計画というのを打ち上げております。100坪、1,000万円で

若者に住んでもらうんだということを目的としています。

これはどういうことかといいますと、やはり市は市の独特の考え方がございますでしょうが、やはり若い人たちに来てもらわなければこれからやっていけないんだと。これは当たり前前の話でありまして、ただ単に、先ほども申し上げましたけれども、多分できないであろうというような考え方で進めるべきなのか、戻りますけれども。この牛久市はまるっきり違うんですよ。まだまだ駅前にもそういう宅地がある、しかし高いんだと。だから、そういうところをくくって、若い人たちが手を出しやすい価格でもっていこうじゃないかという構想であります。うちの市とはまるっきり違うんですよ。やっぱり、その点をもう一度お考えをいただきたい。

それから、前回も申し上げましたが、これも財政面であります。今後のつくばみらい市の財政状況を考えますと、何度か前回も出ておりますように、行財政改革のこの努力は当たり前前といいますか、していかなければなりません。私は、やはり収入を意識した入りの部分をどうしていくかということを本当に考えていかないとだめなんじゃないかと。それにはやっぱり企業誘致と人口の増を図る。そういう、つまり先ほどの、今、受け皿として一番できるのは、やはりこの区域指定をどういうふうにしていくかということではないかと思っているんです。

そこで、積極的な案の作成をすべきでありまして、懸念されているのは、区域を指定したときに、例えばインフラ整備の費用をどうするのかということもあるのかなという感じはするんですが、やはりこの辺は、道路条例、あるいは例えば何メートル、建築基準法でいう4.5がいいのか市の方でつくればいいと思います。そして、それに基づいてセットバックして開発を進めてもらう。あるいは、排水条例をつくりまして、U字溝にしてもきちっとした1メートル幾つぐらい、50ぐらいの深いU字溝をセットすればある程度の勾配はできるだろうし、これは素人考えですから、あくまでもこれがいいということではありません。あるいは、排水条例等をつくって、これによってある程度のインフラの整備の抑制はできるんじゃないか、市の持ち出しですね。

そして、柏市が前にやっておりましたように、開発行為が発生したときに、今度は開発税をいただいて、それで進めていくということが可能なんではないかと思っております。

私は、何度も申し上げますが、30年目にしまして線引きがやっと実現するんじゃないかという観点から、やはり区域指定の一番のよい点、これは明確に自治体が決定ができて、そして道路や水路を境としてきちっとした形ができます。そして、土地の所有者は、今までどおり固定資産は調整区域と申しますか、調整区域ですよね、のまんまの課税で済むんだということをやはり最大の利点といたしまして、これを積極的に考えていかなければならないんじゃないかということで、ぜひともお願いしたいと思っております。

何度も申し上げますが、この問題は本当に大変な問題を含んでいると思うんです。丘陵部の方も、堤議員の方からもありましたけれども、あるからというけれども、それはそちらで一生懸命張りついていただくことは、これは当たり前前のことであります。しかし、旧集落をどうするかというのが、この区域指定の一番の問題点としているわけです。ぜひともこれは何としてでも再検討、あるいは何と申しますかね、申請の期限を、何も既存宅地制度の延長期限が切れる前にことしの12月にやるんだということで、拙速なことではなくて、もう一度検討していただきたい。私は、本当に思うんであります。

ぜひとも、これくくっちゃいますと、本当に細かい条例の中の、例えば小学校、今まで

で言うと、小学校出身者であれば農地も開発できるとか、いろいろなのがあります。50戸連担が云々とか、5年に一遍の詳細のあれは変わってはいますけれども、線引きそのものは30年たっただけで変わっていないんですよ、これは。ですから、やはりこれは、県が言っているように第二の線引きだということであれば、これは本当に慎重に考えなければならぬんじゃないかと思っております。

ですから、もう一度、部長は議会と一緒に行って、もう一度、県の制度の条例の確認をしたいんだということを申し上げたところ、それは必要ないと、もう決まってくるんだからというような答弁であります。私は、これは乱暴過ぎるので、もう一度だけ、その市長の方のお考えをお聞きしたい。

それから、今言いましたように、確認事項と、それと再検討、積極的な見直し、あるいはことしの12月に申し込むんだというようなことでやっているようですけれども、これも少し延期をしていただきたい。

この2点、先ほどいただいているんですが、再度お願いしたい。もしも、それがどうしてもということであれば、先ほども申し上げましたように、これは大きな問題でございますので、議会の中で議会調査特別委員会をお願いしてでもこの辺を確認して進めていきたいと思っておりますので、その辺もお含み取りをいただきながらご答弁をいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 先ほどからの岡田議員の質問、それから部長の答弁聞いていますと、いわゆるこの区域指定の手法というか、そういう関係についての解釈の仕方が違うように私も今感じているわけなんです。そういうことで、両方でまた県のご指導をいただいて、どこまでが可能か。さっきから消極的、消極的と議員おっしゃっていますが、私は消極的な姿勢は全然ございません。

ただ、問題は、先ほどから申し上げましたが、地権者の方々がどう判断するかなんです。地権者の土地へ線を引くわけですから、幾ら行政といえども、黙ってこうせい、ああせいというわけにいきませんから、地権者の了解のもとにやらなきゃならない。それには、やはり今の区域指定というものはどういうものであるか、どこまでどういうふうにできるのかということを、皆さんも含めてよく県のご指導を大至急、期限があるわけですから、大至急受けて、それで見直し可能ならば見直しもするし、地権者にもよくご理解をいただくと、こういうことでやっていただきたいと思っております。

○8番（岡田伊生君） ありがとうございます。

○議長（今川英明君） ここで暫時休憩をします。

1時から開会します。

午後零時22分休憩

午後1時10分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に続き会議を開きます。

次に、1番秋田政夫君。

〔1番 秋田政夫君 登壇〕

○ 1 番（秋田政夫君） 1 番秋田政夫です。通告質問、3 点ほど提案させていただいておりますが、教育問題、そして農業問題、経済問題、この3 点についてこれから質問させていただきます。

まず、最初の1 点ですが、今回、地域の教育力向上、それと放課後子どもプランとのかわりについて、この質問をさせていただきます。先ほど、放課後子どもプランについては染谷議員の方から質問がありまして、重複するところがあると思いますが、どうぞよろしくお願いします。

私は、今回、この放課後子どもプランについては、従来の縦割り行政組織と言われる中で、文部科学省と厚生労働省が連携して子供たちの教育環境づくりを推進していく放課後子どもプランは、大変画期的な事業と理解しております。子供の教育には、学校、家庭、そして地域社会、この三位一体が理想であり、このことは日本の歴史が証明しております。しかし、今日、少子化が進み、家庭あるいは地域社会の子供たちを取り巻く環境の変化に伴い、教育環境が大きく変わってきてしまいました。そのために、今回、この放課後子どもプランプロジェクトは、学校を中心に地域にある多種多様な教育力、人材を活用し、子供たちのために学校を支援していこうという、すなわち学校が地域の教育力に期待するプランではないかと考えています。

今、日本の社会では、この3 年間で団塊の世代700万人が定年を迎えようとしております。現役時代に蓄積した経験や知識を生かし、次世代を担っていく地域の子供たちの教育に貢献できる体制を、まずは制度化していくことが必要不可欠です。こう思うのですが、市の考えをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの秋田議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほども放課後子ども教室について質問いただいて、今後の進め方について答弁を申し上げました。

放課後子ども教室については、平成20年度に具体的に放課後児童プラン事業の方向を検討するために予算を計上させていただいておりますが、これは、秋田議員が最初の中で触れられた、地域の教育力向上策の一つとして打ち出されてきたものです。地域の教育力向上策というのはたくさんありまして、今年度、幾つか出てきたものも含めると八つほどあるんですけども、その中の放課後子ども教室の事業というのは一つになってきます。これは、教育委員会の生涯学習課の一環として取り組んでほしいということで、県の方で推進委員会を立ち上げ、今度は各市町村で運営委員会をつくりなさいということで、つくばみらい市としては検討委員会を組織してやるということ、先ほど申し上げました。

これは、今、議員がおっしゃられたように、地域の人材を活用しながら進めたらどうかということ、これも先ほど触れましたけれども、まだ検討委員会の中で、それらをどんな方向で、どの学校を中心にして進めるかということ、まだ話し合っていないので、その検討委員会の話し合いを参考にしながら市としては進めていく方向でいますので、その話し合いの状況で、どこの学校を中心にして、それから、先ほども話をしましたけれども、それぞれの学校単位でやるということになっていきますけれども、じゃあ、児童クラブみたいに年間何日間以上やりなさいという規定もありません。ですから、学校によってまちまちだと思います。週1 回でもいいと、それから週2 日でもいい、あるいは内容もさまざま

なものですから、それらを各学校ごとの実態に応じて取り入れてやっていくようになるのかなと思っております。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） 私は、質問しているのは、例えば市全体でそうした学校支援、ボランティア組織みたいなものをつくり上げて、その中で各学校にそういった子どもプランについて対応していけたらいいのかなと。そういう組織をまず土台としてつくって、それで学校を支援していくというようなことがいいのかなと思うんですね。それには、市として支援者の、また登録者のネットワークをつくりまして、これには保護者やPTAも含めて、地域住民あるいは社会教育、そういった各団体、そういったところからネットワークをつくって、そしてそれからそれに向かって支援体制をしていくような組織づくりが必要なんじゃないかなと今言っているわけですが、これについていかがでしょうか。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） 今の質問にお答えしたいと思います。

今までも、子供たちのいろいろな活動についてボランティアの方にお手伝いをいただいて、例えば前は谷和原と伊奈両方ありましたので、両方の子供たちの交流事業をやっていました。それから、19年度は、わくわくチャレンジ講座ということで、子供たち、土曜あるいは日曜、あるいは夏休み等を利用して、いろいろな体験活動等をしております。年間、大体12回から13回ぐらいは実施をしておりますけれども、このわくわくチャレンジ講座にもボランティアの方にお手伝いをいただいておりますので、これからもわくわくチャレンジ講座というのは続けていきたいと思っております。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） よくわかりますが、私は、やはりこれから地域が総力を挙げて、学校のいろいろな問題に組織をつくって対応していくことが、問題解決の一番ベストなあり方じゃないかと思うんですね。

それで、この事例として、千葉県の木更津市で、制度化して10年になるんですが、地域の教育力を学校に導入するということで、開かれた学校、地域に信頼される学校、魅力ある学校という学校を支援するボランティアの組織をつくったわけですね。そういった中で、平成10年に設立されて、現在、会員数が1,567名いらっしゃると。その中で、活動回数が、当初は251回でしたけれども、約5,000回に拡大していったと。この活動支援の内容ですが、教科指導の補助として体験談とか、特殊技能の享受とか、読書指導、学校行事についてはクラブ活動、部活動の指導、道徳指導、楽器演奏、各種スポーツの指導、生け花の講習、生徒指導、また防犯安全パトロール、こういったことを組織化されて、地域がボランティアとして学校に支援しているわけですね。

私は、こういう総合的な組織をつくることによって、学校のいじめの問題とか、先ほども質問に出ましたが、学校間の格差の是正の問題とか、また子育て支援あるいは地域のコミュニティ社会の実現、あるいはそういったことの交わりによって、子供たちが交わることによって子供たちの社会力を養成していけるんじゃないか。また、先ほどコミュニティバスの問題が出ていましたけれども、こういったことを活用することによってこのバスの効果が期待できるんじゃないか。送迎とか、そういった問題に。

ですから、ぜひとも今後、市としてこういった学校を支援するボランティアの組織をつ

くり上げて、そして学校にぜひとも協力していけるようなことをお願いしたいと、こう思います。

続きまして……よろしいですか。じゃ、お願いします。

○議長（今川英明君） 秋田さん、これ、3問目なんで、国際交流とかも聞いておかないとこれで終わっちゃいますから、その辺も。

○1番（秋田政夫君） わかりました。

次に、同じ問題ですが、国際交流協会等の設立について、現在のつくばみらい市の国際交流の現状について質問したいと思います。お願いします。

○議長（今川英明君） ですから……。

○1番（秋田政夫君） 関連。

○議長（今川英明君） ですから、国際交流もこれしかもうできないですよ。

○1番（秋田政夫君） はい、結構です。

○議長（今川英明君） いいですか。追加質問は、もう3問目ですから。

○1番（秋田政夫君） はい。

○議長（今川英明君） わかりました。

〔「質問しちゃわないと」と呼ぶ者あり〕

○1番（秋田政夫君） よろしいですか。

それじゃ、質問させてもらいます。

現在、国際交流協会については、茨城県でも市町村国際交流協会及び国際交流促進組織が設立をされております。目的は、国際交流を推進し、住民の国際意識、国際理解を深めることとなっておりまして、現在、県南地区では、土浦市、牛久市、つくば市、美浦村、阿見町、龍ヶ崎市、取手市、守谷市、利根町、1村2町6市がこの設立をしているわけです。

近隣の守谷市、取手市、つくば市なんですが、守谷市は1989年に設立されております。現在、会員が380人、年会費が1,000円、目的は姉妹都市との交流、外国人との交流、国際協力、貢献、日本語教室、機関誌等の発行。取手市は、同じく1989年2月に設立されて、個人会員が280人、守谷市と違うのは法人会員が18社、年会費2,000円、内容につきましてはほぼ同じようなことです。つくば市は、2007年3月設立されて、現在、会員募集中で、年会費が3,000円、団体が1万円、法人が2万円というような経費で運営をしているわけですが、私は、今回、特に子供たちに国際理解を深めてもらいたいと、こう思うんですね。といいますのは、特に、発展途上国の子供たち、これは非常に今、貧しい保健あるいは飢餓、飲料水、水問題ですね。それと、識字率の低下ですね、大変低いという中で、今、日本の子供たちは豊かな時代に生まれてきて、非常にその豊かさを、豊かさ実感としては受けとめていないんじゃないかと思うんですね。こういう国際交流の中で、国際理解の中でそういったことを特に理解してもらうことが、いわゆる日本の子供たちにとって非常に必要なことじゃないかと思うんです。そして、今、発展途上国においては、1日に5歳以下の子供が3万人ずつ亡くなっているんですね。非常に厳しい状態です。

ですから、そういったいろいろな国際交流によって、国際理解をすることによって、現在の自分たちの置かれている立場がよく理解できるんじゃないかと思います。先ほど質問の中で読書の問題も出ましたが、やはり本を読みたくても読めないと、そういった子供がたくさんいるわけですね。そこから考えれば、必然となぜ本を読まなくちゃいけな

いかという読書の問題も解決できるんじゃないかと思います。

そういったことで、ぜひつくばみらい市において国際交流協会を立ち上げていただき、このように思うんですが、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 国際交流ということでございますが、この国際化に対応するための組織、いわゆる国際交流協会ですか、隣接各市のお話が出ましたが、もちろん今、国際化がますます進む中で、国際協力、これまではライオンズクラブ等でホームステイなんかもやってきたようでございますけれども、国内外で展開されておるようでございますが、今は、市では残念ながら国際交流協会も何もつくっておりません。

市の中にも、日本語ボランティア団体というのが財団法人茨城県国際交流協会に登録されておるようですが、今は何か休止していると、活動を。こういう状態だそうですが、国際交流協会等の設立は現在考えておりませんけれども、今後そういういろいろな団体の皆さんと連絡を図りながら考えてまいりたいと思っております。いつ設立するかということはこちらで明言できませんが、そういう活動も必要であるということは私も認めておりますので、各団体あるいはそういう経験者の方々のご意見等を聞いてやってまいりたいなと、こう考えております。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） ぜひお願いしたいと思います。

それでは、2問目に入りたいと思います。

農業問題ですが、これからの農地の保全対策についてということで質問したいと思います。

現在、高齢化あるいは後継者不足のために、特に小規模農家にとっては農業経営の存続が大変難しくなってきました。また、一方に、市としても各種農業への育成、振興、施策に、補助金、負担金をもって活路を見出すべく支援をしているのですが、将来の農業の姿が見えないのが現状だと思います。特に、今後の農地の有効活用問題については、農家にとって個人個人ではなかなか打開策が見つからないのが現状であります。このままだと、耕作放棄地となる可能性も考えられるわけです。農地は、自然環境からも放棄地にはできませんし、大きな社会問題となりつつあります。

私は、今後、農業者側、いわゆる生産者からの問題としてではなく、これを産業としてとらえ、市、農協はもとより、消費者側あるいは商工会関係団体との協議会あるいは検討委員会をつくって、幅広い角度、視野から検討していかなければならないと考えますが、市のお考えをお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今さら、農業を取り巻く環境というのは、申し上げるまでもなく大変な厳しい状況に置かれておるわけでございますが、そういう中で、今、担い手の減少、高齢化の進行等で、今、議員がおっしゃられているように遊休農地が増加しているという状況下にあるわけでございます。

私は、合併前ですが、就任早々、そういうものを含めまして地産地消というものを皆さんにお願いをしてきたところでございますが、そういう中で、米飯給食を自前のというこ

とで、私が就任して始めた当時は食糧統制時代でございましたから非常に難しい点があったわけですが、今はそういうことはなくて、自由にやれるということでやらせていただいておりますが、もちろん今後もそういうものに取り組んでまいりたいと。

それと、今、地域水田農業ビジョン、これはつくばみらい市の農業基本構想の中にあるわけですが、この計画に基づいていろいろな事業等を展開してまいりたいと、基本的にこう考えております。

具体的な問題でございましたら部長の方からご説明をさせますが、以上です。

○議長（今川英明君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） お答え申し上げます。

まず、後継者の問題、後継者対策でございます。大変な重要な問題ととらえております。国の担い手農地利用集積促進事業というのがございます。これらを活用するという、まず1点ですね。

さらには、市の単独で土地利用集積加算助成を行うことによりまして、先ほど議員がおっしゃいましたように、産業として成り立つ規模経営拡大をまずしてもらいたいということで、認定農業者あるいは集落営農への土地利用集積を図っていくということで対応してまいりたいということでございます。規模経営拡大しまして、地域農業の担い手をさらに支援していきたいと考えております。

また、農地保有合理化法人、茨城みなみ農協がこういった資格を持っておりますので、これらの農協と連携をしながら、以前は旧伊奈町地区が活動範囲でしたが、昨年19年ですね、旧谷和原地区もこの農地保有合理化法人の活動範囲に含めまして、農地の貸し手あるいは借り手、こういった掘り起こしを行いまして、利用権の設定を進めております。さらに今後も進めていきたいと考えております。これらの事業を進めることによりまして、遊休農地の解消にもつながるものと考えております。

次に、農地の環境問題でございますが、農家離れが進行しますとどうしても農地が荒れてしまう、水路が荒れてしまう、そういった傾向がございますので、国の方で平成19年度から取り組んでおります農地・水・環境保全対策事業というのがございます。これらは、農業者ばかりでなく、地域の非農業者も含めて地域が一体となって農用地の環境保全に取り組むという事業でございますので、今後もさらにこれらを推進していきたいと考えております。

それから、先ほど市長の方からございましたように、地産地消運動でございますが、学校給食への地元農産物の供給につきましては、米、野菜、これらについて地域で生産されているものについては、農協、生産者、学校給食センターが一体となりまして取り組んでおるところでございますが、今後も、さらに品目、それから供給量を増やしていきたいと考えております。

地域の交流事業でございますが、以前から旧伊奈町時代から大豆のオーナー制度というものがございまして、オーナーを募集しまして、消費者がみずから収穫をしてもらうという事業でございますが、これらを実施しておりました。さらに、平成20年度からは、水稻のコシヒカリのオーナーを募集しまして農業体験していただくということで、今、方々でグリーン・ツーリズム事業ということで取り組んでおりますが、これらを進めてまいりたいということでございます。生産者と消費者が交流することによりまして、そのほかの農

産物の消費拡大にもつながっていけばということで、さらに進めてまいりたいということでございます。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） ただいまのお答えの中で、地産地消という言葉が出てきましたが、これについては全くそのとおりだと思いますが、もっともっと市民にそれをPRしていく。市民からまたもっと、それからもっと拡大して、もっとPRに行くと。やはり、市が本当に真剣に取り組んでいるんだという姿を見せていくことが大事じゃないかと思うんですね。

それから、現在、市民農園ですね、畑の活用ということで、新しい住民の方にそれを提供しているということも非常に大切なことじゃないかと思います。

また、食の安全についての教育ですね、これもやはり積極的に行っていただいて、農産物についての信頼を早く得ることができるような教育、そういったものも地産地消については大事なことじゃないかと思うんですね。

それから、過去に、現在の笠間市で、私、計画のときから完成まで何回か足を運んだことがあるんですけども、やはり笠間市も計画のときには、当時農政課の青木さんという課長さんがおられまして、非常に若い方ですが、何とか農業問題を活性化をしなくちゃいけないということで、学者を取り組んでクライנגルテンを立ち上げた。で、農家から農地を借りて、市が主体的に始めた事業でありまして、現在それが非常に成功しているということで、そういったことが一つの成功事例ですが、そのときに、どこから来たんですかというから、いや、旧谷和原村ということを書いたら、私は何度となく谷和原、高速やなんかで通るんですけども、笠間市は非常に陶芸で全国的にも有名ですけども、今のつくばみらい市ですね、ここは非常にいろいろなことをやるにしても恵まれたところだというようなお話を聞いて、何やっても成功するところだと、こうおっしゃっていました。

私は、そのときに、笠間市も非常に農業が厳しいということでそういうことをして対外的にアピールしていったと、農地の活用を考えていったという、非常にそれに感銘を受けてまして、やはりつくばみらい市も、非常に東京から近い恵まれた立地条件にあるところですので、いろいろな施策を、農業関係者だけでなくいろいろな各種団体と交流を持ちながら、そして農地の保全をいかにしていくかということを検討する、総合的に検討していけるような、そういった組織づくりがこれから必要なんじゃないかと思うんですね。ぜひそういったことをお願いしたいと思います。

以上で、2問目の質問を終わりたいと思います。

次に、3問目ですが、非常に現在、財政が厳しいと言われております。自主財源の確立に対する工業用地としての基盤整備についてということで質問をさせていただきます。

旧谷和原村時代から工業指定地域として、また、現在は、合併後、市の北部工業団地として位置づけられておりました福岡地区の一部は、工業用地としての基盤整備がいまだなされておられません。このままでは、今後、企業誘致としてのPR活動は不可能ですが、にもかかわらず既に優良企業が存在して市の財政に大きく寄与しているわけです。

また、今日、東部丘陵区の開発により、この地区を取り巻く立地条件も非常によくなってきて、大変期待されているところであります。合併特例債優先事業としての現在進められております東横戸台線道路の開通を目指して、またそれに伴うインフラ整備を進めて、そして何よりも地元住民との協力と理解を得ながら、工業用地としての基盤整備をぜひ進

めていただきたい。そして、企業誘致促進が、ひいては地元民の雇用の確保、地域活性化につながっていくわけで、また既存の立地企業についても非常に大きな効果を見出していくことと思うんですね。

これにつきまして、予算委員会でこの企業立地についての検討委員会を今度立ち上げたんだというような話をお聞きしたんですが、この点についてお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 自主財源の確立と工業用地の基盤整備についてということでの質問でございます。

今、議員からございましたように、東櫛戸台線も進めておるわけですが、これ周辺の、いわゆる福岡地区、ワープ周辺のエリアの複合産業地区を、それぞれ立地条件を整えるための研究、検討、計画を行うため、企業立地専門の協議会を20年度に立ち上げたいと。その中でいろいろ検討してまいりたいと。また、これから既存企業への、今ございます既存の企業への支援もしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） 合併によって、地方分権あるいは地方自治体の自立が求められてきておりまして、交付金の削減による厳しい財政運営が予想される中で、当然、住民負担のサービスの低下は避けていかなければならないわけであります。

そういった中で、一方には、健全財政基盤を確立していくためには歳入の確保、財源の確保に努めていかなければならないわけであります。現在、県もそうですが、財政調整基金ですか、いわゆる基金ですね。家庭で言えば定期預金ですね。これが非常に年々取り崩されており、来年はなくなってしまうんじゃないかというようなことが新聞でなされておりますが、市としても、予算書を見ますとその取り崩しがなされてあり、これについて非常に、これはいつまでもあるわけではないので、当然、その財源を確保していかなければ運営が成り立たないわけですね。そういう点から考えましても、ぜひこの企業誘致をするんだという、検討ではなくて絶対にするんだというようなことで、前向きに進めていってもらいたいと、こう思います。

今年度の税収、いわゆる市税を見ますと、個人税が21億3,600万円、法人が7億4,500万円、26%が法人が占めているわけですね。こういったことを考えても、年々、つくばみらい市も非常に人口増が見込まれるわけですが、当然税収は上がりますけれども、やはり人口が多くなればなるほど市はいろいろな多種多様なニーズにこたえていかなくちゃならないわけですね。そうすると、当然、いわゆる住民税だけでは対応し切れない。ですから、やはり企業を誘致してもっと法人税を上げていく、そういう施策をとっていかないと、これから非常に厳しい局面を迎えるんじゃないかと思います。

ぜひともこの企業誘致に対しましては積極的に取り組んでいただきたいし、また、早くそれを立ち上げることによって企業がそれに前向きに動いていけるわけですから、同時並行で、企業誘致と基盤整備を同時並行に進めていっていただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（今川英明君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） お答えします。

まず、企業誘致の考え方につきまして、大きく二つに分けて考えてみたいと思います。
まず、第1点でございますが、現行制度、条件のもとで誘致活動をどのように推進していくかという問題であります。それから、2点目としましては、現行制度、条件のもとでは、このような中では限界があるので、将来にわたって土地利用計画をどのように展開していくかということについて、以上2点についてお答えしたいと思います。

まず、第1点目でございますが、現在の企業誘致活動は、福岡の工業専用地域内の未利用地域1ヘクタール、それから、みらい平誘致施設約21ヘクタール、市街化調整区域で立地可能な物流業種あるいは技術センター型業種と限定された条件の中で進めております。来年度からは、有識者による懇談会を設け、より専門的な助言を得て、現行制度のままでも成果に結びつくような推進をしてまいりたいと考えております。

それから、2点目でございますが、また、将来の企業立地計画につきましては、工業団地を整備していくのか、地区計画で進めるのか、あるいはその他の方策で進めるのかなど、調査検討する協議会を20年度に設置しまして、企業の立地需要調査、それから地権者の意向、法規制の対処方法、立地に必要なインフラ整備の計画を立案するとともに、財源のシミュレーションを行いまして、費用対効果のある整備手法を選定していきたいと考えております。

以上のような二つの考え方を分けまして、今後進めていきたいということでございます。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） ぜひとも、企業誘致によって雇用が生まれるわけですね。雇用が生まれれば、そこに税収が生まれるわけですね。そして、そこに今度は商業に結びついていくわけです。そういった循環型の地域社会をぜひ構築していただきたいと、このように思うわけであります。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今川英明君） ここで暫時休憩をします。

10分間、暫時休憩します。

午後1時53分休憩

午後2時04分開議

○議長（今川英明君） それでは休憩前に続き会議を開きます。

-
- | | | |
|-----|-----|---|
| 議案第 | 3号 | つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 4号 | つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 5号 | つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 6号 | つくばみらい市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例 |
| 議案第 | 7号 | つくばみらい市環境保全条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 8号 | つくばみらい市地域福祉基金条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 9号 | つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 10号 | つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例 |

議案第 1 1 号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 議案第 1 2 号 つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例
 議案第 1 3 号 つくばみらい市健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例
 議案第 1 4 号 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
 議案第 1 5 号 つくばみらい市立学校条例の一部を改正する条例
 議案第 1 6 号 つくばみらい市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 議案第 1 7 号 市道路線の認定について
 議案第 1 8 号 平成 1 9 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 4 号）
 議案第 1 9 号 平成 1 9 年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
 議案第 2 0 号 平成 1 9 年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
 議案第 2 1 号 平成 1 9 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
 議案第 2 2 号 平成 1 9 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第 2 号）
 議案第 2 3 号 平成 1 9 年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 2 号）
 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度つくばみらい市一般会計予算
 議案第 2 5 号 平成 2 0 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
 議案第 2 6 号 平成 2 0 年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
 議案第 2 7 号 平成 2 0 年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 2 8 号 平成 2 0 年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
 議案第 2 9 号 平成 2 0 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
 議案第 3 0 号 平成 2 0 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
 議案第 3 1 号 平成 2 0 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
 議案第 3 2 号 平成 2 0 年度つくばみらい市水道事業会計予算

○議長（今川英明君） 日程第 2、議案第 3 号から議案第 32 号まで、30 案件を一括して議題とします。

これより委員長報告に入ります。

本会議において各委員会に付託された議案の審査経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長神立精之君。

〔総務常任委員長 神立精之君 登壇〕

○総務常任委員長（神立精之君） 総務常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託された議案 5 件及び請願 1 件について、その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、付託された案件について、去る 3 月 12 日及び 13 日に全員協議会室において審査を行いました。執行部からは、総務部長を初め、各関係課長ほか担当職員の出席をいただきました。審査は、執行部から内容について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施しました。

議案第 3 号 つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例の一部を改正する条例につきましては、平成 20 年 4 月 1 日からの市の行政組織再編に伴い、条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議案第4号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、厳しい市の財政状況をかんがみ、安定した行財政運営の一助として、市長を初め、副市長、教育長の給料について昨年同様に減額するための条例の一部を改正するものであります。

委員からは、具体的な削減の額について質問がされ、執行部からは、市長が月額74万1,000円のところ12.3%減額の65万円とする。副市長は、月額57万8,000円のところ3.1%減額の56万円とする。教育長は、月額54万円のところ5%減額の51万3,000円とする旨の答弁がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をした次第です。

次に、議案第5号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成20年度から納税協力員の制度を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第6号 つくばみらい市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例につきましては、合併時に置いた市長職務執行者は、新市長が選挙されたことにより不要となったため、条例を廃止するものであります。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第7号 つくばみらい市環境保全条例の一部を改正する条例につきましては、平成20年4月1日からの市行政組織再編に伴い、条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決するものと決定した次第であります。

次に、議案第18号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）の総務常任委員会所管部分であります。

審査の過程で議論された主な内容を申し上げます。

委員から、退職手当組合特別負担金で退職者数の質問が出され、執行部からは、定年退職者以外が11名で、全部で21人の退職者がある旨の説明がなされるなど、活発な意見が交換されました。

次に、請願第1号 あらためて『平川和子さんの講演会』を実施するよう求める請願書については、陳情第1号 「平川和子氏講演会」の偏向に関する陳情書と相反する内容である。また、新聞紙上で注目されていることなどから、陳情の趣旨も踏まえまして審議することとして進めてまいりました。

紹介議員の川上文子議員から、請願の趣旨について説明を求めました。さらに、執行部から中止になった経緯など説明を求め、その後、各委員から意見をいただきました。その主な内容を申し上げます。

平川和子氏の講演会以外にも、反対意見者の講演会も別日程等で行うべき。相反するこの問題についても、もう少し時間をかけて判断すべき。継続することなく判断すべき。両者の意見を聞くべき。今後講演会を開催すると前より大きな混乱を生じるおそれがあるので、慎重に判断すべきなどの意見が出されましたが、会期中に再度委員会を開催することで、当日は散会しました。

そして、翌日、予算委員会の散会の後、委員会を開催し、全委員出席のもとで改めて審議を行いました。委員の主な意見は、一度中止した事業を再度実施することは、より混乱

を招く。また、市の裁量権に対して議会で判断することは問題と思う。平川氏の講演を実施するとまた混乱が起きる。平川氏の講演を反対する方々は民主主義に対する挑戦である。請願を採択すべき。今後の動向を見るべきで、期間を置いて判断すべき。議会は正しい判断をすべきなどの活発な意見が交換されました。

審査の結果、採決により引き続き継続して審査すべきと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、この決定に対して議員各位の賛同をお願いしたく、ご報告をお願い申し上げます。

○議長（今川英明君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長直井誠巳君。

〔教育民生常任委員長 直井誠巳君 登壇〕

○教育民生常任委員長（直井誠巳君） 教育民生常任委員会からの報告をいたします。

去る3月11日に教育民生常任委員会を開催し、付託されました議案9件及び補正予算の所管部分につきまして審査をいたしました。その審査の経過並びに結果についてご報告をいたします。

まず、執行部から議案内容について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。

なお、執行部から議会事務局職員、副市長、関係部課長並びに同補佐等が出席をし、審議を進めてまいりました。

議案第8号 つくばみらい市地域福祉基金条例の一部を改正する条例については、基金の原資部分を活用できるように条例の一部を改正するものです。

委員からは、具体的な活用事業についての質問が出され、執行部からは、在宅福祉サービス事業や理髪サービス事業、寝具洗濯乾燥サービス事業、福祉移送サービス事業、介護用品支給事業、鍼灸マッサージ施術費助成事業、緊急通報システム設置事業などの答弁がなされるなど、意見交換が行われました。

審査の結果、原案に対し全員賛成で可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、議案第9号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例については、税制改正の影響により介護保険料が大幅に上昇するものについては、平成18年度、19年度に講じた激変緩和措置の継続を平成20年度も講じるため、また、特別の事情がある者に対する保険料の減免措置を講じるため、条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、原案に対し全員賛成で可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第10号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例については、後期高齢者医療制度の開始に伴い、根拠法令が老人保健法から高齢者医療の確保に関する法律へ変更され、また、学校教育法の改正で、医療福祉対策実施要領及び医療福祉費支給に関する条例準則が改正されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

委員からは、医療福祉費の支給制限、特に重度心身障害者等の制限の変更点について説明を求め、執行部からは、現行では前年の所得が1,000万円以上である者は支給対象外となっている。改正後は、512万9,000円以上は支給対象外となる旨の答弁がありました。

審査の結果、原案に対し賛成多数で可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第11号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、平成20年度から後期高齢者医療制度、特定健康診査等が開始されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

委員からは、葬祭費の支給や保健事業などについて質問が出され、執行部からは、葬祭費は3万円から5万円に増額され、他の法律の規定で給付を受けることができる場合は支給を行わないことや、保健事業がその他、被保険者の健康の保持増進、または保険給付のために必要な事業に改められたことについては、これまでのとおり変わらない旨の答弁がありました。

審査の結果、原案に対し全員賛成で可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第12号 つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例については、平成20年4月から茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢医療について、市が行う事務を定めるため条例を制定するもので、具体的な市の業務は保険料の徴収業務で、レセプト点検等の業務は広域連合が行うとされているものであります。

審査の結果、原案に対し賛成多数で可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第13号 つくばみらい市健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例については、老人保健法に基づいて実施されていた基本健康診査が、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律により医療保険者に義務づけられたため、条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、原案に対し全員賛成で可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第15号 つくばみらい市立学校条例の一部を改正する条例については、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い条例の一部を改正するもので、幼稚園、小学校、中学校の記載順序を変更する内容であります。

審査の結果、原案に対し全員賛成で可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第19号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算にそれぞれ817万9,000円を追加し、総額を29億9,474万5,000円とするもので、前年度の繰越金を一般会計に繰り出しするものであります。

審査の結果、原案に対し全員賛成で可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第20号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算にそれぞれ1,818万7,000円を追加し、総額を20億6,501万9,000円とするものであります。

委員からは、地域介護・福祉空間整備交付金の減額に対して質問が出され、執行部からは、特別養護老人ホームの申請があった。場所は、狸穴の現在デイサービス事業を行っているところで、今年度事業ができなかったため減額するもので、20年度に改めて申請となる旨の答弁がありました。

審査の結果、原案に対し全員賛成で可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第18号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）、当委員会の所管部分について執行部より説明を受け、審査しました。

委員からは、身体障害者福祉費の扶助費の補装具給付事業の350万円の増について質問が出され、執行部からは、市内の高校生が、けがで首から下が動かない状態となった。首から下が動かなくても、自由に動くことができる車いすを購入した旨の答弁がありました。

また、教育費の奨学金の84万円の減について、人数の減もあると思うが、奨学金のPR不足もあるのではないかと質問が出されました。執行部からは、当初予算上では貸付金を5人としていたが、実際は4人となり、高等学校奨学金では4人としていたが、実際は2人だった。人数的にも予算より減となった。奨学金のPRについては、広報に記載し、中学3年生に対し内容を周知している。また、高校生に対しても、高等学校に内容を周知している旨の答弁があるなど、活発な意見交換が行われました。

以上で、教育民生常任委員会に付託された議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、この決定に対し、議員各位のご賛同をお願いするよう申し上げ、報告といたします。

○議長（今川英明君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

次に、経済常任委員長倉持悦典君。

〔経済常任委員長 倉持悦典君 登壇〕

○経済常任委員長（倉持悦典君） 経済常任委員長報告。

平成20年3月12日13時から、経済常任委員会を全員協議会室にて開会し、委員7名全員と議長、そして議案説明のため執行部から副市長、関係部課長と関係職員の出席を得て、委員会に付託された議案7件について審査いたしました。

なお、審査のあり方は、前2委員会と同様の方法で進めました。

その審査の経過並びに結果をご報告いたします。

付託された議案第14号から、順次ご報告をいたします。

まず、議案第14号 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例は、平成19年末に豊南部地区農業集落排水事業の工事が完了し、平成20年4月から全面供用開始と見込まれることになったことにより条例の一部を改正するものと執行部から議案の内容について説明を受け、質疑と意見を求めましたが、委員会からの質疑はありませんでした。

審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号 つくばみらい市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。平成20年4月1日から合併に伴い水道事業を統合して運営するため、同条例の一部を改正するものと説明を受け、委員から、現行の条例での給水人口は伊奈地区と谷和原地区を合わせると4万8,220人となるが、改正案では4万2,960人と減少することになっている、なぜかとの質疑に対し、現時点での平成26年の人口想定にずれが生じたため、給水人口と給水量が変更になったと答弁がありました。

審査の結果、これも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号 市道路線の認定については、市道として管理の必要性が生じたためと議案説明がなされ、2問の質疑がありました。1問は、8 - 1409号線は市道となるのか、また二重に認定するのか、それはなぜかというもので、それに対し、手続上、市に移管する時間を短縮するために行うものとの答弁がありました。2問目は、1570号線はいつ開通するのかというもので、答弁は、事業主体の土地改良事務所と警察の協議がされていなかった、現在協議を進めており、供用開始は4月中旬以降になる見込みとの説明がありました。

審査の結果、これも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算と繰越明許費についての補正であります。質疑はありませんでした。

審査の結果は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第2号）も、歳入歳出予算の補正であります。この議案に対しましても質疑はなく、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出の予定額を補正するものですが、やはり質疑はなく、審査の結果、これも全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第18号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）の経済常任委員会所管部分について審査を行いました。

委員から、東櫛戸台線工事の進捗が遅れていると思われるが、27年度までの見通しはどうなっているのかとの問いに対し、3.9キロメートルを10年予定で進めているが、現在のところ当初の計画どおり進んでいる、設計をしっかりとて工事を進めていきたいとの答弁がありました。そのほか、数字的な質疑はなく、今議会において本委員会に付託された7議案の審査をすべて終了し、閉会いたしました。

審査の結果を再度申し上げますと、審査のみをした議案第18号を除く、議案第14号、第16号、第17号、第21号、第22号、第23号の6議案、すべて全会一致をもってその内容を適切と認め、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、申し上げました本委員会の決定に対し、議員各位のご理解とご賛同をお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議長（今川英明君） 経済常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

次に、予算特別委員長廣瀬 満君。

〔予算特別委員長 廣瀬 満君 登壇〕

○予算特別委員長（廣瀬 満君） 予算特別委員会における審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

当委員会に付託された議案9件につきまして、その審査の経過並びに結果をご報告いたします。

去る3月13日と14日、17日の3日間にわたり委員会を開催し、議長の出席のもと審査いたしました。13日は議会事務局、会計課、総務部、市民部、教育委員会の所管部分の予算について、14日は保健福祉部、農業委員会、産業振興部の所管部分の予算について、17日は都市建設部、水道課関係の予算について、それぞれの所管の部課長から説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施いたしました。

まず、議案第24号 平成20年度つくばみらい市一般会計予算について、歳出歳入予算の総額をそれぞれ137億6,450万円とするものです。

委員からは、メンタルヘルスへの対応について質問が出され、執行部からは、現在7名

の職員が療養休暇をとっており、所属長に対し研修を行うなど対策をとっている旨の答弁がありました。また、難病患者福祉手当の支給額の根拠について質問が出され、執行部からは、県団体連合会から交通費程度の支給を要望されていることから、バス券等とあわせて支給している旨の答弁がありました。また、オストメイト対応トイレについて今後の予定等の質問が出され、執行部からは、茨城県から臨時特例交付金100%補助で設置するので、今後の予定は今のところない旨の答弁がありました。さらに、委員から精神保健福祉の心の相談のPRを行うべきとの意見が出されました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億7,983万3,000円とするものです。

委員からは、人間ドックの実績について質問が出され、執行部からは、平成19年度2月末現在で利用券の発行件数が363件、脳ドックが122件である旨の答弁がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,650万3,000円とするものです。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,705万8,000円とするものです。

委員からは、普通徴収等について市独自の減免制度をつくるべきでないかとの意見が出されました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億7,235万5,000円とするものです。

委員から、保健給付費の住宅改修費についての質問が出され、執行部からは、介護により相違があるが、20万円を限度に見積書添付で申請していただくもので、住宅のバリアフリー等の工事が主なものである旨の答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億2,633万2,000円とするものです。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,075万5,000円とするものです。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,466万4,000円とするものです。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計予算については、収益的収入及び支出の予定額を、収入10億4,907万7,000円、支出10億1,129万円、資本的収入及び支出の予定額は、収入10億1,004万9,000円、支出11億447万6,000円とし、不足する額9,442万7,000円を損益勘定留保資金で補てんするものであります。

委員からは石綿管の改修について質問が出され、執行部からは平成21年度で終了する旨

の答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げます。この決定に対して、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（今川英明君） 予算特別委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

各委員長の報告及び質疑が終わりました。

討論・採決

○議長（今川英明君） これから討論、採決に入ります。

それでは、議案第3号 つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第3号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第4号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第５号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第５号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第６号 つくばみらい市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第６号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第６号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第７号 つくばみらい市環境保全条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第７号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第７号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第８号 つくばみらい市地域福祉基金条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第8号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第9号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

通告がありますので、原案に対し反対の方の発言を許します。

18番川上文子君。

〔18番 川上文子君 登壇〕

○18番（川上文子君） 議案第10号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、反対をいたします。

委員長の報告にもありましたが、この医療福祉費支給に関する条例の改正の中で、医療福祉費の支給制限、この部分が変わります。

（４）のところで、重度心身障害者、またその配偶者、それから扶養義務者である者の所得の前年の所得が1,000万円以上である場合制限をされていましたが、今まで。

それが、今度改正されまして、重度心身障害者、その者の前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める額に53万3,000円を加えた額、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める金額というのが459万6,000円、これに53万3,000円を加えますと512万9,000円以上である者、またはその配偶者、その扶養義務者が、同じように同法特別児童扶養手当等の支給に関する法律の額に定める以上の場合には支給制限をするということで、この後段の部分で言いますと、628万7,000円に扶養の1人当たり21万3,000円を加えた額、ですから650万円以上ということで、今まで1,000万円以上の収入の制限が下がるわけです。したがって、医療福祉費を支給される対象の幅が狭まるという結果です。

重度心身障害者等については、医療福祉費、今まで790人が対象になっていた。この一定部分が、今度の条例の改正によって医療福祉費の支給から外されてしまうということになります。

自立支援法の施行がありまして、障害者のサービス負担増が自立の芽を欠いているということで、大変、今、障害者は深刻な事態にあります。さらに、医療負担についても医療福祉を受けられないという人が増えるわけですので、私は、この条例改正には賛成できません。

以上、反対といたします。

○議長（今川英明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第10号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立多数。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第11号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例について討論を行います。

通告がありますので、原案に対し反対の方の発言を許します。

18番川上文子君。

〔18番 川上文子君 登壇〕

○18番（川上文子君） 議案第12号 つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例について、反対をいたします。

この条例は、議案第27号 つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算を実行するための保険料の徴収だとか、さらに保険料の徴収猶予などの後期高齢者医療制度の事務を市町

村が執行するための条例制定です。

私は、後期高齢者医療制度そのものに反対をする立場から、この条例、それから会計に反対するわけですが、後期高齢者医療制度というのは、ご存じのように75歳以上の方をすべて別枠の保険制度にするというものです。これは、団塊の世代が高齢期を迎える2025年、この時点を起点として、5兆円の医療費の削減するための法律としてつくられました。

どういう形でつくられたかといいますと、高齢者の特性に合わせた医療を支給するんだということです。75歳以上の高齢者の特性というのを三つ挙げまして、平たくいいますと、75歳以上になればたくさん病気にかかる、いろいろな病気にかかる。それから、もう一つは、ほとんど認知症になると。大変失礼な話ですけども、認知症になると。それから、もう一つは、そんなに間がないうちに死ぬと、いずれ死ぬんだからという、この高齢者の特性に合わせて医療の設定をしようという大変無慈悲な制度です。

どういう形でやるかということについて、同省の国民健康保険課課長補佐が、1月18日の石川県で開かれました後期高齢者医療フォーラムで、ずばっと本当のことを言いますということで、講演で話をしています。何と言っているかといいますと、医療費が際限なく上がり続ける痛みを後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくことにしたということで、まさに大変高齢者には痛みのある法律です。

幾つか述べます。

第1は、高齢者の所得と比べまして高い保険料を年金から天引きするということです。1人当たり、茨城県平均6万9,355円です。平均的な厚生年金年額208万円の高齢者でも、年額7万9,262円払わなければなりません。

第2番目として、無収入でも、生活保護基準以下の収入でも保険料が徴収されます。年金収入月1万5,000円以下の高齢者、この市内には、予算審議の中で出されましたが、月1万5,000円以下の年金収入者は530人いらっしゃるということです。この方からも年額1万1,200円の保険料が徴収されます。

3番目として、保険料は高齢者本人の収入で算定されるものではありません。世帯主の収入で決められます。息子と同居している場合は息子さんの収入で計算されまして、高齢者本人に収入がなくても均等割の減額はありせん。無収入でも均等割3万7,400円を払わなければなりません。息子さんにももらえますか。

4番目として、保険料の中で均等割を占める割合が54%、大変高いです。均等割が高いということは、所得の少ない高齢者に大変重いものになるということです。高齢者の収入で月10万円以下が40%だと言われています。国民年金で40年間満額掛ける、これは大変少ない人です、数として少ないわけですけども、満額掛けたとしても月6万6,000円。こういう実態が高齢者の実態です。そういう中で、所得が低い人ほど重い保険料が徴収される制度です。

5番目に、扶養家族である高齢者は保険料の負担ありませんでした。別に住んでいても息子さんの健康保険の扶養者になっていた方は、その健康保険組合が高齢者、お父さん、お母さんの医療負担をしてくれました。保険税の支払いもありませんでした。この方たちにも、2年間の軽減の猶予はされましたけれども、この方たちにも猶予後は保険料を負担しなければならない、こういう結果になります。

それから、6番目に、保険料徴収で滞納しましたら保険証を取り上げます。今まで、保険証の取り上げについては、老人保健対象者は資格証明書の発行をしない、つまり保険証

は取り上げない。幾らお金を払わないからといっても、高齢者からまで保険証を取り上げないんだ、これが今までのやり方でした。ところが、この後期高齢者医療制度の導入によって、保険料を払わなければ資格証明書の発行となります。全額払わなければ医療を受けられない、こういう結果になります。

7番目として、保険料は2年ごとに見直しになります。高齢者の人口はどんどん増えていきます。それに合わせて医療費が上がるわけです。医療費が上がるに合わせて、保険料をさらに上げるという形で仕組みがつくられていて、負担割合も順次高齢者人口が増えるごとに割合を増やしていく、こういう中身です。

8番目に、後期高齢者医療制度の実施とあわせて、高齢者の診療報酬が別立てになります。外来は月6,000円の包括払いです。2月13日に中央社会保険協議会が、外来、入院、在宅、また終末期も含めまして、75歳以上の医療を差別制限する、そういう別立ての改定を盛り込みました。まさに、高齢者、病院から追い出しということになります。どうせ死ぬんだから、具合が悪くなったらそれほど医療を受けないで早く亡くなってくださいというのが、今度の制度です。

本当に欠陥だらけです。残念ですけれども、06年、自民、公明の賛成でこの法律が通りました。4月実施です。各市町村で、今、条例が同じように審議をされています。この直前であっても、今、全国の地方議会から見直し、中止、撤回を求める意見書が採択をされています。3割を超えています。今、国会の中では、野党4党が廃止法案を出している、こういう状態です。

私は、直前であるけれども、全面見直しを求める、そして中止をする、このことが必要だと思います。その立場から、条例制定、そして会計についてもあわせて反対をいたします。

○議長（今川英明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第12号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立多数です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 つくばみらい市健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第13号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第14号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 つくばみらい市立学校条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第15号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 賛成多数です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 つくばみらい市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第16号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 市道路線の認定について討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第17号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第18号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第19号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第3号）に

ついて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第20号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第21号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第22号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成19年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第23号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。

10分間。

午後 3 時 0 7 分休憩

午後 3 時 1 7 分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に続き会議を開きます。

次に、議案第24号 平成20年度つくばみらい市一般会計予算について討論を行います。

通告がありますので、原案に対し反対の方の発言を許します。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

○12番（古川よし枝君） 平成20年度つくばみらい市一般会計予算に反対の討論をいたします。

平成20年度の地方財政の特徴の一つは、小泉構造改革、つまり三位一体の改革路線を基本として、昨年の参議院選挙での地方の反乱への対策として挙げられました地方再生対策費4,000億円を地方交付税に増額したことです。

つくばみらい市の地域再生対策費は9,900万円です。平成16年度2兆8,600億円的大幅削減後、毎年、減らしてきた地方交付税は、平成20年度は5年ぶりの増額となっています。しかし、これは、平成16年度からの地方交付税の削減と国庫支出金の三位一体の改革による影響の交付税削減から見ると、ごくわずかです。

つくばみらい市、平成20年度予算の財政規模は137億円、一般財源の交付税は19億6,000万円、臨時財政対策債4億2,000万円を合わせると、23億8,000万円です。昨年より3億3,000万円少ない。一方、市民税、固定資産税など住民税は61億1,900万円、昨年比で4億4,500万円増ということで、昨年規模の交付税の額は確保されました。

しかし、住民にとっては、昨年に引き続き、高齢者の増税や税源移譲で一律10%の税改定によって、市民の大きな負担増となっています。個人税、均等割の徴収率が90%と見る、昨年よりも5.5%も低く見積もらざるを得ないと予算審議で説明がありました。裏返せば、増額により、支払うことができないほど税負担は重くなっているということではないでしょうか。市民の負担によって増えた市民の税収の25%は、市の固有の財源として生かすことができます。住民の求める施策に、積極的に生かさなければなりません。

しかし、65歳以上の高齢者年金者への大変な増税の中、昨年に引き続き敬老祝い金の削減をするなど、民生費の老人福祉は前年度よりわずか3,900万円の増額だけです。さらに、

平成20年度から後期高齢者医療制度の導入で、75歳以上の方の不安、負担がふえ、十分な医療を受けられない事態が起こります。市独自の支援策が求められています。

市長は、「活力に満ちたうるおいとやすらぎのまち」をテーマにまちづくりを進めてきたと施政方針で述べていますが、予算編成では、昨年以上に人件費、一般行政の経費削減が指示され、徹底した歳出削減が叫ばれ、住民の切実な要求の声さえ上げづらくさせています。

一方では、合併の目玉であったはずの合併特例債の多くは、本来、県がやるべき県道整備に振りかえられ、市が負担金をして県道をつくらされるという結果となり、合併債を市独自の事業に生かすことが狭められています。

予算審議で、人事課からメンタルヘルスサポート相談を設けるという説明があり、職員の中にも7人も療養休暇をしている人がいると聞き、大変驚きました。正規職員を減らし、安上がりの短期間雇用の非正規職員を増やす市町村が、今増加しています。茨城県全職員の非正規職員率は29.8%、つくばみらい市では、県の平均よりも多く、38.2%です。少なくなる職員側も、負担感は重いといえます。同時に、労働環境の是正を図るべき自治体がみずから貧困層を増やしていることは大変な問題です。つくばみらい市においても、労働の実態に合う是正が必要です。

市総合計画では、メディアパークシティ構想とその周辺の産業集積型工業団地の促進を挙げていますが、県は、ことしの上半期までにメディアパーク社の廃止をするという方針を出しました。市長は、市にとって負の財産に至ったこの経過と責任を住民に明らかにして、何らかの決断をすべきです。企業誘致に関して、新年度は企業立地推進協議会を立ち上げ、福岡、ワープステーション江戸周辺に企業誘致の検討を進めるとしていますが、自治体がインフラを整備して企業を呼び込むこの手法は、どこでも今破綻をしています。呼び込み型の誘導策は、厳に戒めるべきです。

新年度の新規事業である消費生活センターの設置、小張小学校に学童クラブの設置、難病患者への見舞金制度の実施は、住民から待たれていた事業であり、実施されることはうれしいことです。実施にあたり、より内容の充実を求めます。

自治体財政健全化法は、平成20年度の予算の決算から適用されます。早期健全化基準、財政再生基準、この基準値をてこに、集中改革プランを上回る歳出削減が政府から迫られることになりかねません。住民の福祉を守り、暮らしを応援する真の「活力に満ちたうるおいとやすらぎのまち」、このまちづくりに取り組まれるよう求めて、反対の討論といたします。

○議長（今川英明君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番高木寛房君。

〔3番 高木寛房君 登壇〕

○3番（高木寛房君） 議案第24号 平成20年度つくばみらい市一般会計予算に対して、賛成の立場から討論いたします。

一般会計の総額は137億6,450万円となっており、対前年比で3.0%の増と積極的な予算編成となっております。

まず、歳入についてであります。市税では、みらい平駅前周辺の開発に伴い、個人住民税で約1億1,000万円、固定資産税で約1億7,000万円の増となっております。また、企業の業績の好調によりまして、法人住民税で1億6,000万円の増となっております。市税

全体では、約4億5,000万円の増収であります。しかしながら、市税の増額などにより、地方交付税が3億1,000万円の減、さらに地方特例交付金やその他交付金が減額となるなど、国及び県からの歳入が大変厳しい状況になっています。

一方、歳出についてであります。合併特例債事業で都市計画道路東檜戸台線整備事業、仮称豊体横町下宿線整備事業、板橋コミュニティセンター整備事業、幼稚園保育所整備事業の4事業が予定されております。これらの事業は、谷和原地区及び伊奈地区の一体化を推進するとともに、市政発展のために重要かつ必要な事業であると考えます。さらに、小張バイパスや守谷小絹線の整備などについても、より一層の事業推進を図り、市民の要望にこたえていくことが求められていると考えます。

また、消費生活センターの開設、妊婦健康診査の公的負担の拡充、小張小学校における児童クラブの開設、自動体外式除細動器の小学校への配備など、市民生活に密着した事業も予算化されており、速やかな執行を図っていくことが必要であります。

なお、厳しい市の財政状況を考慮し、市長、副市長、教育長の報酬減額をさらに1年間の延長を行うとともに、管理職手当の削減についてもあわせて延長することであり、評価したいと思います。

提案されている平成20年度予算は、つくばみらい市の基本目標でもある「活力に満ちたうおいとやすらぎのまち」を目指した総合計画の推進のために必要な予算でありますので、可決の上は迅速な執行をお願いしまして、賛成の討論とします。

○議長（今川英明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第24号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立多数です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第25号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第26号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第26号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

通告がありますので、原案に対し反対の発言を許します。

18番川上文子君。

〔18番 川上文子君 登壇〕

○18番（川上文子君） 議案第27号、つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算について、さきに第12号でつくばみらい市後期高齢者医療に関する条例で述べましたように、後期高齢者医療制度そのものに反対をする立場から、この27号、会計予算についても反対をいたします。

○議長（今川英明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第27号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立多数です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第28号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第29号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第30号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第31号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第32号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

閉会中の継続調査の件

○議長（今川英明君） 次に、日程第3、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、委員会条例第36条の規定によりお手元に配付しました申し出書のとおり、次回定例会の議会運営については閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報特別委員長から、委員会条例第36条の規定によりお手元に配付しました申し出書のとおり、議会の広報発行について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件

○議長（今川英明君） 日程第4、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員長から、委員会条例第36条の規定によりお手元に配付しました申し出書の

とおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

請願第1号 あらためて『平川和子さんの講演会』を実施するよう求める請願書については、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査にすることに異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議ありますので、起立により採決いたします。

請願第1号は、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立多数。よって、請願第1号は閉会中の継続審査とすることに可決されました。

閉会の宣告

○議長（今川英明君） 以上で、本定例会に付議されました事件は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成20年第1回つくばみらい市議会定例会を閉会します。

午後3時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成20年3月21日

つくばみらい市議会議長 今 川 英 明

つくばみらい市議会議員 高 木 寛 房

つくばみらい市議会議員 染 谷 礼 子